

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
武蔵野音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A. 演奏活動	88
基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム	92
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神「〈和〉のこころ」、教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、建学の精神を「〈和〉のこころ」と定め、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校（以下「本校」という）は、昭和4(1929)年、当時の東京府北豊島郡練馬町南羽澤（現在の東京都練馬区羽沢）で各種学校として呱呱の声をあげた。その後、昭和7(1932)年に専門学校として認可され、昭和17(1942)年には教員無試験検定取扱い許可学校に指定された。そして昭和24(1949)年、我が国初の音楽大学として設置が認可され、昭和26(1951)年、学校法人への組織変更を経て、現在に至っている。

創立者の福井直秋は西洋音楽の美に深く感動し、この音楽美の探究には、西洋の歴史、文化そして思想を含む「音楽」そのものに対する正しい理解が不可欠であると確信した。それまで、すでに師範学校等で音楽教育に携わっていた創立者は、「音楽芸術の研鑽」と教養に裏付けられた「人間形成」とは、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ったが、当時はそのような理想的な音楽教育を実践する場は、極めて稀であった。

本校の開設は、音楽教育に優れた実績を持ち、また、音楽に関わる著作も多かった創立者に、本校の設立を強く懇請した音楽を志望する生徒たち、創立者の教育に寄せる情熱に共感する教職員、さらには、計画の具現化を願い開設資金や物資の準備等、物心両面にわたり無私の協力を惜しまなかった親類縁者や善意ある人々の、強い「〈和〉のこころ」により極めて短期間のうちに現実のものとなった。

創立時には、生徒たちが率先して、校地の選定から校名や校章の決定、さらには校舎建設用地の整地に至るまで深く関わり、協力を惜しまなかったと記録されており、創立者は「〈和〉のこころ」こそが、この困難な計画達成への原動力であるとの信念から、これを建学の精神と定めた。

この建学の精神は、学生同士、教員同士、職員同士のみならず、学生、教員、職員相互の強い信頼関係の内に根付き、本学が折々に直面した艱難辛苦を克服し、発展し続けてきた基礎となり、90余年に及ぶ校史の中で現在に至るまで脈々と受継がれている。多様性や個性が尊重され、重視される現代の社会では、自分の人生を貫く考え方、生き方、すなわち個性、アイデンティティーが何であるか、どうあるべきかについて、しっかりと考え、かつ実践して、自分の中に培い確立していくことが大切であり、同時に、他人の個性や価値観をも尊重し、これを受入れる努力や包容力、また、そこから学ぶ謙虚な心も兼ね備わる必要がある。この協調性、協働性こそが、建学の精神「〈和〉のこころ」に直に通じるものであり、この精神は、「個々人の自立」と表裏一体となって捉えられるべきものである。本学の学生には、他者を尊重し、協調しながらも、自立して問題提起や解決ができる、こころある「音楽人」になってもらいたいと考えている。

また、創立者は、本学に勤務する者全員が、等しく、直接・間接に教育の充実・向上に携わるべきであるとの強い思いを抱き続け、その思いは現在もなお教職協働の精神として学内に広く深く定着している。このことは、「武蔵野音楽学園就業規則」にも表れており、例えば、第3条に、「職員」という一つの呼称のもとで、教育職員、事務職員、技術職員、労務職員（現在は採用していない）に分類している。さらに、第16条に、勤務に関する一般心得として、「職員は、法令に基づき、法人の定める規則、規程および経営、教育方針を

遵守し、同僚相助け、上司の命令に従い、職務の遂行に専念しなければならない。」と規定している。

本自己点検評価書においては、便宜上、教育職員を「教員」、事務職員及び技術職員を「職員」と記述する。

本学の教育方針は、上述のとおり「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を掲げているが、詳しくは、「3. 個性・特色」の項で後述することとする。

2. 使命・目的

学校法人武蔵野音楽学園は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を目的としている。（「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条）

これにのっとり、本学は、「建学の精神「〈和〉のこころ」を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及びその応用的能力を展開させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を使命・目的とする旨を冒頭に謳っている。（「武蔵野音楽大学学則」第1条）

また、武蔵野音楽大学大学院（以下「大学院」という）は、「本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与すること」を目的とする旨、同様に謳っている。（「武蔵野音楽大学大学院学則」第1条）

3. 個性・特色

A. 音楽芸術の研鑽

「音楽芸術の研鑽」には、音楽の技術的修練のみならず、知性と感性を共に練磨し、真の芸術としての音楽美を探究することが必須である。

このような視点から、学生の音楽的創造力、思考力、表現力を育成すること、さらには、音楽の研鑽の厳しさをよく理解し、それぞれの道を目指して真摯に音楽に取り組む学修意欲を十分に引き出すこと等が必要とされ、そのためには、大学として編成する教育課程での学修のみならず、オーディション、コンクールへの挑戦や、コンサートへの出演等の実践活動への積極的な取り組みを奨励し、加えて、校外学修等の音楽活動の実体験を積ませることも不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、教育者、研究者、文化芸術活動等の企画・運営を志す学生たちが、互いに切磋琢磨しながら、真の芸術としての音楽美の探究に取り組んでいる。そして、これらの学生たちが実社会へ巣立ち、さまざまな分野において周囲と互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」、及びこれを支える「強い基盤と広い土壌の形成」に大きく寄与することを、強く期待している。

B. 人間形成

多くの先人や識者が述べているように、芸術の探究は高潔な人格と結びつくものである。すなわち、「人間形成」と「音楽芸術の研鑽」は、表裏一体の関係にあると考える。

本学では、個人レッスンやアンサンブル指導等を、知識・技術の教授のみならず、人間形成の重要な場として位置付けている。楽曲の分析・解釈・演奏・創作を通じた学生と教員との、あるいは学生同士での有形・無形のコミュニケーションやディスカッションは、他者を理解・尊重し、協調する心を育み、個々人の人格の陶冶につながっている。

もとより、人間形成は教育課程のみで完結するものではなく、学校行事や部・同好会等における課外活動、地域社会や他大学との交流、学寮生活、学生の自主的活動等、平素の大学生活の端々からも、学ぶべきものは非常に多い。本学では、これらの活動を積極的に支援・振興し、指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目指している。

C. 3P主義（礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)）

本学では、前述した建学の精神に基づく教育方針に即した教育を進めるにあたり、他者への理解と尊重とを重視するとともに、礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)の三つに基づく生活の規範を「3P主義」と呼び、平素の生活において、学生のみならず、教職員にも実践することを求めている。

「礼儀」とは、挨拶から始まる日々の生活マナーを徹底することであり、「清潔」とは、環境面だけでなく、精神面での清潔を求めるものであり、「時間厳守」とは、日常の集団生活での約束事を守る基本であると、それぞれを位置付けている。創立者は、「3P主義」について、「比較的容易な実践面より入って、これを習慣とし、品性化することが、やがて音楽するものの人間完成への第一歩であると信じている」と述べており、本学では、その信念を受継ぎ、現在でも日々の実践に努力を傾けている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 4(1929)年	2月	武蔵野音楽学校（各種学校）設置認可
昭和 7(1932)年	5月	財団法人及び専門学校令による武蔵野音楽学校設置認可
昭和17(1942)年	1月	教員無試験検定取扱い許可学校に指定
昭和19(1944)年	3月	私立専門学校整備に関する文部省専門教育局長通達により「武蔵野女子音楽学校」に校名変更
昭和21(1946)年	4月	男子生徒入学再開
昭和24(1949)年	2月	武蔵野音楽大学音楽学部（器楽・声楽・作曲の3学科）設置認可
昭和25(1950)年	4月	短期大学部第2部設置
昭和26(1951)年	2月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更
	5月	大学別科設置認可
昭和27(1952)年	4月	短期大学部第1部設置
昭和28(1953)年	4月	大学及び短期大学部に専攻科設置

武蔵野音楽大学

昭和29(1954)年11月	教育職員免許法に定める課程認定
昭和33(1958)年 4月	音楽学部第2部設置
昭和35(1960)年10月	「ベートーヴェンホール」竣工
昭和39(1964)年 4月	大学院音楽研究科修士課程（器楽・声楽・作曲の3専攻）設置
昭和40(1965)年 4月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科設置
昭和42(1967)年 3月	「モーツァルトホール」竣工
10月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」開館
昭和44(1969)年 4月	大学院音楽研究科修士課程に音楽学専攻、音楽教育専攻設置
昭和46(1971)年 7月	入間キャンパス開設（埼玉県入間市）
昭和51(1976)年 4月	音楽学部入間キャンパスにおいて授業開始
昭和54(1979)年10月	入間キャンパスに「バッハザール」竣工
昭和58(1983)年 3月	短期大学部第2部廃止
昭和61(1986)年 3月	短期大学部第1部廃止
平成元(1989)年 3月	音楽学部第2部廃止
平成 5(1993)年 3月	パルナソス多摩（音楽研究施設）開設（東京都多摩市）
平成12(2000)年 2月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成16(2004)年 4月	大学院音楽研究科博士後期課程設置
平成18(2006)年 4月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科設置
4月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定
平成19(2007)年 4月	音楽学部音楽環境運営学科設置、学芸員課程設置
平成22(2010)年 4月	大学院音楽研究科修士課程器楽専攻・声楽専攻にヴィルトゥオーソコース設置
平成23(2011)年 4月	大学別科募集再開
平成24(2012)年 9月	「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行に伴い「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設の指定を解除
平成27(2015)年 4月	江古田キャンパスの「ベートーヴェンホール」を除く全ての校舎建替えのため、大学の教育研究機能を入間キャンパスに移転
平成29(2017)年 1月	江古田キャンパスに新校舎竣工
平成29(2017)年 4月	音楽学部演奏学科（器楽・声楽・ヴィルトゥオーゾの3コース）、音楽総合学科（作曲・音楽学・音楽教育・アートマネジメントの4コース）設置 器楽学科、声楽学科、作曲学科、音楽学学科、音楽教育学科、ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科募集停止 大学の教育研究機能（体育実技授業・体育施設を除く）を江古田キャンパスに統合
平成30(2018)年 4月	大学院音楽研究科修士課程器楽専攻にピアノコラボレイティブアーツコース設置
平成31(2019)年 1月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
令和 3(2021)年	江古田キャンパスに楽器ミュージアム（旧称・楽器博物館）のリニューアルオープンを準備中

2. 本学の現況

- ・ **大学名** : 武蔵野音楽大学
- ・ **所在地** : 江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢 1-13-1
入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神 728
- ・ **学部構成** : 音楽学部
 - 演奏学科
 - 器楽コース・声楽コース・ヴィルトゥオーゾコース
 - 音楽総合学科
 - 作曲コース・音楽学コース・
 - 音楽教育コース・アートマネジメントコース
- 研究科構成** : 大学院音楽研究科博士課程
 - 博士前期課程 (修士課程)
 - 器楽専攻
 - 器楽コース・ヴィルトゥオーゾコース・
 - ピアノコラボレイティブアーツコース
 - 声楽専攻
 - 声楽コース・ヴィルトゥオーゾコース
 - 作曲専攻
 - 音楽学専攻
 - 音楽教育専攻
 - 博士後期課程
 - 音楽専攻
 - 器楽領域・声楽領域・作曲領域・音楽学領域・音楽教育領域
- 別科構成** : 別科
 - 器楽コース・声楽コース・作曲コース・指揮コース
- ・ **学生数** : 学生数 (1,251 人)
 - 大学 (1,035 人)、大学院 (145 人)、別科 (71 人)
- ・ **教員数** : 教員数 (272 人)
 - 専任教員 (66 人)
 - 教授 (34 人)、准教授 (13 人)、講師 (19 人)
 - 兼任教員 (206 人)
 - 特別招聘教授 (1 人)
 - 特任教授 (7 人)、特任准教授 (2 人)、講師 (196 人)
- ・ **職員数** : 職員数 (98 人)
 - 専任職員 (89 人) ※法人職員 3 人を含む
 - 嘱託職員 (5 人)、パート職員 (4 人)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という）は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の第2項（2ページ）で記述したとおり、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第3条において、その設置の目的を定めており、これに基づき、武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）第1条には、本学の使命・目的を、また、「武蔵野音楽大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第1条には、武蔵野音楽大学大学院（以下「大学院」という）の目的を、それぞれ具体的かつ簡潔に明文化している。【資料1-1-1～資料1-1-3】

また、これらの使命・目的に基づき、本学音楽学部（以下「学部」という）の教育研究目的については大学学則第5条第2項において、そして、大学院音楽研究科（以下「研究科」という）博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という）及び博士後期課程の教育研究目的については大学院学則第4条第1項、第2項において、それぞれ定めており、加えて、学部・各学科・各コースにおける教育研究目的及び大学院各課程・各専攻の教育研究目的については、ウェブサイト、シラバス、学生便覧に明記している。これらは、それぞれの教育水準の順次性、到達度を踏まえ、その意味・内容を具体的・明確かつ簡潔な文章で示している。【資料1-1-2～資料1-1-7】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の第3項（2ページ）で記述したとおり、建学の精神「〈和〉のこころ」に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」及び「人間形成」並びに学生生活の規範である「3P主義」をもって、本学の個性・特色として位置付けており、これらを本学の使命・目的及び大学院の目的に反映し、明示している。建学の精神、教育方針及び「3P主義」は、ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧に掲載し、内外に公表している。【資料1-1-8～資料1-1-10】

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和24(1949)年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートした。その後、昭和40(1965)年、音楽学学科、音楽教育学科の設置が認可され、以来、平成17(2005)年度まで、この5学科の体制で教育研究活動を実施してきた。しかし、平成18(2006)年には、特に器楽・声楽の実技教育に重点を置く演奏家の育成を主たる目的とするヴィルトゥオーソ学科を新設し、さらに、平成19(2007)年には、音楽を中心とした文化芸術をマネジメントする能力を持つ人材の育成を目的とする音楽環境運営学科を新設して、もって7学科体制を構築し、変化する社会の要請に対応してきた。

この音楽学部7学科による教育課程の構成は、各学科それぞれの特長に対応したカリキュラム編成となっていたが、その反面、縦割りの傾向が強く、多様化する志願者のニーズや入学後における学生の要望に対して柔軟な応答ができない部分もあったため、平成29(2017)年に、演奏学科と音楽総合学科の2学科に再編・統合したのと同時に、各学科・コースで開講している科目を各別の学生が横断的に履修できるよう、教育課程の全面改訂を行った。【資料 1-1-11】

また、大学院にあっては、昭和39(1964)年、修士課程の設置認可を受け、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の3専攻の組織でスタートし、その後、昭和44(1969)年、音楽学専攻と音楽教育専攻の設置が認可され、以来、学部の5学科に基礎を置く、修士課程の5専攻の体制で教育研究を行ってきた。さらに、平成16(2004)年には、教育研究の一層の高度化を図るため、修士課程の5専攻に対応した音楽専攻5研究領域を置く、博士後期課程を設置した。平成22(2010)年には、修士課程器楽専攻及び声楽専攻の中にヴィルトゥオーソコースを、平成30(2018)年には、修士課程器楽専攻の中にピアノコラボレイティブアーツコースを設置し、学士課程、修士課程、博士後期課程までの一貫した教育研究組織を整えた。【資料1-1-12】

一方、平成23(2011)年に、社会全体の生涯学習に対するニーズの高まりや、進学・留学の準備のために短期間での学びを得たいという人々からの要望に応えるべく、かねて募集を停止していた別科を再開し、これまで多くの学生を受入れている。

以上のように、本学は、大学院等とも相携えて、変化する社会的要請や多様化する学生の要望等に対応すべく、教育研究組織の設置・改編を行い、これに合わせて、使命・目的、教育研究目的についての検討と見直しを重ねてきた。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、本法人の寄附行為で定める設置の目的を踏まえ、それに基づく大学の使命・目的、大学院の目的に従い、それぞれの教育研究活動を行っている。

平成 29(2017)年度の学科再編によりスタートした演奏学科及び音楽総合学科の2学科体制が、令和 2(2020)年度をもって完成年度を迎えたのを機に、各学科・コースの教育研究目的の記述が、より実情に沿った適切な表現となるように、語句の修正等を行った。時代の変化とともに、大学に対する社会からの要請や期待も絶えず変化しているため、今後においても引続き、その使命・目的を達成すべく、都度、十分な調査を尽くしながら改善を図っていく。【資料 1-1-13】

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び各学部・学科・コースの教育研究目的並びに大学院の目的及び研究科各課程・専攻の教育研究目的については、その設定や改訂の要否や内容等に関し、武蔵野音楽大学運営委員会（以下「大学運営委員会」という）及び教授会・研究科委員会での審議を経て、武蔵野音楽学園運営協議委員会（以下「法人運営協議委員会」という）で審議し、最終的に理事会において審議決定する手続きを踏んでいる。したがって、これらの過程において、役員及び多くの教職員が、各別の職責のもと関与ないし参画し、審議を行っている。【資料1-2-1～資料1-2-5】

以上のことから、使命・目的及び教育研究目的は、役員及び教職員の理解と支持を、十分に得ている。

1-2-② 学内外への周知

在学生に対しては、使命・目的、教育研究目的につき、学則への規定やウェブサイトへの掲載に加え、シラバスや学生便覧においても適宜、周知している。かつ、建学の精神、教育方針については、入学式の学長式辞、必修科目である「キャリアデザイン（導入編）」の授業における説明に加え、新入生・在学生に向けた学長メッセージをウェブサイトに掲載することで、周知している。【資料1-2-6～1-2-15】

また、保護者、卒業生、その他の学外関係者に対しては、ウェブサイトへの掲載、各種印刷物の送付により、可及的な周知をしている。かつ、「武蔵野音楽大学後援会役員会」や、「武蔵野音楽大学同窓会」の総会及び各道府県支部総会においても、それぞれ出席した教職員が、折に触れて直接説明している。【資料1-2-16、1-2-17】

なお、受験生に対しては、ウェブサイトや入学者選抜要項等の記載により周知するほか、オープンキャンパス等の学生募集イベントにおいて、各種資料を配付した上で、スライドを用いて建学の精神、教育方針について解説し、周知している。【資料1-2-18～1-2-20】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本法人は、平成25(2013)年度から、5か年を計画期間とした「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という）を策定し、学内外の状況・環境の変化、同計画の進捗状況、認証評価結果等を踏まえ、毎年度、中長期的な視野に立ちながら見直しを繰返し、都度、所要の修正・変更・補足等の改訂を施している。その冒頭に「学園を取り巻く

環境と今後予想される様々な状況の変化に対応しつつ、学園の建学の精神「〈和〉のこころ」並びに教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」に基づき、教育研究の充実・振興を図るための計画を立て、これを着実に実現することにより、もって公的機関として安定的な学園運営の発展を図ることを目的として中期計画を策定する。」と明示しているところである。

この学園中期計画の中で、特に大学の教育の内部質保証に関わる計画については、その「使命・目的を達成するため、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」を起点とするPDCAサイクルを確立し、教育に関する内部質保証を確保する。」ことを目標として明示し、その具体化として、「教育研究目的の継続的な検討・見直し」を実施事項の一つに設定している。【資料1-2-21】

以上のとおり、建学の精神、教育方針、使命・目的、教育研究目的は、中長期的な計画の基本的な枠組みとなっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与するという本学の使命・目的を達成するため、学部のディプロマ・ポリシーでは、その教育研究目的に基づき、卒業時に求める知識・能力・人間性について定めている。また、カリキュラム・ポリシーでは、本学の教育方針を具現するため、各コースの教育研究目的に適うよう、教授研究するための教育課程の編成・実施について方針を定めている。さらに、アドミッション・ポリシーでは、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して本学が求める学修意欲と能力について定めている。【資料 1-2-22】

研究科においても、文化芸術の進展に寄与するという大学院の目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーでは、各課程の教育研究目的に基づき、修了時に必要な知識・技術について定め、カリキュラム・ポリシーでは、高度な学識と技術を体系的に教授研究するためのカリキュラム編成について、その方針を定め、アドミッション・ポリシーでは、建学の精神及び教育方針に基づき、入学に際して求められる探究意欲と能力について定めている。【資料 1-2-23】

以上のように、使命・目的、教育研究目的は、三つのポリシーの中に反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、後掲《図1-2-1》のとおりであり、その使命・目的に基づき、学部、研究科、別科、専攻科（募集停止中）、さらに、これらの教育研究を支える施設として、図書館、楽器ミュージアム（現在、リニューアルオープン準備中）を設置している。

学部には、教育研究目的を達成するため、演奏学科及び音楽総合学科を置いている。まず、演奏学科には、各専攻楽器の奏法を修得し専門的知識を備えた演奏家・指導者を育成する器楽コース、歌唱法を修得し専門的知識を備えた声楽家・合唱団員・指導者等を育成する声楽コース、演奏技術の修得に特に重点を置き高度な演奏能力を備えた演奏家を育成するヴィルトゥオーゾコースという三つのコースを置いている。次に、音楽総合学科には、作曲・編曲法の能力と音楽理論に関する知識を修得した作曲家・編曲家・指導者を育成する作曲コース、多様な音楽を歴史的・地域的・理論的に調査・研究する音楽研究の基礎を修得した研究者・音楽評論家・ジャーナリスト等を育成する音楽学コース、音楽教育の基

礎理論を修得した音楽教育研究者・教員・音楽指導者を育成する音楽教育コース、芸術的感性とマネジメント能力を修得し、各種舞台芸術・音楽文化産業を牽引する人材を育成するアートマネジメントコースという四つのコースを置いている。

大学院においては、その目的を達成するため、研究科を置き、修士課程と博士後期課程を設置している。修士課程は、学部のアートマネジメントコースを除くそれぞれのコースに対応する専攻・コースを、博士後期課程は、修士課程の各専攻に対応する1専攻5研究領域を置き、より高度な教育研究を行っている。なお、アートマネジメントコースに関しては、学部4か年で修得した知識・技能を、実際の社会に出てからさらに伸ばし生かしていくべき分野と捉え、修士課程・博士後期課程は設置していない。

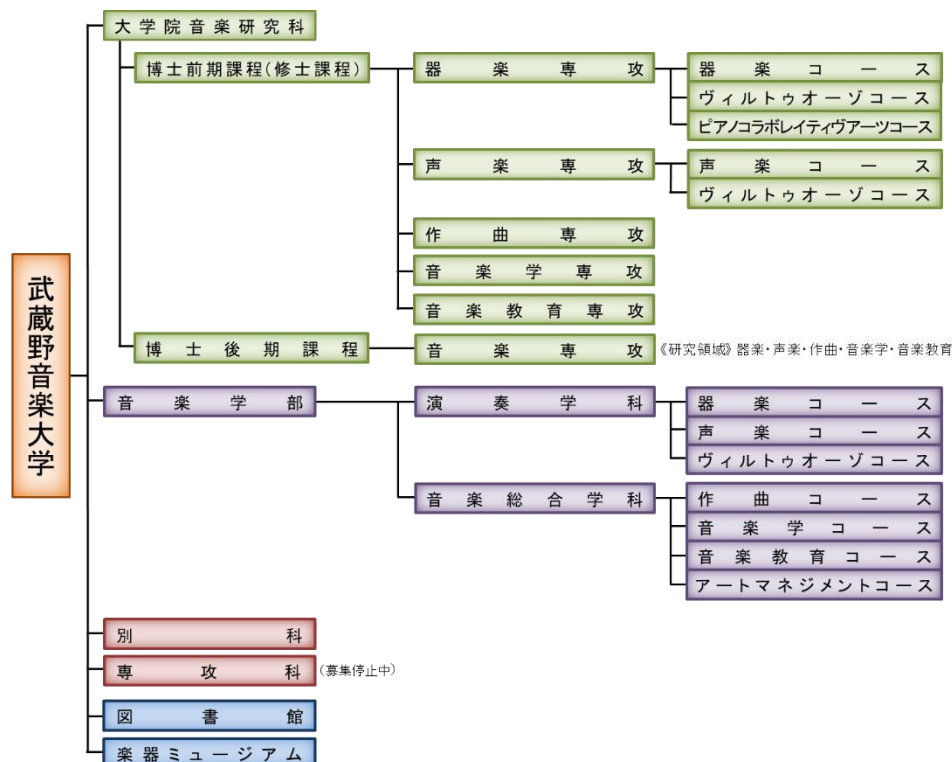
別科は、音楽に関するさまざまな学びのニーズに応え、幅広い年齢層を対象として開設している。

図書館は、学修を助け、教育研究上必要な資料（楽譜、音楽書、一般図書、AV資料等）を収集、管理、整理、保管し、学生や教職員、卒業生の利用に供することを主な目的とする。楽器ミュージアムは、その前身である楽器博物館において、授業における資料提供や見学会の実施、学芸員課程実習施設として学内外の実習生の受入れを行うとともに、一般にも公開してきたものであり、その継承を企図してリニューアル準備中である。また、図書館と楽器ミュージアムは、これらの目的のほかに、学術上貴重な資料の保存の役割も担っている。【資料 1-2-24、1-2-25】

これらの組織により、建学の精神、教育方針、使命・目的に基づき、教育研究を行うことによって、我が国の文化芸術の振興に寄与している。

以上のことから、使命・目的及び教育研究目的に整合した教育研究組織は整備されている。

図 1-2-1 教育研究組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境は、今後一層複雑・多様化することが予測され、これに伴い大学に求められる役割も変化していく。しかし、そのような状況であるからこそ、一層、建学の精神「〈和〉のこころ」のもと、本学の使命・目的の達成のために、教員・職員が一丸となって教育研究を行い、学生にその精神を浸透させていかなければならない。そのため、現在、本法人の歴史と創立者に関する貴重資料を展示する武蔵野音楽学園記念室（以下「記念室」という）のリニューアルオープンに向けて、準備を進めている。ここでは、旧記念室と比べ、創立者の建学への情熱やその後の学園の発展、すなわち建学の精神や教育方針が深く感じ取れる展示を計画している。卒業生ほか来校者に見学いただくばかりでなく、むしろ教育の一環としてこの記念室を活用し、本学の建学の精神、使命・目的、教育方針の意義に対する理解の深化を学生に促し、これらのことが日々の勉学や学生生活の指針となるよう、開室の準備を進めていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び学部・学科・コースの教育研究目的、大学院の目的及び研究科各課程・専攻の教育研究目的は、建学の精神に基づき具体的に明文化され、本学の個性・特色を反映したものとなっている。その策定の過程で、役員及び多くの教職員が関与・参画しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。学内外へは、簡潔な文章や説明によって、さまざまな媒体や機会を通し、周知している。学園中期計画や三つのポリシーは、建学の精神、教育方針に基づき、使命・目的、教育研究目的を反映させて、策定している。使命・目的、教育研究目的を達成するために必要な教育研究組織は、変化する社会の要請に応じ適宜見直し、整備されている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、その使命・目的及び教育研究目的に基づき、音楽学部（以下「学部」という）及び本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）のアドミッション・ポリシーを、それぞれ下記《表2-1-1》及び《表2-1-2》のとおり定めている。これらの方針にのっとり、公正かつ妥当な入学者選抜を行い、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、学生を受入れている。

これらの方針については、入学者選抜要項に明記するとともに、「武蔵野音楽大学キャンパスガイド」やウェブサイトに掲載するほか、大学受験講習会、オープンキャンパス、全国各地で開催する学校説明会、「音楽大学合同進学フェア」、大学院進学説明会等においても、その折々に教職員が説明し、学内外に周知している。【資料2-1-1～2-1-6】

表 2-1-1 学部のアドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」、および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような学修意欲と能力を備えた者を、各コースの専攻別科目、共通科目、面接、調査書等による多面的・総合的な入学試験によって選抜する。

- 1 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。
- 2 音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲のある者。
- 3 専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、および思考力、判断力を備えた者。

表 2-1-2 研究科のアドミッション・ポリシー

武蔵野音楽大学の建学の精神「〈和〉のこころ」および教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に共感する以下のような探究意欲と能力を備えた者を、入学試験によって選抜し受け入れる。

- 1 音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者。
- 2 広い視野に立ち、創造的な演奏および研究活動を行うに必要な資質を備えた者。
- 3 本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A. 入学者選抜の実施体制

入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」（以下「入学者選抜規程」という）に基づき、学長を委員長とする「入学者選抜委員会」のもとに、学務部長を実施責任者とする入学者選抜業務本部を置き、全学的な体制で実施している。【資料2-1-7】

「入学者選抜委員会」は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行うため、前年までの選抜内容（過程と結果）を踏まえ、学部と研究科とが求める学修者の意欲と能力と

をどのような方法で計るか検討を重ねた上で、試験科目やその内容等を決定している。また、可否に際しては、アドミッション・ポリシーに定められた項目と志願者の能力について、採点委員及び面接委員が審査・評価し、その結果は「入学者選抜委員会」の審議を経て、「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）に提議し、教授会・研究科委員会の意見を聴取し、学長が決定している。以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証は、公正、適切に行われている。【資料2-1-8～2-1-11】

なお、アドミッション・ポリシーと試験科目の関係については、「B. 学部の入学者選抜」と「C. 研究科の入学者選抜」で述べる。

B. 学部の入学者選抜

a. 入学者選抜の区分

学部の「令和4(2022)年度入学者選抜」は、《表2-1-3》の入学者選抜区分で実施する。なお、総合型選抜は、「令和3(2021)年度入学者選抜」から導入している。

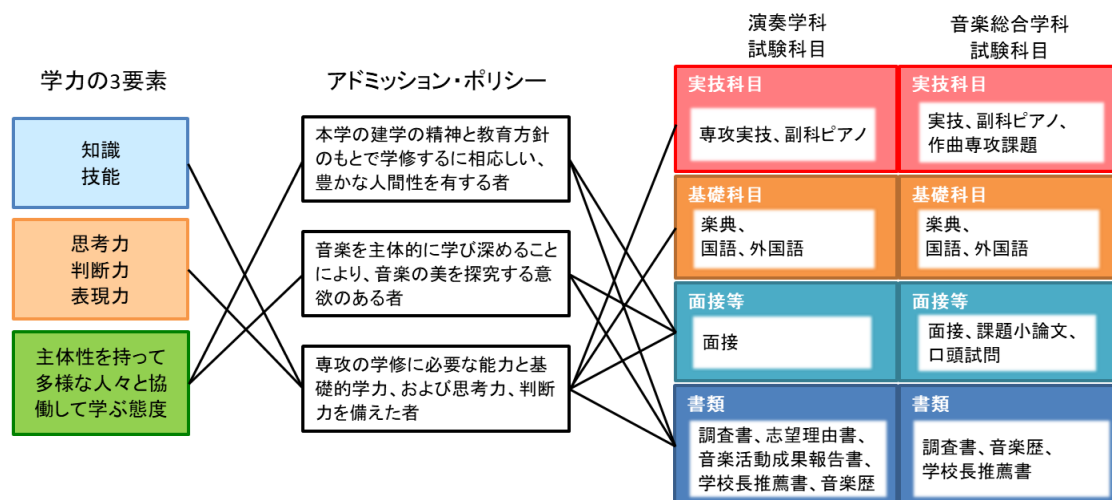
表 2-1-3 学部の令和 4(2022)年度入学者選抜区分

募集年次	入学者選抜区分		募集学科・コース
第1年次	総合型選抜		演奏学科ヴィルトゥオーゾコース
第1年次	学校推薦型選抜	指定校制推薦	演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科全コース
		附属高校特別推薦	
		附属高校推薦	
第1年次	一般選抜	A・B・C 日程	演奏学科全コース 音楽総合学科全コース
第1年次	外国人留学生		演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科全コース
第3年次			演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科作曲コース・音楽学コース
第3年次	編入学	指定校制推薦	演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科作曲コース
		一般	演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科作曲コース・音楽教育コース
第2年次 第3年次 第4年次	転入学	指定校制推薦	演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科全コース
第3年次		一般	演奏学科(ヴィルトゥオーゾコースを除く) 音楽総合学科作曲コース・音楽教育コース

b. アドミッション・ポリシーと試験科目との関係

アドミッション・ポリシーと試験科目等との関連性は、下記《図 2-1-1》のとおりである。

図 2-1-1 アドミッション・ポリシーと試験科目等の関連図



本学では、全ての入学者選抜に際し、「調査書」の提出と「面接」（本学附属高校出身者を除く）を課しており、これらを通して、アドミッション・ポリシーに定めている「本学の建学の精神と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有しているか」について、確認している。また、「音楽を主体的に学び深めることにより、音楽の美を探究する意欲」については、「面接」や「課題小論文」「口頭試問」「調査書」「音楽歴」「志望理由書」「音楽活動成果報告書」等を通して確認している。あるいは、「専攻の学修に必要な能力と基礎的学力、および思考力、判断力」については、演奏学科においては「専攻実技」「楽典」等により、音楽総合学科においては「実技」「課題小論文」「口頭試問」等により、各審査し、評価している。なお、入学者選抜の問題については、全て学内で作成している。【資料2-1-12】

c. 入学者選抜区分ごとの特性

「令和3(2021)年度入学者選抜」から導入した総合型選抜では、早期に優秀な人材を確保するという企図から、演奏学科ヴィルトゥオーゾコースのみを募集しており、試験科目の「専攻実技」「面接」に加え、「調査書」と「志望理由書」「音楽活動成果報告書」の提出を義務付けている。ヴィルトゥオーゾコースの入学者選抜（後述する一般選抜でのヴィルトゥオーゾコースの入学者選抜を含む）では、高い演奏技術の修得に重点を置く本コースの特性を踏まえ、器楽コースまたは声楽コースの実技試験課題に加え、より長時間かつ高度なレベルの実技試験課題を課している。なお、総合型選抜でヴィルトゥオーゾコースに不合格であっても、一定の基準以上の成績を収めた場合には、本人の希望により演奏学科器楽コース、声楽コースへの入学を認めている。

学校推薦型選抜では、本学の指定する高等学校の校長が推薦し、かつ、原則として 在 校中の学習成績の状況が「3.3以上」である者を対象として行う。この際、在籍校を「普通高校」と「音楽高校（音楽コース等これに準ずる学校を含む）」の二つに区分し、各別の特性を考慮し試験科目の設定をしている。また、学校推薦型選抜のうち本学附属高校

からの選抜は、附属高等学校長の推薦に基づき「特別推薦」と「附属高校推薦」に区分して行う。これらのうち「特別推薦」は、在校中の学習成績、音楽実技、人物、生活等を総合的に評価し、特に優秀な生徒若干名について、試験を免除するものである。残る「附属高校推薦」では、「特別推薦」による入学を認められた生徒以外の生徒を推薦し、前述した学校推薦型選抜の音楽高校に準じた入学者選抜を行う。

一般選抜のA、B及びC日程では、2学科7コース全てを募集しており、試験科目は「楽典」「国語」「外国語」「面接」に、志望するコースごとに課せられた科目が加えられる。ただし、「国語」と「外国語」については、本学独自の試験を受験するか、「大学入学共通テスト」を利用するか、志願者が出願時に選択できる。なお、一般選抜の志願者は、演奏学科内のコース併願（器楽コースと同一楽器のヴィルトゥオーゾコース、または声楽コースとヴィルトゥオーゾコース（声楽））及び演奏学科と音楽総合学科の併願が可能である。【資料2-1-13】

学校推薦型選抜と一般選抜で募集している音楽総合学科には、「作曲」「音楽学」「音楽教育」「アートマネジメント」の四つのコースがあるが、1年次からコースを決めて専門的な学修に取り組むフィックスメジャーシステムと、1年次では特定のコースを決めず、4つのコースに関する基礎的内容を幅広く学修し、2年次からコースを選択して専門的な学修に取り組むオープンメジャーシステムという2つの学びのシステムがあり、出願時に選択することができる。

入学者選抜の試験科目や選抜方法については、従前より継続的な検討や見直しを経ており、例えば、「令和2(2020)年度入学試験」より、指定校制推薦入学試験（現・学校推薦型選抜）の試験科目のうち、普通高校在籍者の「ソルフェージュ」と「副科ピアノ」を免除することとした。また、「令和3(2021)年度入学者選抜」からは、前述のとおり、演奏学科のヴィルトゥオーゾコースを対象に総合型選抜を導入した。これらの見直しにより、志願者の層が広がったと分析している。加えて、「令和4(2022)年度入学者選抜」では、これまで「ソルフェージュ」を試験科目として課してきた一般選抜においても、これを除外することにした。ただ、音楽大学志願者に対し、本学への入学の門戸を広げる契機となる一方で、ソルフェージュ能力はクラシック音楽を表現する上で重要な基礎的能力でもあるため、この施策と合わせて、全ての合格者に対してソルフェージュの入学前教育を行い、さらに、入学後の習熟度別クラスの組分けをより細分化することで、学修効果を高める対応を行うこととした。【資料2-1-14～2-1-16】

C. 研究科の入学者選抜

a. 入学者選抜の区分

本学研究科は、博士前期課程（以下「修士課程」という）及び博士後期課程から構成されている。修士課程にあつては5専攻、博士後期課程にあつては5研究領域を募集している。なお、修士課程においては、外国人留学生も募集している。

b. アドミッション・ポリシーと試験科目との関係

1. 修士課程

修士課程では、研究科のアドミッション・ポリシーに示している「音楽芸術の分野についての高度な学識と技術の探究に、真摯に取り組む意欲のある者」「広い視野に立ち、創造的な演奏および研究活動を行うに必要な資質を備えた者」「本学の建学の精神

と教育方針のもとで学修するに相応しい、豊かな人間性を有する者」を選抜している。これらの資質や能力等は、特に「実技試験」「作品提出」「専攻分野筆記試験」「口頭試問」等の専攻別試験や「西洋音楽史」「音楽理論」「外国語」「面接」等において審査し、評価している。

特に器楽専攻と声楽専攻におけるヴィルトゥオーゾコースは、専攻実技に重点を置き、高度な演奏家養成に特化したコースであるため、器楽専攻または声楽専攻の実技試験課題に加え、長時間にわたるより高度なレベルの実技試験課題を課している。

また、平成30(2018)年度より、器楽専攻内の1コースとして、独奏者に対する単なる「伴奏」というだけにとどまらず、声楽家、器楽奏者と共に音楽を創り出していくピアニストを養成することを目指した、ピアノコラボレイティブアーツ（以下「PCA」という）コースを、新たに設置した。本コースの特性上、初めて見る譜面を、直ちに的確に演奏する能力が強く求められるため、試験科目として「新曲視奏」を課している。

2. 博士後期課程

博士後期課程では、この課程の目的を踏まえ、修士課程の研究成果の上に立ち、各研究領域に応じてより高度な「実技試験」「作品審査」「論文審査」の試験に加え、全ての研究領域において「外国語」「口述試験」並びに「面接」を行うことで、研究科のアドミッション・ポリシーに定められた探究意欲と能力を審査し、評価している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員の変遷

本学は、昭和24(1949)年に、音楽学部3学科からなる音楽大学として発足し、その後、経済・社会環境、人口動態の変化に合わせ、研究科の設置や学部の学科増設・再編等に加え、入学定員の増減を行ってきた。近年は、今後予測されているさらなる18歳人口の減少、クラシック音楽を専門的に学修する層の縮小、また、首都圏音楽大学の入学定員の平均的規模、全国私立大学音楽学部入学定員総数等を総合的に勘案して、入学定員規模の適正化を企図し、計画的かつ段階的な縮減を図ってきた。具体的には、学部の入学定員につき、平成22(2010)年度から440人、平成25(2013)年度から350人、平成26(2014)年度から310人とする施策を講じてきた。さらに、令和4(2022)年度入学者からは、これを300人とする旨を決定している。【資料2-1-17～2-1-20】

B. 適切な学生受入れ数の維持

過去8か年における学部及び研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は、後掲《表2-1-4》のとおりである。

江古田キャンパス刷新のため、本学の機能全般が入間キャンパスに移転し、在学期間中の通学先が埼玉県入間市となった平成26(2014)～28(2016)年度の間における入学者数は、想定程度ながらも避けがたく減少した。しかしながら、平成29(2017)年度に新しい江古田キャンパスが竣工し、都区内に立地し最新の施設設備を誇る同キャンパスに大学の教育研究機能を集約して、自由科目の「スポーツ」を除く全授業を行えることとなり、これと同時に、学科の再編・統合を実施し、学科・コースを横断する科目の増加や、専門的な科目を充実させた新学修カリキュラムを定めたことにより、以降、入学者数は増加傾向に転

じ、入学定員及び収容定員に対する学生数の充足率もまた徐々に改善されてきている。さらに、学科再編・統合から4か年を経ることで得られた経験と成果、課題、関係者からの改善要望等を踏まえ、令和3(2021)年度には、より学修効果を高めるために、51ページに後述する開講年次の変更、その他を企図したカリキュラムの一部改訂を実施した。遺憾ながら、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、学校説明会等の学生募集活動が満足に行えず、入学者数にもその影響が出たものと分析しているが、入学者選抜における一連の改革、そして江古田キャンパスの理想的な教育環境の維持、また継続的なカリキュラムの見直しと改訂が、定員の充足率向上に一層の寄与をしていくものと考えている。

表2-1-4 学部・研究科の入学定員充足率及び収容定員充足率（各年度5月1日現在）

区 分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
学 部	入学定員 (人)	310	310	310	310	310	310	310	310
	入学者数 (人)	200	223	204	268	251	232	284	231
	充足率 (%)	64.5	71.9	65.8	86.5	81.0	74.8	91.6	74.5
	収容定員 (人)	1,540	1,410	1,280	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
	在籍者数 (人)	1,062	940	888	893	935	934	1,026	1,035
	充足率 (%)	69.0	66.7	69.4	72.0	75.4	75.3	82.7	83.5
研 究 科 ※	入学定員 (人)	75	75	75	75	75	75	75	75
	入学者数 (人)	64	75	54	63	67	62	58	66
	充足率 (%)	85.3	100	72	84.0	89.3	82.7	77.3	88
	収容定員 (人)	160	160	160	160	160	160	160	160
	在籍者数 (人)	156	155	140	129	141	140	134	145
	充足率 (%)	97.5	96.9	87.5	80.6	88.1	87.5	83.8	90.6

※研究科の入学定員の内訳は、修士課程 65 人、博士後期課程 10 人。修士課程は修業年限 2 年、博士後期課程は修業年限 3 年であるため、収容定員は 160 人。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「令和2(2020)年度入学試験」まで、いわゆるAO入試を実施していなかったが、文部科学省より入学者選抜区分や時期等に関する実施要項が示されたことを受け、「令和3(2021)年度入学者選抜」から、新たに総合型選抜を導入した。まずは早期に優秀な人材（演奏家志望者）を確実に迎え入れたいとの企図から、その募集対象は演奏学科のヴィルトゥオーゾコースに限定して実施したが、初年度にもかかわらず、募集人員20人のところ59人も志願者があり、一定の成果があった。実際の入学者における修学の成果にも勘案し、募集対象の拡充を検討している。

また、さらなる学生数の拡大に向けた取組みとして、都道府県ごとの志願者の動向をよりの確に把握し、志願者数の多い地域に一層重点を置いた募集広報活動を実施していく。加えて、近年特に増加が顕著な中国からの留学生につき、今後とも安定的に勧誘を図るため、令和2(2020)年度より実施している中国人を対象とした首都圏内の音楽教室との協力を一層深化させていく。

一方、学部の入学定員については、江古田キャンパスの教育研究環境、教育課程の構成、近年の音楽大学志願者数等を総合的に検討し、「令和4(2022)年度入学者選抜」から、300人

とする。これにより、令和7(2025)年度における収容定員は1,200人となり、その時点での在籍者数を令和3(2021)年度と同程度の1,035人と仮定した場合、収容定員充足率は約86.3%と試算される。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

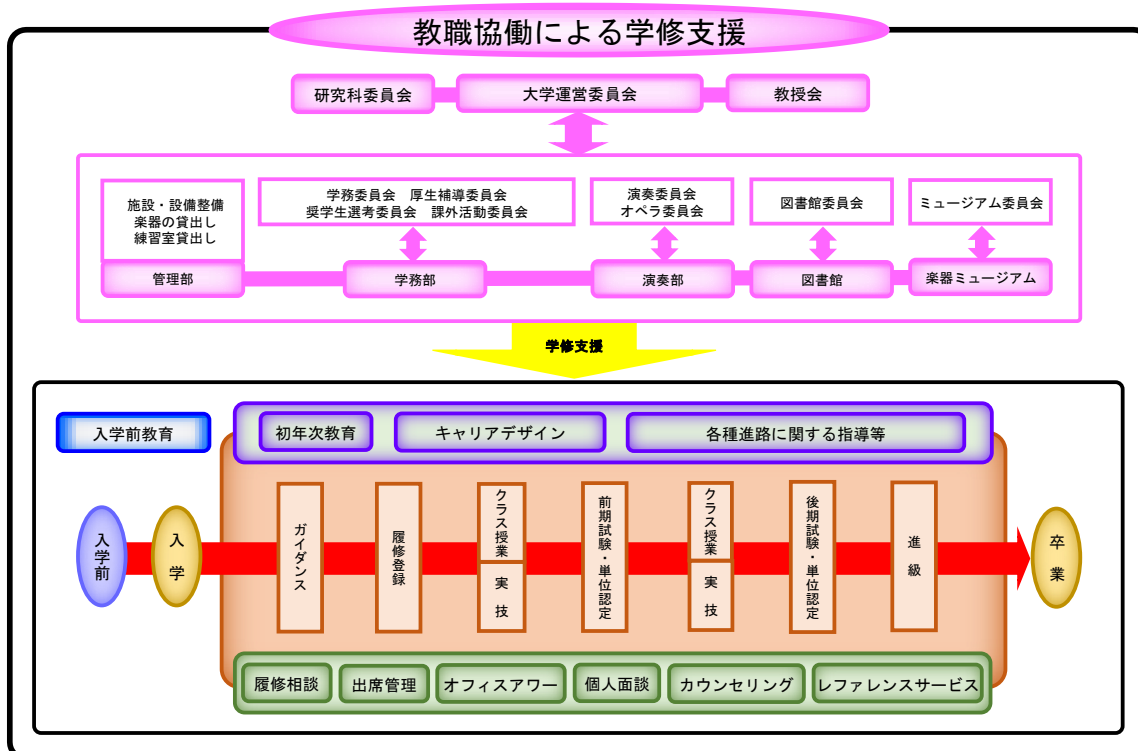
基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、本学の創立を現実のものとした「(和)のこころ」のもと、創立以来、教職協働の精神をもって教員と職員が同等の立場で教学運営にあたっている。業務の内容は時代とともに変化しても、この教職協働の伝統は着実に今日まで受継がれ、しっかりと根づいている。また、教職協働の重要性は、毎年度行われる「全事務職員・専任教員研修会」や「全教員・主任以上職員研修会」等の機会を捉えた理事長、学長の講話等により、全教職員に徹底されている。この教職協働のもとに行われる本学の学修支援の概要は、下記《図 2-2-1》のとおりである。【資料2-2-1、2-2-2】

図 2-2-1 教職協働による学修支援の概要



以下、学部の各コース及び研究科の各専攻の主専攻科目を《表 2-2-1》のとおり「主科レッスン」と呼び、それに準ずる科目（主専攻以外に学修する楽器等）を「副科レッスン」と呼ぶが、これらの科目は、基本的には、担当教員に対し学生が1人（以下「個人レッスン」という）、若しくはごく少人数によるレッスンの形式で行われるものである。そして、カリキュラム・ポリシーのもと、学部学生及び研究科の全学生は、音楽総合学科の音楽学コース及びアートマネジメントコースの3・4年次生を除けば、在学中毎年、必修科目に個人レッスンの科目があり、音楽学又はアートマネジメント各コースの3・4年次生も概ね全員が選択科目の中から個人レッスンを履修しているため、結果として、本学の学生のほとんどについて、個人レッスン等を通して、当該学生の学修の様子だけでなく、その学生生活全般の様子を把握し、状況に応じて相談に乗ることのできる教員が、1人又は複数いるという状態が維持されることになる。ちなみに、平成30(2018)～令和3(2021)年度の間における個人レッスン履修状況は、学部は平均99.6%、研究科は100%である。現に、授業等を通じて学生と接する各別の教員は、必要に応じて各関係部署と情報を共有し、また、各部署も、学生の出席状況等の様子から察知される課題につき担当教員と連携をとっており、このような教職協働により、学生個々に対して、きめ細やかな学修支援を行っている。

表2-2-1 主な「主科レッスン」「副科レッスン」一覧 ※ヴィル=ヴィルトゥオーゾコース

区分	学科・課程	コース・専攻	科目	授業規模	
主科 レッスン (必修科目)	学部	演奏学科	器楽・声楽・ヴィル	専攻実技	個人
		音楽総合学科	作曲	作曲法(基礎)・(応用)	個人
			音楽学	音楽学概論、音楽学研究	少人数
			音楽教育	音楽教育学概論、音楽教育学研究、卒業論文演習	少人数
			アートマネジメント	アートマネジメント研究(基礎)・(応用)	少人数
	研究科	修士課程	器楽・声楽・作曲	専攻研究 実技	個人
			器楽(ヴィル除く)・声楽(ヴィル除く)・作曲	修士論文 演習	個人
			音楽学・音楽教育	専攻研究	個人
			器楽(PCA)	専攻実技演習	少人数
		博士後期課程	音楽	研究領域研究指導	個人
				研究領域論文演習	少人数
	副科 レッスン (必修科目・ 選択科目)	学部	演奏学科	器楽(ピアノ以外)・声楽・ヴィル(ピアノ以外)	ピアノ
音楽総合学科			作曲	ピアノ、オルガン、管楽器、打楽器、弦楽器	個人
			音楽学	ピアノ	個人
			音楽教育	基礎実技、音楽実技、ピアノ	個人
			アートマネジメント	音楽実技、ピアノ	個人
			オープンメジャーシステム	音楽実技、ピアノ	個人
研究科		修士課程	作曲・音楽学・音楽教育	副専攻実技	個人

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 共通的な支援

a. 入学前教育

「2-1-②」(15 ページ)で若干の言及をしたとおり、本学では、学校推薦型選抜による合格者を対象として、大学で音楽を学ぶための基礎的能力の向上と学修意欲の維持・充実を図るため、その合格発表から入学までの間、推薦指定校等の理解のもと、「ソルフェージュ」「音楽理論」「英語」に関する課題を与え、入学時に所定の解答やレポートの提出を求めている。また、附属高校からの推薦者に対しては、「英語」「音楽理論」に加えて、これまでの学修を踏まえた総合的なレポートの作成を課し、実技を担当する教員が提出レポートにコメントを付して返却している。また、令和 2(2020)年 10 月より実施した総合型選抜のヴィルトゥオーゾコース合格者は、12 月の冬期講習会と翌年 3 月の春期講習会の機会を利用して、入学前に無料で専攻実技のレッスンを受講できるものとした。さらに、11 月の学校推薦型選抜における普通高校からの志願者に対する試験科目の一部見直し(ソルフェージュと副科ピアノを受験科目から免除)に伴い、これに対する入学前教育として、12 月の冬期講習会の時期に、「ソルフェージュ(視唱及び聴音)」「音楽理論」の授業(60 分の授業を 2 回)を無料で実施している。実際、この授業には、該当者の約 4 分の 3 が参加しており、それ以外の者についても、使用した教材の郵送を手配し、学修させている。また、これらのレッスンや授業への参加は、入学後の学修に対する準備に資するのみならず、入学前に交友関係を築く機会ともなるなど、大学生活を円滑に開始するための貴重な契機となっている。【資料 2-2-3～2-2-5】

b. オリエンテーション、ガイダンス

新年度の初頭に、全学生を対象として、1 年次生にはオリエンテーションを、2 年次生以上にはガイダンスを各開催し、学務課・学生課・演奏課・管理課・図書館等の関係部署が連携し、各部署が所掌する修学に必要な事項(新規事項や変更事項等)につき、その概要を説明する。これらに加え、担当教員及び学務課では、随時、履修相談の機会を設けている。なお、1 年次生については、2 学科 7 コースそれぞれの教育内容や注意点等について、各コース長によりコース別のガイダンスを行う。【資料 2-2-6】

c. TA(ティーチング・アシスタント)

大学院生を TA として採用し、入学前教育の授業と、履修者数の多い「ソルフェージュ」「和声」において、当該授業の補助的業務と学生への助言を行わせ、教育効果の向上と学修進度の促進を図っている。【資料 2-2-7～2-2-9】

d. SA(スチューデント・アシスタント)

学部生を SA として採用し、図書館における貸出業務・学生の資料検索の支援、各種演奏会・公開講座における伴奏等、学修支援のための補助業務にあたらせている。【資料 2-2-10】

e. オフィスアワー

クラス授業については、その授業内容に対する質問や学修方法に関する相談に応じるため、専任教員が研究室でオフィスアワーを設けている。各教員が受けた相談の内容及び対応については、「オフィスアワー報告書」として取りまとめ、個々の学生の学修に際しての質問や要望を把握し、横断的な課題として傾向を把握し、関係者間で共有するた

めの参考資料として活用する。なお、主科レッスン・副科レッスンについては、前述のように専任・兼任に関わらず1対1やごく少人数での授業を行っており、その時間を通じて担当教員が学生個々の状況を日常的に把握できるため、あらためてのオフィスアワーは設けていない。【資料2-2-11、2-2-12】

f. プレ実習

教職課程を履修する学生が実際に赴く教育実習の機会に備え、効果的な事前指導に資するべく、いわば「プレ実習」として、練馬区教育委員会との連携のもと、実習前年度の学部3年次生の希望者を対象に、練馬区立小・中学校の指導補助、吹奏楽・合唱等の部活動を支援する体験実習を実施している。【資料2-2-13】

B. 個別支援

a. 音楽総合学科のオープンメジャーシステム履修者に対する支援

「2-1-②」(15 ページ) で述べたとおり、音楽総合学科には、フィックスメジャーシステムとオープンメジャーシステムの2つの学びのシステムがある。特定のコースを決めず、オープンメジャーシステムにより入学した学生には、その1年次において、担当の教職員がアドバイザーとなり、適宜、希望する進路を踏まえた履修サポート、日常の学修に関する相談、2年次進級時のコース選択に関するアドバイス等を実施している。【資料2-2-14】

b. 外国人留学生支援

外国人留学生の修学生生活を直接・間接に支援すべく、日本語に関する基礎的能力の向上と日本文化に対する理解の深化を企図し、外国人留学生のみを対象とした必修科目として、1年次の前期に「日本語Ⅰ」、後期に「日本語会話」、2年次の前期に「日本語Ⅱ」、後期に「日本事情」を、それぞれ開講し、日本語教育専門の教員が全般を担当している。【資料2-2-15】

c. 障害のある学生への支援、配慮

本学では、「武蔵野音楽大学障害学生支援に関する基本方針」を定め、これに基づき、障害のある学生の修学に必要な支援を行っている。【資料2-2-16】

志願者において、入学者選抜の時点で身体に障害があることを申し出た場合には、個々の障害の程度に応じて、試験時間の延長、試験問題の文字の拡大、点字問題の作成、移動の際の介助等、必要な支援を行っている。【資料2-2-17】

合格決定後には、学務課及び学生課職員において、本人が希望する支援内容を確認し、本人と共に、キャンパス内の施設・設備や動線等の確認を行っている。入学後も引続き、本人が履修する科目の担当教員と情報を共有し、例えば、視覚障害のある学生の場合には、教員が教室の前方の席を優先的に確保する等の対応をとっている。学生が発達障害等を抱える場合であっても、受講者数の多いクラス授業を安心して受講できるよう、適宜、個別の状況に応じた工夫をしている。クラス授業科目定期試験に際しても、障害がある学生も含め、全ての受験者が公平かつ公正に処遇されるよう、所要の配慮をしている。さらに、日常的な課題については、個々の学生の様子を継続的に細やかに把握できる主科レッスン担当教員において、学務課及び学生課職員、保健担当職員と連携して、随時、適切な対応をとることに加え、全般的な課題については、障害の有無にかかわらず全ての学生が等しく充実した学生生活を送るために必要とされる全学的な取組みを整

理・検討し、年度当初の教授会・研究科委員会で関係者相互に確認をしている。

d. 中途退学・休学及び留年の未然防止の取組み

専攻実技担当教員と学生対応部署（学務課・学生課・演奏課）が連携して、個々の学生にかかる日常的な変化（異変）を見逃さないように努めているが、独り暮らしによる不安や心身の変調、学修意欲の低下、適性への疑問、進路変更の選択、人間関係の問題、家計の事情、その他の理由により、授業への出席率が低下し、これが中途退学・休学・留年につながる場合がある。こうした学生の状況を早期に把握するため、まず新学期開始後4週間における授業への出席状況につき、全学生を対象に一律に確認しており、この調査によって出席率が低い科目がある学生が検出された場合には、直ちに学務課及び学生課職員が対象者にアプローチし、その一人ひとりと面談を重ねるとともに、当該授業科目担当教員の協力も得て、原因の分析と所要の対処を行っている。【資料2-2-18】

これらの取組みにもかかわらず、2年次留年及び卒業保留が確定した学生については、重ねて個別の面談を行い、学修意欲の維持・向上を図るよう助言・指導をしている。なお、2年次に留年する学生のうち、すでに2年次における専攻実技の単位を修得している者については、技術低下の防止や学習意欲の維持・向上を目的として、単位の付与はないが専攻実技のレッスンを受講できるようにしている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

江古田新キャンパス竣工により、職員が学生たちの学修を4年間継続して把握できるようになったことにより、学修成果及び学生生活全般について、よりきめ細かなサポートが可能となった。平成29(2017)年度より学務部と演奏部が一つの事務室に配置され、さらに、令和2(2020)年度より学務部と学生部が統合されたことで、部署間による緊密な情報共有と横断的な支援体制が実現した。この効果を生かすために、関係部署間の情報交換と課題対処への協働に関する一層の効率化に努めていく。

本学では、令和2(2020)年度から、学修支援システムである「武蔵野音楽大学ユニバーサルサポート」（以下「ユニバーサルサポート」という）を導入し、令和3(2021)年度から、本システム内の「学修ポートフォリオ」を運用している。これにより、学生個々の学修成果を、客観的に可視化することができるようになった。詳細は基準項目3-3(52ページ)で述べるが、本システム運用の定着と深化を図り、今後の学修支援に有効に活用していく。

また、増加傾向にある外国人留学生に対応するため、語学力を持った人材を適切に配置し、留学生の多岐にわたる相談に機動的に対応できる体制を構築することで、修学上の問題解決への取組みを一層強化していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

A. 教育課程内において行う指導

本学は、教育課程内において、思考力、創造力、判断力、表現力、コミュニケーション能力などの汎用的能力を基盤とする、社会的・職業的自立に必要な資質能力を培うための指導を行っている。加えて、平成 29(2017)年度から、下記《表 2-3-1》のとおり、学部 1 年次に「キャリアデザイン（導入編）」、2 年次に「キャリアデザイン（展開編）」を開講しているが、これらの科目は、入学時から学生自身のキャリアデザインについて意識と理解を深めさせ、その学修生活を通じて、自立的に卒業後の進路に対する明確な目標や目的を持たせることを企図するものであり、全コース 1・2 年次共通の必修として位置付けている。展開編では、第一線で活躍している本学教員や卒業生等による講演を通して、それぞれの職業の厳しさとともに、各分野で必要とされる資質・知識等について、より現実的かつ具体的な情報を提供し、理解度の深化を期している。これにより、学生は、将来の目標の設定や進路の選択など、自身のキャリアデザインを的確に描くことができるようになる。【資料 2-3-1】

表2-3-1 キャリアデザイン

授業科目名称	履修年次	授業の到達目標
キャリアデザイン (導入編)	1年次	自己理解・自己探求を深め、個々の持つスキルや資質を確認し、音楽を含めたライフキャリアを展望できるようになることを目標とし、自らのキャリアデザインの第一歩として、学生生活の充実（学生としてのキャリアに対する主体的・積極的関与）のための指針を確立する。
キャリアデザイン (展開編)	2年次	社会的・職業的自立のために必要な基礎的、汎用的な知識や技術を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力と態度を育むとともに、社会人としての責任と自覚を認識させる。

また、音楽総合学科アートマネジメントコースでは、必修科目として「アートマネジメント実習Ⅲ」を開講している。この授業科目では、インターンシップとして学外の文化施設（劇場・ホール等）、芸術団体（演奏団体等）、芸術関連企業（音楽事務所・レコード会社等）、芸術関係の非営利団体等において、2～4 週間、単独で業務に従事し、実習先の指導を受ける。【資料 2-3-2、2-3-3】

B. 教育課程外において行う支援

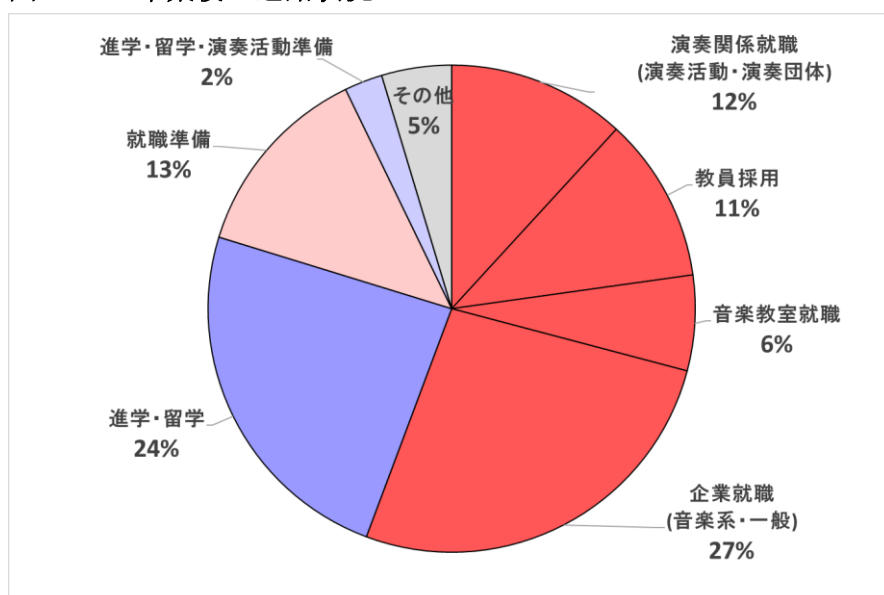
a. 初年次教育

令和 3(2021)年度より、学部の新入生を対象とした 2 日間にわたる「初年次教育」を開始した。世界的に活躍している演奏家による「ステージマナー」、本学教員による「レポート作成の方法」、さまざまな業種の資格を有した職員による「社会人としてのマナー」「メールの書き方」といった実践的なプログラムにより、専門的な学修の開始に際し、基礎的なスキルとして礼儀作法と汎用的能力を習得させ、本学の学生としての自覚を高め、4 年間の学びを動機付けている。【資料 2-3-4】

b. 進路支援

本学の学部卒業後の進路状況は、下記《図 2-3-1》のとおりである。進路上の特性として、在学中から個人あるいは演奏団体での演奏活動を行う者や、学部の卒業後も引続き研鑽を積むために進学・留学する者が多く、また、それらに向けての準備に勤しむ者もみられるという点などが挙げられる。もとより、学校教員や音楽教室の講師、音楽系企業のほか、一般企業へ就職をする者もいる。

図2-3-1 卒業後の進路状況



進路に関する指導については、就職課を中心に、学生課・学務課・演奏課、そして教員が相互に密接に連携しながら行っている。

就職課では、卒業生の進路先データを常に追跡し、一覧性ある資料として整理・作成・更新を重ねるとともに、過去の受験報告書、就職関連書籍、教員採用試験要項、求人票等と併せ、学生の閲覧に供している。ちなみに、令和 2(2020)年度に就職課が学生から受けた相談件数は421件であり、国家資格キャリアコンサルタント及びJCDA 認定 CDA (キャリア・デベロップメント・アドバイザー) の有資格者を含め、3 人の課員でもって、助言や指導に対応している。また、進路選択という課題に対する学生の注意を喚起し意識の高揚を図るため、3・4 年次の年度初頭に進路ガイダンスを実施している。加えて、学生個々の資質に応じた支援を行うため、3・4 年次の学生全員を対象として個人面談を行い、希望する進路や就職活動の進捗状況を確認している。さらに、常時、面接指導、履歴書・エントリーシート・論作文の添削指導等の各種サポートも行っている。【資料 2-3-5～2-3-8】

求人情報は、全国の教育委員会、私立学校、音楽教室、演奏団体（自衛隊・警察・消防の音楽隊を含む）、音楽系企業、一般企業等から直接又はインターネットにより収集するほか、演奏家や指導者等として第一線で活躍する本学教員及び卒業生から得られる情報も含め、これを業種別に整理している。

障害のある学生の就職支援については、外部団体と協力体制を構築することで、本人の資質を踏まえた上で希望に沿う就職先の確保に努めている。【資料 2-3-9】

外国人留学生の就職支援については、邦人学生と同様、進路に関する面談の実施により、個別の要望を把握し、希望に沿った支援を行っている。

本学が行っている進路支援の取組みは、下記《表2-3-2》のとおりである。

表 2-3-2 進路支援の取組み

実施事項	内容等
教員・音楽教室講師を目指す人のための特別講座【資料2-3-10】	【実施内容】 教員採用試験対策では、教職教養、音楽専門教養、論作文、実技の各講座を実施する。音楽教室講師採用試験対策では、実技の講座を実施する。(既卒者も受講可) 【指導者】本学音楽教育コースの教員
教員採用試験対策模擬試験【資料2-3-11】	【実施内容】 時事通信出版局の問題を使用し、3～6月にかけて学内で2～3回実施する。 【実施者】就職課
教員採用二次試験対策講座【資料2-3-12】	【実施内容】 教員採用試験一次試験合格者に対し、実技、面接、模擬授業、合唱指導、集団討論、論文等の指導を行う。(既卒者も受講可) 【指導者】本学音楽教育コースの教員及び実務経験のある外部講師
就職支援セミナー(年6回シリーズ)【資料2-3-13】	【実施内容】 適性検査、模擬試験、模擬面接、グループディスカッション、エントリーシート・履歴書の書き方の指導等を実施する。 【説明者】就職支援業者、就職課
業種別ガイダンス【資料2-3-14】	【実施内容】 教員、音楽教室講師、一般企業に区分して、合格体験談や後輩へのアドバイスをパネルディスカッション形式で実施する。 【説明者】採用内定を受けた学部4年次生、修士課程2年次生
学内募集説明会【資料2-3-15】	【実施内容】 自衛隊・警察音楽隊、民間演奏団体、音楽系企業の募集説明会を実施する。 【説明者】各団体・企業の採用担当者
留学に関する説明会【資料2-3-16】	【実施内容】 主に欧米(ドイツ・イタリア・フランス等)への留学を進路の選択肢としている在学生及び既卒者に対し、学校選び・留学準備等について説明会を実施する。 【説明者】各国専門機関の担当者
大学院進学説明会【資料2-3-17】	【実施内容】 学内外の本学大学院修士課程進学希望者に対し、アドミッション・ポリシーや学修内容等について説明を行う。全体への説明の後には、専攻や楽器等に分かれて、試験科目等についての説明を行う。 【説明者】学務課、各専攻・楽器等の教員

C. 既卒者に対するキャリア支援

就職課において、卒業時における進路状況を把握し、既卒者を対象とするキャリア支援を行っている。キャリア支援を希望する者には、在学生向けに実施している《表 2-3-2》記載の「教員・音楽教室講師を目指す人のための特別講座」や「教員採用二次試験対策講座」等を案内し、参加を認めている。また、留学から帰国した者へのサポートも、同様に実施している。【資料 2-3-18】

本学は、「武蔵野音楽大学研修員委嘱についての内規」にのっとり、原則として本学卒業者を対象に研修員を募集し、所定の手続きを経て採用している。研修員は、合奏、合唱、指揮等の授業において、担当教員の指示のもと学生との共演を行うほか、本学が主催する演奏会において、演奏者として指名される。この制度により、卒業生に多くの演奏の機会を与え、経験を積ませることで、キャリア形成の一助としている。【資料 2-3-19、2-3-20】

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学のキャリア支援における取組みは、教育課程内外において、就職課をはじめとする学生支援に関わる全ての部署と教員、外部講師、採用内定を受けた在学生等の連携により、

行われている。

さらに、令和 3(2021)年度から運用が開始されたユニバーサルパスポート内の「学修ポートフォリオ」(52 ページで詳述)の機能を活用し、個々の学生の資質・能力を詳細に把握することで、より効果的な進路指導に役立てていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援体制

学生生活全般の支援は、主担当部署である学生課が、関連部署と連携を図り行っている。学生課は、厚生補導、福利厚生、課外活動、保健管理、奨学生、教育実習(介護等体験)、就職・キャリア支援、学寮、学生相談、関連委員会等に関する事務を担当している。【資料 2-4-1】

学生生活支援の関連事項を扱う組織として、「武蔵野音楽大学厚生補導委員会」「奨学生選考委員会」「奨学金返還免除候補者選考委員会」「武蔵野音楽大学課外活動委員会」「武蔵野音楽学園衛生委員会」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止対策委員会」を設置しており、それぞれの規則に基づき、各所掌の案件について審議等を行っている。各委員会の審議内容は、必要に応じ、「大学運営委員会」に提議され、教授会または研究科委員会の意見を聴いて、学長が所要の処置等を決定する。関連部署は、その決定により連携を図り、学生生活支援として適切に対応、処理している。【資料 2-4-2～2-4-10】

B. 健康相談、心的支援、生活相談

「武蔵野音楽学園事務組織規則」の定めに従い、学務部所掌のもと、学生の保健管理のために保健室を、学生からの相談に対応するために学生相談室を、各設置している。

保健室には保健担当職員を配置し、学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・怪我等に対しては応急対応を行い、医師による診断や治療が必要と判断された場合は、校医をはじめ近隣の医療機関と連携して対応している。また、「学校保健安全法」に従い、毎年度、全学生を対象とした定期健康診断を実施している。【資料 2-4-11】

学生相談室には、所定の日時に教員をカウンセラーとして配置し、学生からのさまざまな相談や問題に対し助言を行っている。令和3(2021)年度からは、公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ専門のカウンセラーを配置し、心的支援の体制を強化した。【資料 2-4-12】

このほか、常時、学生からの種々の相談に対して、保健室や学生課窓口でも対応している。さらに、学務課及び学生課において、新入生及び2年次生全員を対象とした個別面談や、教育実習及び介護等体験実施学生に対する個別指導等を行っており、このような機会をも利用し、学生生活に係る個々への支援を行い、問題の早期発見と迅速な対応に取り組んでいる。【資料 2-4-13】

なお、休学者・留年者・成績不良者等、修学面で問題を抱える学生に対しては、学務課

と学生課が連携して相談に対応するとともに、必要な指導を行っている。

C. 奨学金制度等による経済的支援

a. 奨学金制度

本学では、創立者福井直秋からの寄附金に加え、学生の奨学を目的とした他の寄附金を基金として、昭和41年(1966)年から、返還義務のない本学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。

この奨学金については、令和3(2021)年度より、その種類・対象・給付額・採用数を全面的に見直し、総額で約2倍、採用者数で約1.5倍に拡充した。その内訳と詳細は、下記《表2-4-1》のとおりである。対象となる奨学生は、いずれも「奨学生選考委員会」の選考を経て、「大学運営委員会」に提議され、教授会または研究科委員会の意見を聴取の後、学長が決定する。

表2-4-1 福井直秋記念奨学金種類（令和3(2021)年度入学者から適用）

種類	対象		給付額	採用数	備考
特別給費奨学金 (特待生)	学部	1年次	年間授業料全額相当 (うち1名は施設費全額相当も給付)	3人	入学者選抜の成績によって選考
			年間授業料半額相当	2人	
			年間授業料1/4相当	3人	
給費奨学金	学部	1年次	入学金相当	32人程度	
特別給費奨学金 (特待生)	学部	2～4年次	年間授業料全額相当 (うち3名は施設費全額相当も給付)	5人	前年度の成績によって選考
			年間授業料半額相当	3人	
			年間授業料1/4相当	9人	
給費奨学金	学部	2～4年次	15万円	30人程度	前年度の成績によって選考
	修士課程	1～2年次	20万円	16人程度	
特別成果給費奨学金	学部 大学院	音楽的・学術的又は社会的な活動において特に顕著な成果をあげた学生	30万円	若干名	出願者の中から選考
緊急給費奨学金	学部 大学院	家計の急変により学業継続が困難になった学生	最高20万円	数人	本人の申し出により、大学が審議により決定

日本学生支援機構の奨学金をはじめとする貸与型の奨学金に関しては、在学生に対し、学生課が申請に関する情報を提供するとともに、奨学生となった者に対しては、出席状況等の資料をもとに、きめ細かい指導を行っている。奨学金返還免除候補者の推薦は、「武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考委員会」の議に基づき、学長が決定する。

b. 学費等減免制度

学生の家計支持者が自然災害で罹災した場合において、その学費を減免することにより経済的負担の軽減を図ることを目的として、「自然災害罹災時の学費減免内規」を制定している。平成28(2016)～令和2(2020)年度の間、本制度により減免を受けた学生数は延べ5人である。【資料2-4-14】

また、経済的に就学困難な私費外国人留学生の経済的負担を軽減する目的で、「私費外国人留学生授業料減免規程」を制定している。令和2(2020)年度に本制度により減免を受けた学生は43人である。【資料2-4-15】

加えて、休学者・留年者・卒業保留者の経済的負担の軽減を図るために、「休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則」に従い、未修得単位数等に応じて授業料の減免も行っている。【資料2-4-16】

c. 「緊急支援給付金」の支給

本学は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2(2020)年度の授業開始を延期していたが、同年5月にオンライン授業を開始した。オンライン授業開講に向け、学生の端末や通信環境の整備に要する諸負担、ひいてはアルバイト等の収入減等による経済的負担の軽減等を目的として、学部及び研究科の全学生（休学者は除く）に対し、一律10万円を「緊急支援給付金」として支給した。さらに、家計が急変し経済的に就学困難になった学生で所定の要件を満たした者に対し、3万円を追加支給した。【資料2-4-17、2-4-18】

d. 高等教育の修学支援新制度の対象機関としての支援

本学は、修学支援新制度の施行以来、「大学等における修学の支援に関する法律」による修学支援の対象機関として、文部科学大臣より確認を受けている。支援の要件を満たす新生及び在学学生から認定申請書が提出された場合は、所定の事務処理要領に基づき授業料等減免の支援を行っている。【資料2-4-19】

D. 課外活動支援

本学の教育方針の一つである「人間形成」教育における課外活動の重要性については、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」第3項（3ページ）に記述したとおりである。

課外活動は、学生の自主的活動であるが、本学ではこれを専門分野に関する知識や技能の補完及び伸長の場、また、学生同士の信頼関係を築く場としても捉え、学友会、部・同好会等の諸活動が円滑に行われるよう、学生課を中心に関係部署が協力して全学的に支援を行っている。主な支援の内容は、活動のための助成金の支給、学内施設・設備の提供、全ての部・同好会への専任教職員による顧問の配置等である。また、課外活動の集大成である「ミューズフェスティバル（大学祭）」に際しては、演奏や部の発表の指導、施設運営等において、教職員による支援を行っている。

E. 学生寮

本学では、江古田キャンパスの近隣（徒歩数分）に女子学生寮「むらさき寮」（収容定員164人）、入間キャンパス内に男子学生寮「愛水寮」（同60人）を設置し、在寮生の安全・安心な生活を支援するため、常時、専任の職員、管理人または警備員を配置している。

学生寮のメリットとしては、安価な寮費による学生の経済的負担の低減、寮生用に整備された寮内及びキャンパス内の練習環境の確保、学年・専攻を越えた共同生活を通じた「人間形成」の育成が挙げられる。【資料2-4-20～2-4-22】

F. 編・転入生、外国人留学生への支援

編・転入生については、学修環境や履修システムの変化や相違に伴う悩みや疑義を解消するため、また、外国人留学生については、言語・文化の異なる環境での学修や生活が円滑になされるよう、年度当初に「外国人留学生・編・転入生研修会」を実施し、かつ、授業・レッスン、学内外での生活、進路希望等の状況について、随時、確認・指導をしている。【資料2-4-23】

G. 災害傷害保険の加入

全学生は、教育研究活動中の不慮の事故により身体に障害を被った場合の補償のため、大学の負担により、「学生教育研究災害傷害保険（通学特約を含む）」に加入している。また、教員免許課程及び学芸員課程の履修者が、実習等の期間中に他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊す等法律上の賠償責任を負う場合に備え、「学研災付帯賠償責任保険」に一括加入している。さらに、本学主催の国内演奏旅行を行う場合には、その期間中の保障のため、「国内旅行傷害保険」に、海外演奏旅行を行う場合にも同様に、「海外留学保険」に、各加入している。

入学時に配付する冊子「学生便覧」には、生活上の注意や災害時の行動について記載し、さまざまな問題に対する注意事項や地震・火災時の避難行動につき、学生に対する周知をしている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに関する取組みは、これまでに記述してきたとおり、学生生活の安定を目的とした支援策の強化により、十分に成果を挙げている。さらに、令和3(2021)年度からの入学者に対して、本学独自の「福井直秋記念奨学金」（給費型奨学金）における特別給費奨学生（特待生）の種類、支給額、受給者数を大幅に拡充させたことにより、より充実した学生支援体制が整った。また、臨時措置ながら、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急支援給付金」を全学生に支給し、学生が安心して学修に取り組めるよう支援した。今後もおお、経済状況、社会環境の変化や自然災害等に応じた援助・支援の体制を一層充実させていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の教育研究活動の場は、従前より、江古田キャンパス（東京都練馬区）と入間キャンパス（埼玉県入間市）に分散配置されてきたが、平成 29(2017)年度、さらなる教育研究環境の向上を目指し、「ベーターヴェンホール」以外の全ての建物を建替えた江古田キャンパスに、大学の教育研究活動の場を統合した（自由科目の「スポーツ」は入間キャンパスで実施）。【資料 2-5-1】

現在の江古田キャンパスは、外周部に多種多様な草木を植栽し、キャンパス内の歩道を積極的に開放・整備することで、地域に開かれた、みどり豊かな都市型キャンパスとなっている。耐震改修を施し、各設備をリニューアルした、我が国初の本格的コンサートホー

ルである「ベートーヴェンホール」、最新の音響設計による「ブラームスホール」と「モーツァルトホール」、さらにはオーケストラ、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、大合唱のための三つのリハーサルホールや、最適な音響を考慮したレッスン室、録音スタジオ、練習室等を完備しており、音楽大学としての総合的な学修環境を実現している。ブラームスホール、メインロビーなどのキャンパス施設の視環境、照明効果等は、外部からも高く評価され、平成 29(2017)年、「一般社団法人日本照明学会」の「照明普及賞」を受賞した。

図書館は、江古田・入間両キャンパスの収蔵資料を整理・統合し、最新の機能を整え、かつ、機能別に三層にゾーニングし、吹抜けの階段で上下のフロアを結んだ構造となっている。音楽芸術の希少な遺産である楽聖たちの自筆譜、書簡、初版本、楽譜等については、変温恒湿の空調システム及び不活性ガス（窒素）消火設備を備えた稀観室で管理・保管している。

校地面積は両キャンパス合わせて 396,437 m²を有し、大学設置基準における必要な校地面積 12,400 m²を十分に満たしている。また、校舎面積は 45,210 m²を有し、大学設置基準における必要な校舎面積 10,545 m²を満たしている。校地及び校舎の面積等の内訳は、下記《表 2-5-1》のとおりである。

表 2-5-1 校地面積、校舎面積（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

校地	収容定員 (人)	校地面積 (m ²)	設置基準上の 必要校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	設置基準上の 必要校舎面積 (m ²)
江古田	1,240	12,117	12,400	24,178	10,545
入間		384,320		21,032	
計	1,240	396,437	12,400	45,210	10,545

本学が保有し使用する建物のうち、昭和56(1981)年5月31日以前の旧耐震基準により建設された入間キャンパスのバツハザール、図書館・博物館、体育館及び「むらさき寮（女子学生寮）」については、全て耐震診断を実施した上で、耐震性能が不十分であった体育館及び「むらさき寮」については耐震補強工事を完了し、現在、いずれも新耐震基準を満たしている。江古田キャンパスは、新耐震基準（Is値7）を満たしており、本学が現在使用する建物の耐震化率は100%である。

A. 講義室（教室等）

江古田キャンパスでは、エントランスがある S 棟の 3～5 階に、学生数に対応して大教室 1 室、中教室 5 室、小教室 10 室を配置している。各室にはグランドピアノ及び AV 機器等を備えているほか、各席から見やすい位置にプロジェクタースクリーンも設置している。

加えて、演習室 5 室を備え、それぞれアップライトピアノを設置しており、アンサンブル等の演習系授業のほか、課外活動やアンサンブルの練習、学生の自主研究等にも使用している。

B. 研究室（レッスン室）

江古田キャンパスでは、大レッスン室 6 室、中レッスン室 11 室、小レッスン室 55 室の計 72 室を備えており、各部屋は広さと使用楽器に合わせてグラスウールの吸音材を配置し、残響時間を微調整している。また、天井と床、及び壁同士の平行面を排することにより、雑音の残存を防いでいる。これらのレッスン室は相互に遮音され、室内にはグランド

ピアノ、譜面台、姿見等、必要に応じた備品を備えている。

また、授業を担当する教員の使用に供するため、それぞれの専攻、担当授業に合わせた共同研究室 12 室を配置している。

C. 学生自習室（練習室）

江古田キャンパスでは、学生にとって重要な自習の場として、大・中・小合わせて 118 室の練習室を配置し、個人の練習、アンサンブルの練習等、多様なニーズに対応している。これらは、レッスン室と同様に相互に遮音され、天井と床、及び壁同士の平行面を排し、室内は最適な響きが保たれている。

学生は原則として個人保有の楽器を使用するが、練習室には、その用途により、ピアノ、ハーブ、オルガン、コントラバス、各種打楽器等の大型楽器のほか、必要な楽器も設置している。各種練習室の内訳と室数は、下記《表 2-5-2》のとおりである。

表 2-5-2 練習室数（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

区 分		室数（室）
大	アンサンブル室	8
大	打楽器練習室	6
中	コントラバス練習室	2
中	2 台ピアノ練習室	4
中	伴奏合わせ練習室	3
中	ハーブ練習室	2
—	オルガン練習室	※
小	個人練習室	93
計		118

※オルガンに関しては、ベートーヴェンホール、モーツァルトホール、研究室（レッスン室）に設置している楽器を、練習に使用している。

D. 楽器の管理

授業等に供する各種の楽器は、レッスン室、練習室に配置している楽器のほか、空調設備等の整った楽器保管庫において維持、管理している。教育研究に支障をきたすことがないよう、《表 2-5-3》記載のとおり、各種、多数の楽器を準備している。

ピアノは、常駐する調律師が定期的にメンテナンスを行っている。調律室には弦（巻線）を製造する機械等があり、断線時には速やかに対応できる体制となっている。

表 2-5-3 楽器保有数（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

楽 器 種 別		江古田	入 間	その他	合 計
ピアノ	フルコンサートグランドピアノ	4	2	0	6
	グランドピアノ	183	76	45	304
	アップライトピアノ	32	11	14	57
	計	219	89	59	367
ハーブ		10	0	0	10
コンサートオルガン等		4	3	0	7
木管楽器		226	82	0	308
金管楽器		130	44	0	174
弦楽器		98	104	0	202
打楽器		2,041	69	0	2,110
電子楽器		3	0	0	3
合 計		2,731	391	59	3,181

E. コンサートホール

下記のとおり、楽聖の名を冠した四つの本格的なコンサートホールを保有している。これらのコンサートホールは、演奏会のほか授業や試験などに高頻度で使用し、学生が学修成果を上げるための実践の場として機能しており、音楽芸術の研鑽に欠くことができない施設である。

a. ベートーヴェンホール

(客席数：1,043 席 (うち車椅子席 4 席)・総面積：3,943.8 m²)

音響設計がなされた我が国初の本格的なコンサートホールの一つとして、昭和 35(1960)年に誕生した。ステージ上に設置されているオルガンは、ボン市 (ドイツ) のクライス社製 (55 ストップ) であり、当時、我が国で初めての大型コンサートオルガンとして話題を集めた。

江古田キャンパス刷新にあたり、平成29(2017)年、建築構造の補強とホール天井の落下防止対策 (特許取得) による耐震化、防災設備の改修等を経て、現在の建築基準に沿った安全性を獲得した。その際、静粛性の向上、空調・衛生・照明・舞台等機器の更新、エレベータや車椅子席を用意する等のバリアフリー化、各階ホワイエを中心とした内装リニューアルも行い、より安全で使いやすい施設に生まれ変わった。令和2(2020)年2月、特に耐震性、防災・安全性、意匠等に優れた建築物として、「日本建築防災協会」より「日本建築防災協会理事長賞」及び「耐震改修優秀建築賞」を受賞している。

b. ブラームスホール

(客席数：423 席 (うち車椅子席 4 席)・総面積：1,640.36 m²)

江古田新キャンパスに併置された、最新の音響設計に基づいた意欲的なデザインのホールであり、世界的な音響設計コンサルタントである永田音響設計の監修によるものである。内装に六つの異なった素材を組み合わせることによって、新しい響きを実現した意欲的なデザインで、14m の高い天井は、演奏者と聴衆のドラマティックな一体感を生み出している。

c. モーツァルトホール

(客席数：可動席約 100 席・総面積：203.63 m²)

江古田新キャンパス内に設けられた、ヨーロッパのサロンをイメージしたホールであり、照明もデザイン化されている。

設置されたパイプオルガンは、ドイツのクライス社と日本のヤマハ株式会社が共同製作した唯一のものであり、昭和 45(1970)年に大阪万国博覧会に出品され、閉会后、本学に移設されたものである。このオルガンは、フロントの中央部に竹のパイプが使用された希少な楽器である。

d. バッハザール

(客席数：1,202 席 (車椅子スペース有)・総面積：5,663.5 m²)

バッハザールは、昭和 54(1979)年の竣工当時には、現代の音楽施設の最高峰の一つとされたホールであり、綿密な音響設計が施されている。

内装には木材が使用され、柔らかな音色と響きを生み出している。そのステージでは、120 人のオーケストラと 200 人の大合唱の同時演奏が可能であり、オーケストラピット、オペラ上演のための舞台機構なども備えている。設置されたパイプオルガンは、ドイツ

のクライス社製（67 ストップ）で、同社 1981 年最大の作品である。

昭和 55(1980)年に「東京都建築士事務所協会」より「優秀賞」を、昭和 56(1981)年に「建築業協会」より「優良建築賞」を、各受賞している。

F. リハーサルホール

江古田キャンパスの三つのコンサートホールに隣接した場所に、それぞれの用途に応じた、本格的な音響設計がなされた三つのリハーサルホールを配置している。各ホールは、装飾を兼ねた吸音カーテンを設置することにより、音響の調整が可能となっている。オーケストラ、ウィンドアンサンブル(吹奏楽)、大合唱それぞれのリハーサルに使用するほか、授業や試験にも使用している。

a. オーケストラホール (385.81 m²)

三つのリハーサルホールの中で最も広い面積を持つこのホールは、オーケストラの響きを意識した残響時間を持ち、市中の著名なコンサートホールの舞台と同程度の広さにより、大編成のオーケストラに加えて合唱の共演も十分に可能である。

b. ウィンドアンサンブルホール (322.9 m²)

ウィンドアンサンブルの響きに対応した、クリアで長すぎない残響時間の設定となっている。ベートーヴェンホール、ブラームスホール、モーツァルトホールに隣接した 1 階部分に位置しており、各ホールでの楽器の併用等も可能となっている。

c. コーラスホール (226.2 m²)

低音の響きに優れ、残響時間も三つのリハーサルホールの中では一番長く、合唱だけでなくオペラのリハーサルにも対応できるよう設計されている。オペラの雰囲気を出すため、天井には簡易な照明ボタンを設置し、内装には舞台のイメージを感じさせる明るい素材を採用している。

壁面には、バレエレッスンへの対応も考慮した大きな鏡が取付けられている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

A. 図書館

図書館は、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集・管理・整理・保管に加えて、教育研究活動及び学修支援に直接関与している。学生・教員による利用の活性化を企図して、キャンパスの中央に位置し、機能別に 3 層にゾーニングされ多様な学修スタイルに柔軟に対応する学修・研究空間である。1 階の「メインフロア」は、新刊図書、雑誌、新聞をはじめ、利用頻度の高い音楽書を配架している。2 階の「サイレントフロア」は、参考図書と一般書が並ぶ開架書架エリア、個人・ペア視聴席と AV ルームからなる AV エリアで構成されている。地下 1 階のグループ学修室も備えた「アクティブフロア」は、授業の事前準備学修・授業・事後展開が実現できる、知の集積及び交流の拠点として機能している。【資料 2-5-2】

所蔵資料は、楽譜約 11 万冊、図書約 11 万冊、オーディオ資料約 8 万点の計約 30 万点にも及び、音楽大学図書館として日本最大級である。特色としては、NII（国立情報学研究所）の総合目録データベースの基準より詳細な本学図書館独自の基準を設け、書誌データを充実させることにより、利用者サービスの向上を図っている点が挙げられる。すなわち、各キャンパスの請求記号を統一するため、「日本十進分類法（NDC）」の音楽の項目を更に

詳細に分類した「武蔵野音楽大学十進分類法 [Musashino Decimal Classification] (MDC)」を考案し、図書と楽譜の全ての音楽関係資料を「MDC」に基づいた分類番号に変更することにより、データ上の書誌の充実はもとより、蔵書検索の効率化と最適な資料の配架を実現している。なお、配架資料は、利用状況に応じて定期的に資料の配置換えを実施し、適切な資料提供を行っている。【資料 2-5-3】

図書館の利用環境については、授業開始前や終了後の時間帯にも配慮し、通常時は 8:30～18:30 を開館時間としている。令和 3(2021)年度の開館日数は 261 日を予定しており、授業実施日である 120 日は全て含んでいる。

具体的な利用状況については、令和元(2019)年度の年間図書館入館者数は、延べ 10 万人を超え、学生一人あたりの年間貸出冊数は約 26 冊であり、全国の大学図書館平均の学生一人あたりの年間貸出冊数の約 7 冊を上回っている（なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて入構規制を行った令和 2 (2020) 年度は、入館者数 39,281 人、学生一人あたりの年間貸出冊数 13 冊）。多様な学修形態に対応するために整備した最新の AV 機器、電子黒板、パソコン、鍵盤付きパソコン、タブレット型パソコン、プロジェクター、スクリーン、その他の貸出用機器についても、その年間利用件数は増加傾向にあり、学修意欲向上の現れと見受けられる。また、アクティブルームは、毎年計 450 回程度の利用があり、授業期間の稼働率は 7 割程度である。論文演習や「音楽指導実践研究」などの授業で利用されるほか、学生同士のグループ学修で利用されることが多い。これら利用状況の数値は図書館の有効活用を示しており、教育上の大きな効果を立証している。

その他、図書館主催の学生ピアサポーターを導入したスキルアップ講座、外部講師を招いてのデータベース実習講座、テーマ企画・展示等を適宜開催している。教員と協働し、初年次教育の一環としての図書館ガイダンスや論文の執筆に必要となる情報リテラシー教育、文献利用指導等を行い、学生一人ひとりに対するきめ細かな学修サポートも行っている。このように学修支援機能の充実・向上を図り、学生の主体的な学びと学修成果の向上に寄与している。【資料 2-5-4～2-5-7】

なお、地域貢献の一環として、練馬区内の中学校と連携し、ジュニアインターンシップ（職場体験）に協力している。

B. 楽器ミュージアム

楽器ミュージアムについての詳細は、基準 B. (92 ページ) に記しているが、学芸員課程実習施設としては、毎年度学内外から「博物館実習」を履修する学生の受入れに注力してきた。令和元(2019)年度までの実習生受入れ人数は、学内外で 5 人程度であったが、平成 29(2017)年度の学科再編・統合と教育課程改訂により、それまで音楽環境運営学科に限定されていた学内での学芸員課程履修対象者を全学科・コースの在籍者に拡大した結果、令和 2(2020)年度には、学内のみでも 17 人の受入れに至った。また、授業への楽器ミュージアム資料の提供や、授業での見学についても楽器ミュージアムは活用されているが、詳細は基準 B. で述べる。

C. 情報機器操作室、DTM 演習室、録音スタジオ

近年、テクノロジーの発達とともに社会の変化に対応できる多様な能力が要求されており、ICT(情報通信技術) 機器の充実を図るため、江古田キャンパス竣工に合わせて、情報機器操作室に 37 台、DTM (Desktop Music)演習室に 16 台、合計 53 台のパソコンを設置

した。Microsoft の Office 系ソフト、楽譜作成ソフトをはじめ、音楽関連のソフトウェアや周辺機器を完備している。また、グラフィックス系ソフトウェアも準備されており、アートマネジメント系の授業で使用されている。

録音スタジオでは、五重奏程度の編成のレコーディングが可能であり、プロユースの音響機材やソフトウェアを備え、音響機器の操作に関する授業等で有効に活用している。隣接する DTM 演習室を併用することにより、ハイレベルなシステムの扱いに慣れ、プロの現場で実際に行われている音楽制作の過程を学ぶことができる。

D. 体育館・運動場体育施設等

人間キャンパス（埼玉県入間市）に、運動場（2面）、体育館、体育館更衣室、テニスコート（6面）を設置し、自由科目「スポーツ」のほか、課外活動等にも活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性については、江古田キャンパス刷新を機に、障害のある人や高齢者のための施策として、点字ブロックの整備をはじめとしたバリアフリー化を実現した。校舎には敷地東側の開放スペースからスロープを通り、バリアフリーでアプローチすることができる。メインロビー（定員26人・2台）ほか各所に設置された計6台のエレベーター（楽器移動用を含む）が、学生の動線や学内の用途に応じて常時運転待機しており、移動の利便性を高めている。

バリアフリートイレは、地下1階楽器ミュージアム前、E棟1階練習室前、ベアトーヴェンホール、ブラームスホール1階に設置している。トイレの室内及び廊下等、動線上で必要な場所には人感センサーを設置し、省エネへの配慮とともに利便性を確保している。

また、ベアトーヴェンホール、ブラームスホール内には車椅子用の客席を設置し、通路や階段に点字ブロックや手すりを設置する等の対策を講じている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、授業形態に応じた適正なクラスサイズを実現している。実技科目は1対1のレッスン形式が原則であり、演習系科目の語学、「ソルフェージュ」「和声」「対位法」は30～35人のクラス編成とし、講義系科目の「西洋音楽史」や教養科目等は、1クラス80～100人を目途としてクラス編成を行っている。さらにアンサンブル系科目では、オーケストラ、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、合唱など、演奏形態に合わせた各専用リハーサルホール等を活用し、施設の広さに応じた理想的な人数で最大限の学修効果を上げるよう配慮している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

新建築基準に基づき、平成 29(2017)年に建設した江古田キャンパスの建物については、同時に保全改修したベアトーヴェンホールも含め、安全性・利便性に全く問題はない。また、バッハザールをはじめとした人間キャンパスの各建物や「むらさき寮（女子学生寮）」についても、耐震補強工事を行い新耐震基準は満たしているが、今後、築年数に応じた経過観察を行い、適切に対応していく。

なお、「2-1-③」（16 ページ）で記述したとおり、「令和 4(2022)年度入学者選抜」から学

部の入学定員を300人とすることで、令和7(2025)年度には収容定員が1,200人となり、所定の大学設置基準との関係で、必要な校地面積が現在の12,400㎡から12,000㎡に変更となる。これにより、江古田キャンパスの校地面積(12,117㎡)のみでも、同設置基準を満たすことになる。

カリキュラムとの関連においては、履修者数増加が予想される科目について、あらかじめ時間割編成作業の中で履修人数が偏らないよう調整することや、コースごとの優先的な履修条件の設定を行う。さらに自由科目につき、教室の収容人数により履修できる人数が限られる場合には、抽選を行うなど一定の条件を設定し、適正なクラスサイズを維持する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

A. 意見・要望の把握

a. 主科レッスン・副科レッスン担当教員による把握

「2-2-①」(19ページ)で述べたとおり、主科レッスン及び副科レッスンは、個人若しくは少人数で行われる。このような環境において、担当教員と学生との間には親密な人間関係が育まれ、担当教員には当該科目の学修に関することにとどまらず、さまざまな意見・要望が寄せられる。担当教員は、必要に応じて各関係部署に報告・相談を行っている。

b. 各種アンケート等の実施による把握

「学生による授業評価アンケート」(以下「授業評価アンケート」という)は、クラス授業については毎年度、実技科目(個人レッスン)については隔年で、全学年を対象に実施している。また、「学生満足度調査」は、毎年度3年次と4年次に実施している。それぞれのアンケートには自由記述欄を設け、その記載内容から学生の意見・要望を把握している。【資料2-6-1、2-6-2】

c. 窓口での把握

学務課、学生課、演奏課、管理課、図書館の各事務所には窓口を設置しており、各所掌に関する学生対応を行っている。その折に学生から各種の意見・要望を把握している。

【資料2-6-3～2-6-5】

d. その他の方法

学生相談室・保健室での相談対応や毎年実施する個人面談、「外国人留学生・編・転入生研修会」の機会のほか、学生が組織する学友会、入寮学生の代表による「学寮委員会」を通じて、学生からの意見・要望を把握している。さらに、大学や教員との連絡や問合せにおける便宜のため、全学生にメールアドレスを付与しており、メールを通じての状況把握も行っている。【資料2-6-6、2-6-7】

B. 意見・要望の分析と検討結果の活用

上記A. 列記の方法により把握した意見・要望は、学修支援・授業に関するものは主として学務課が、健康相談や経済的支援に関するものは主として学生課が、学修環境に関するものは主として管理課が、各種演奏会及び合奏・合唱の授業に関するものは主として演奏課が、図書資料及び図書館利用に関するものは図書館が、各々内容を分析・検討し、必要に応じて他部署とも連携しながら適切に対応する。なお、教学運営に関わる事項については、《図4-1-1》(55ページ)に示す教学運営組織をもって対応する。

近年、上記により把握した学生の意見・要望を検討した結果、各担当部署が実施した主な対応には、以下のような事項がある。【資料2-6-8】

a. 学修支援・授業に関する対応

- ・外国人留学生のための補習（学務課）
- ・図書資料や楽譜の購入（図書館）
- ・利用頻度の高い楽譜の一部開架（図書館）
- ・授業内外での図書館ガイダンスの実施（図書館）
- ・利用ガイドの刷新、OPAC 活用法の刷新、利用ガイダンスの動画作成（図書館）
- ・開館日数の増加（図書館）
- ・修士論文等、図書資料のデジタル化（学務課・図書館）

b. 学生生活に関する対応

- ・学生食堂の営業時間延長、座席の増設（管理課）
- ・楽器用ロッカーの増設（管理課）

c. 学修環境に関する対応

- ・練習室のウェブサイト予約システムの導入（管理課）
- ・グランドピアノ、アップライトピアノを設置した練習室の増設（管理課）
- ・事前受付のみに限定していた練習室の予約申込みを、当日も対応できるよう変更（管理課）
- ・個人練習室の予約集中防止のため、時間差予約ができるようシステムを更新（管理課）
- ・閲覧用タブレットの整備（図書館）

また、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、学生から寄せられた意見・要望への主な対応は、以下のとおりである。

- ・入構制限により来校できない学生に対する、メールでのレファレンス・学修相談の実施及び図書資料や楽譜の宅配貸出（図書館）
- ・演奏会の中止等による、学修成果の発表の機会の減少を受け、公開リハーサルを実施（演奏課）

- ・学費納入期限の延長（学生課・経理課）
- ・喫食可能場所の追加（管理課）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生満足度調査」の調査項目を細分化し、より具体的な学生の意見・要望を把握するとともに、これらを継続的に比較・分析することで、学修支援の強化を図る。また、学修に関する学生の建設的な要望を組織的にくみ上げ検討した上で、実現の可否について学生に周知するサイクルを徹底していく。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育研究目的等に基づき、学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーを明確に定め、この方針に従って、入学者選抜の区分に応じて実技試験、共通科目の試験、面接が実施されている。入学者選抜で審査・評価された受験生のさまざまな能力は、教授会や研究科委員会において十分に審議され、学長により可否が決定される。

入学前教育から始まる学修支援においては、本学創立以来の伝統である教職協働の精神のもと、全ての学生が必要とする支援をきめ細かく実施できる体制が構築されている。

キャリア支援の面では、学生の社会的・職業的自立を適切にサポートし、学生サービス面では、学生生活を安定させるための支援体制を充実させており、奨学金制度も逐次拡充して、経済的支援を図っている。

また、江古田キャンパスにおける学修環境は、音楽大学として理想的である。さらに、各種のアンケート等を活用してくみ上げた学生の意見・要望に対しては、教員と職員が協働しながら適切に対応し、学生が満足して学修に取り組むように、充実・改善を図っている。

以上のことから、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）では、音楽学部（以下「学部」という）及び本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）のディプロマ・ポリシーにつき、教育研究目的を踏まえ、下記《表 3-1-1》及び《表 3-1-2》のとおり定めている。これに基づき、学部及び研究科に定められた教育課程に沿って、学生個々の素養・適性・能力に応じた指導により、目的とする人材を育成する。この方針は、シラバスや学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。【資料 3-1-1～3-1-4】

表 3-1-1 学部のディプロマ・ポリシー

<p>武蔵野音楽大学音楽学部（学士課程）の目的に基づき、4年以上在学して124単位以上を修得し、以下の知識・能力等を身につけたと認められる者に、学士（音楽）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専攻分野における基礎的な知識・能力に加え、専門的な能力（演奏学科では演奏能力、音楽総合学科の作曲コースでは創作能力、音楽学コースでは研究能力、音楽教育コースでは教育能力、アートマネジメントコースではアートマネジメント能力）を身につけている者。 2 正課の授業および正課外でのさまざまな学修体験を通して、豊かな人間性と学修に対する継続的な強い意欲を身につけている者。 3 自ら考え、創造する能力を育成し、予測することが困難な社会の諸課題に対応できる判断力、コミュニケーション能力等を身につけている者。

表 3-1-2 研究科のディプロマ・ポリシー

<p>武蔵野音楽大学大学院音楽研究科の目的に基づき、以下のように、高度な知識および技術を身につけたと認められる者に学位を授与する。</p> <p>【博士前期課程（修士課程）】</p> <p>本学大学院学則第4条第1項に基づき、2年以上在学し、30単位以上を修得した上で、専攻実技の修了試験、修士論文の審査に合格した者に修士（音楽）または修士（音楽学）の学位を授与する。</p> <p>なお、ヴィルトゥオーゾコースは、修士論文を課すことなく、学位審査演奏に合格した者に修士（音楽）の学位を授与する。</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>本学大学院学則第4条第2項に基づき、3年以上在学し、10単位以上を修得した上で、演奏あるいは作品の修了試験、博士論文の審査に合格した者に博士（音楽）または博士（音楽学）の学位を授与する。</p>

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、学則、シラバス、学生便覧等に明記するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。

A. 学部

a. 成績評価基準

ディプロマ・ポリシーに基づいて、これまでの点数区分を見直した新しい成績評価基準を策定し、平成29(2017)年度より、《表3-1-3》記載のとおり運用している。この評価基準は、シラバス等に明記している。それぞれの評価についての配分比は、《表3-1-4》記載のとおりとし、各科目共通の目安としている。【資料3-1-5】

表3-1-3 成績評価基準

クラス授業科目点数区分	実技科目点数区分	評価の表示方法	可否
90～100点	80～100点	S	合格
75～90点未満	60～80点未満	A	
60～75点未満	45～60点未満	B	
50～60点未満	30～45点未満	C	
0～50点未満	0～30点未満	D	不合格

表3-1-4 成績配分比

評価	成績の配分比
S	20%程度
A	30%程度
B	40%程度
C	任意
D	任意

b. 単位認定基準

単位の授与については、「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）第20条の3、シラバス等に明記している。所定の期日までに履修登録をした科目は、授業実施回数の3分の2以上（集中授業は5分の4以上）の出席をした上で、シラバスに示す各授業科目の成績評価の方法・基準により、前述の点数区分に応じS・A・B・C・Dで評価される。C以上を合格とし、単位の修得が認められる。ただし、出席の回数が上記の基準に満たなかった場合は、合格しても単位の修得は認められず、その表示は「失」（出席回数基準の未充足）となる。【資料3-1-5、3-1-6】

c. 進級基準

学生は、 Semester制により半期ごとに単位の修得が可能となっているが、3年次への進級については、一定の基準を設け、所定の科目・単位を修得した場合に進級を認めている（演奏学科：28～34単位、音楽総合学科：23～31単位）。この進級基準は、大学学則第17条第1号別表Ⅳ及び学生便覧に明記している。【資料3-1-7、3-1-8】

d. 卒業認定基準

卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーにのっとり、4年以上在学して、コース別に開設する所定の授業科目及び全学科共通の授業科目を履修し、124単位以上を修得することを要する旨、大学学則第21条及び学生便覧に明記している。【資料3-1-6、3-1-9】

e. GPA

各授業科目の成績評価 (S、A、B、C、D)に、それぞれグレードポイント(S:4.0、A:3.0、B:2.0、C:1.0、D:0)を付与し、これに各科目に定められた単位数をかける。これらを合計した上で、履修した単位数の総数で割り、1単位あたりの平均 (GPA) を算出している。成績評価のほかに、年度別と累積のGPAをもって、学修評価の指標として運用している。なお、「失」の場合のグレードポイントは、0としている。【資料3-1-10】

B. 研究科

a. 単位認定基準

「武蔵野音楽大学大学院学則」(以下「大学院学則」という)第10条及び「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」第3条に明記しており、履修登録した科目は、年間授業実施回数の3分の2以上を出席した上で、所定の試験に合格することによって、その単位を修得できる。ただし、出席の回数が上記の基準に満たなかった場合は、合格しても単位の修得は認められず、その表示は「失」(出席回数基準の未充足)となる。【資料3-1-11】

b. 成績評価基準、修了要件 (修了認定基準)

1. 博士前期課程 (修士課程)

実技科目及びクラス授業科目ともに成績評価基準を設定している。ただし、器楽専攻及び声楽専攻のヴィルトゥオーゾコースについては、演奏家として、より高い完成を目指すというこのコースの研究上の特性を反映し、学位審査演奏には、独自の実技科目評価基準を運用している。学位論文(以下「修士論文」という)の評価基準は、5つの審査項目を、S、A、B、C、Dの区分で総合評価することと定めており、この評価基準はシラバス等に明記している。【資料3-1-12、3-1-13】

修士課程の修了要件(修了認定基準)は、大学院学則第12条及び「武蔵野音楽大学学位規程」(以下「学位規程」という)に基づき、2年以上在学して所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験又は所定の審査に合格することと定めている。なお、ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文を課すことなく、これに代えて、器楽コース・声楽コースの約2倍の長時間に及ぶ学位審査演奏につき、特に厳しい評価基準による審査を経て合格することを修了要件としている。【資料3-1-14、3-1-15】

2. 博士後期課程

博士後期課程についても、実技科目及びクラス授業科目ともに成績評価基準を設定している。【資料3-1-16】

博士後期課程の修了要件(修了認定基準)は、大学院学則第13条及び学位規程に基づき、3年以上在学して所定の10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文等の審査及び試験に合格することと定めている。学位論文(以下「博士論文」という)審査は、予備審査及び本審査をもって行う。予備審査では、提出された論文を主査と2人以上の副査が査読を行い、当該論文の内容の妥当性と完成度を確認し、その結果が申請者に通知される。本審査では、提出された論文につき、学外有識者を含む5人程度の審査委員が査読し、これに関する口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価した上で合否を判定する。【資料3-1-14、3-1-15、3-1-17】

博士の学位を授与したときには、学位規程の定めるところにより、当該博士の学位

授与に係わる論文、論文要旨及び審査結果の要旨を「武蔵野音楽大学学術リポジトリ」にて公表している。【資料3-1-15】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

A. 学部

a. 成績評価基準（実技科目、クラス授業科目）の厳正な適用

1. 実技科目

実技科目の試験を、前期・後期の Semester ごとに学年次で2回行う。演奏学科では、4年間の在学中、計8回行う試験のうち半数程度の試験においては、カリキュラムに基づいた試験課題曲を演奏し、それ以外の試験では、受験者が定められた時間内で自由に選んだプログラムをコンサート形式で演奏し、これを評価する。

試験は複数の採点委員が、中位の標準的な演奏技術の基準を65点とした100点法（5点刻み）で行い、平均点30点以上をもって合格とする。なお、演奏に対する評価は、原則として10人程度の採点委員により採点し、最高点と最低点を除外した上で得点を平均することにより、公平性や公正性を担保している。その集計結果をもって、前述した成績評価基準に基づき判定する。

なお、傷病、災害などやむを得ない事情により本試験を受けられない場合には、所定の手続きを経て追試験を受けることができるが、得点の80%をもって評価される。また、本試験や追試験を受けて不合格になった場合にも、所定の手続きを経て再試験を受けることができるが、追試験と同様に得点の80%をもって成績評価される。【資料3-1-18】

2. クラス授業科目

クラス授業科目では、シラバスに示した授業科目ごとの成績評価の方法・基準（定期試験、授業内テスト、レポート等）により、前述した成績評価基準に沿って総合的に判断して100点法で採点し、評価する。また、「合唱」「管弦楽」（オーケストラ）、「室内楽」等のアンサンブル系の科目では、その特性に勘案し、筆記試験に代え、学生の学修成果に加えて学修意欲・学修態度等を総合的に判断し、授業担当教員が前述した基準により評価する。

なお、「室内楽・重奏」「オペラ」「指揮」等のオーディションによって受講生を選抜する科目や、「管弦楽」（オーケストラ）、「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）等の前年度の成績上位者が履修する科目については、「3-1-②」（40ページ）で記述した成績配分比を必ずしも適用するものではない。また、同一科目内で習熟度別で行う「語学」「ソルフェージュ」「和声」は、統一試験により全てのクラスを同じ基準で評価する。習熟の段階に応じてクラス別の成績割合は変化するものの、同一科目を履修した学生全体に対する成績配分比は、前掲《表3-1-4》のとおりとしている。

b. 単位認定基準の厳正な適用

上記のとおり、成績評価は、定められた基準に基づき厳正に行われている。また、単位修得の条件の一つとして、授業実施回数の3分の2以上（集中授業は5分の4以上）の出席を必要としているが、さらに、令和元(2019)年度から、20分以上の遅刻・早退は欠席とし、20分以内であっても2回の遅刻・早退で欠席1回とみなす厳格な出席管理を実施し

ている。このような出席要件を定めているのは、時間厳守 (Punctuality) の理念のもと、単位の実質化を図るとともに、授業に積極的に出席し、学修に対する興味と強い意欲を身に付けることにより、修練に励むことの重要性を認識させるためである。【資料3-1-19】

c. 進級基準の厳正な適用

前述した3年次進級基準に含まれる科目は、主として1年次の必修科目、外国語科目及び教養科目の「キャリアデザイン (導入編)」であり、これらの科目は2年次までの単位修得が求められる。

3年次への進級は、大学学則第17条別表Ⅳに定めている要件を満たした者について、教授会の意見を聴いた上で学長が認定する。

d. 卒業認定基準の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーにのっとり卒業認定基準を満たしているかどうか、学位規程に基づき、それぞれの学生が修得した単位をもとに、教授会の意見を聴いた上で学長が学位「学士 (音楽)」を授与する。

e. GPA の活用

前述した GPA を、学生の総合的な成績評価の指標として活用している。また、GPA は、奨学金授与対象者、卒業演奏会出演者、卒業式卒業生代表者の各選考に活用している。さらに、前年度の GPA が 3.4 以上の学生については、年度ごとに定める履修単位数の上限の緩和 (通常 40 単位から 44 単位へ) を認めることや、進級や卒業認定基準に対して 1 科目の単位が不足する場合において、教授会の意見を聴いた上で、累積 GPA が 2.3 以上であることを条件に追試験を行い、これに合格した場合には、学長が進級や卒業を認めることがある。GPA の活用にあたっては、それぞれの目的に応じて、累積又は年度別の GPA を使用している。なお、ウェブサイトに掲載している平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度における本学学生全体の年度別 GPA 平均値は、約 2.8 である。【資料 3-1-20】

B. 研究科

研究科では、修士課程、博士後期課程ともに、修了要件に必要な単位を修得するため、教育課程に基づき登録した授業科目を履修する。年間授業実施回数の 3 分の 2 以上に出席した上で、所定の試験等に合格することによって単位を修得する。

研究科に在籍する学生についても、学部と同様の出席要件を定めることにより、単位認定基準を厳正に適用するための客観性を担保している。なお、実技科目及びクラス授業科目ともに、評価基準を設定し、修士課程・博士後期課程にふさわしい研究成果を挙げているかどうか、科目の特性に応じて厳正に評価している。

また、修了認定基準は、研究科のディプロマ・ポリシーにのっとり、厳正に適用されている。学位「修士 (音楽)」又は「修士 (音楽学)」及び学位「博士 (音楽)」又は「博士 (音楽学)」の授与は、研究科委員会の意見を聴取し、学長が決定する。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

言うまでもなく、単位認定、卒業認定、修了認定については、高等教育機関として、明確な基準による厳正な運用が求められる。本学では、全ての科目について、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定のための成績評価基準を設け、厳正な運用をしている。現在

の実技科目の成績評価基準は、平成29(2017)年度より運用が開始されてから4か年が経過したが、より理想的なS・A・B・C・Dの成績分布になるよう、令和4(2022)年度以降、点数区分について微修正を行う。【資料3-1-21、3-1-22】

単位認定の基礎的要件となる出席回数については、学務課による出欠傾向の早期の把握のみならず、学生支援に係る全ての部署・教員・保護者が一体となって対応できる体制の構築と運用が必要である。これに資するため、令和3(2021)年度より、スマートフォンを活用した出席管理システムを導入した。このシステムでは、保護者にもIDを付与し閲覧を可能としているため、今後、より綿密な情報の把握と共有を図り、教職員・保護者が一体となったサポートを目指していく。【資料3-1-23】

GPAの活用については、退学勧告の判断に対する適用の可能性などを視野に置きつつ、「武蔵野音楽大学学務委員会」（以下「学務委員会」という）、教授会等で審議するなど、更なる検討・改善に努めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的、教育研究目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーにつき、それぞれ下記《表 3-2-1》及び《表 3-2-2》のとおり定めている。これらの方針は、シラバスや学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。【資料 3-2-1～3-2-4】

表 3-2-1 学部のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を具現するため、音楽学部全2学科に、必修科目、選択科目、自由科目を開講し、各コースの教育目的に適うよう、以下のようにカリキュラムを編成する。

- 1 授業科目は原則として4学年を8つに区分した Semester ごとに開講し、各専攻分野に求められる知識、能力等を段階的、体系的に修得できるよう編成する。この際、教養科目は必修科目および自由科目の一部として、全学年を通して履修を可能とする。
- 2 専攻実技科目については、個人レッスンにより技量の向上を図るとともに、さまざまな研究発表・演奏等の機会を設け、実践的な体験を積ませる。また、成績評価は実技試験等の結果を踏まえ、別に定めた評価基準により行う。
- 3 クラス授業科目については、開設科目の特性および到達目標を踏まえたクラス編成による授業を通して、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を重視した教育方法を積極的に導入する。また、成績評価は定期試験等の結果を総合的に勘案し、別に定めた評価基準により行う。

- 4 教育的見地から、年次ごとの履修単位の上限を定め、かつ3年次への進級に際しては修得すべき単位を定めた進級基準を設ける。

表 3-2-2 研究科のカリキュラム・ポリシー

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科は、専門的かつ広い視野に立ち、音楽芸術の分野について高度な学識と技術を体系的に教授研究する目的で、以下のようにカリキュラムを編成する。

【博士前期課程（修士課程）】

- 1 次の専攻ごとの必修科目は学年制とする。
 - (1) 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の専攻研究および作品研究
 - (2) 音楽学専攻、音楽教育専攻の専攻研究および総合演習
- 2 修士論文については、次の専攻ごとの必修科目で、論文作成の指導を行い提出させる。

なお、ヴィルトゥオーゾコースは、演奏家養成に対応した科目を開講し、修士論文の提出は課さない。

 - (1) 器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻の修士論文基礎および修士論文演習
 - (2) 音楽学専攻、音楽教育専攻の修士論文基礎および専攻研究
- 3 器楽専攻、声楽専攻では公開の演奏試験を、作曲専攻では公開の作品演奏試験を課す。ヴィルトゥオーゾコースは、毎年次リサイタル形式の演奏試験を課す。
- 4 高等学校教諭一種免許状（音楽）および中学校教諭一種免許状（音楽）を取得している者は、所定の単位を修得することで、高等学校教諭専修免許状（音楽）および中学校教諭専修免許状（音楽）を取得することができる。

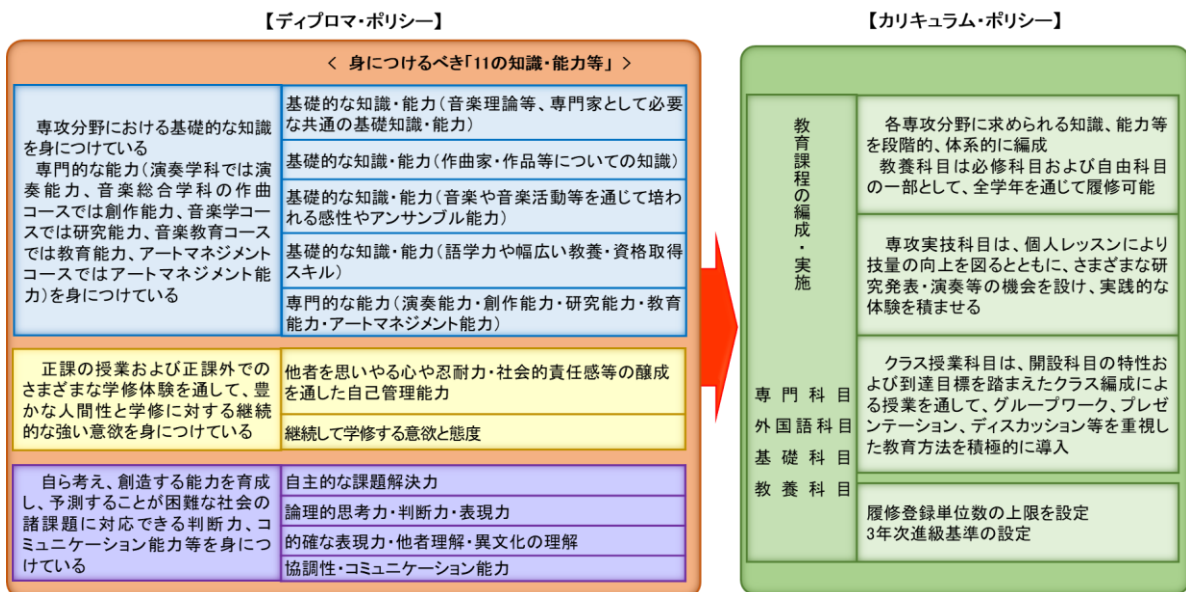
【博士後期課程】

- 1 博士論文については、研究領域ごとの必修科目である研究領域研究指導および研究領域論文演習で、論文作成の指導を行い提出させる。
- 2 前項の論文に加え、器楽および声楽の研究領域では公開の演奏試験を、作曲の研究領域では公開の作品演奏試験を課す。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力等は、カリキュラム・ポリシーに基づき開講されている授業科目の学修を通して身に付くものである。本学におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連については、下記《図 3-2-1》に図示するとおりである。

図 3-2-1 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A. 学部

a. 教育課程の編成

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各コースの特性に応じた必修科目と選択科目、全学科共通の自由科目で構成されている。それらを各コースの教育研究目的に適うよう、専門科目、外国語科目、教養科目（保健体育の科目を含む）、基礎科目に区分し、 Semesterごとに割当てている。【資料3-2-5】

専門科目については、1・2年次の必修科目と選択科目に、各コースの基礎・基本となる科目を置いている。さらにその学修成果を補完・発展させるため、学年の進行に応じて、必修科目のほか、選択科目・自由科目に多彩な科目を置いている。

外国語科目については、グローバル社会への対応が求められることから、全学科の1年次及び2年次において国際共通語である英語を必修としている。また、英語に加え、西洋音楽を学ぶ上での必要性から、学生にドイツ語、イタリア語、フランス語の中から1科目を選択させ、2年次までの必修としている。3年次以降は、2年次までに身に付けた基礎的な語学能力を、さらに伸長させるために同じ言語の科目を選択するか、また新たに基礎から未履修の他の言語を選択することを可能としている。

演奏学科における専門科目は、高度な演奏技術を基盤とする豊かな表現力を身に付けることを目的として、「専攻実技」を4年間の必修科目とし、また、演奏家として必要な基礎能力を培うため、「ソルフェージュ」「和声」「西洋音楽史」を1・2年次での必修科目としている。さらに各コースの特性に合わせた専門的な科目群に加えて、比較的小規模な「室内楽・重唱」などから、「管弦楽」（オーケストラ）、「管・打楽器合奏」（ウィンドアンサンブル）、「混声合唱」などの大規模な編成に至るまで、アンサンブルの科目を充実させている。

音楽総合学科にオープンメジャーシステムで入学した者については、1年次において音楽総合学科内の4つのコースの基礎的内容を幅広く学び、その間に自分の適性や興味を確認し、2年次からコースを選択して専門的な学修に取り組んでいく。このシステムの特徴を生かすために、1年次の必修科目に11の基礎科目を置き、幅広く学修をした上で2年次からのコースを選択・決定できるよう、教育課程を編成している。さらに、1年次にフィックスメジャーシステムで入学した者と同等の学修効果を得るため、2年次で選択したコースにおいて履修すべき追加の必修科目を設定している。なお、オープンメジャーシステム以外の学生（演奏学科も含む）は、オープンメジャーシステムの必修科目として置かれる11の基礎科目を、自由科目として履修することが可能である。

b. Semester制

《表3-2-1》（第1項）記載のとおり、各授業科目は、4学年を8つに区分した Semesterごとに開講している。 Semester制は、学生にとって、自身の学修成果を半期ごとに確認し、その後の学修計画を立てやすいという点が、大きなメリットとなる。また、半期ごとに多彩な自由科目を横断的に履修できるという点で、学生の幅広い学修意欲に応えるものとなっている。

特に、主要な必修科目である実技科目については、基礎・基本から始まり順次段階的に高度な技術を修得させるため、各 Semesterで得られた学修成果につき、主専攻・副

専攻を問わず演奏審査により評価することで、その後の自立的な修練の継続に資するものとしている。

c. 履修単位数の上限

カリキュラム・ポリシーに基づき、学年ごとに履修登録単位数の上限を40単位（1年次は必修科目に1単位のものがあるため41単位）と定め、特定の年次に偏重しないようにしている。ただし、前述のとおり、令和3(2021)年度より、前年度のGPA値が3.4以上の者は、履修の上限を年間44単位まで緩和することとした。なお、教員免許課程の教職科目、学芸員課程の科目、再履修科目の単位は、年次あたりの履修単位数の上限との関係ではカウントしない。【資料3-2-6】

d. 科目ナンバリング、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ

学生が教育課程全体を俯瞰し計画的に履修できるように配慮し、全ての授業科目に「科目ナンバー」を付番している。また、各科目の学修段階や履修順序を体系的に整理した「カリキュラムツリー」と、ディプロマ・ポリシーで示す能力を身に付けるために寄与する科目を示した「カリキュラムマップ」もシラバスに掲載している。【資料3-2-7～3-2-9】

e. シラバス

シラバスには、前述した授業科目ごとの「科目ナンバー」に加え、「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「授業内容」「予習・復習等の内容・それに必要な時間」「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」「学生に対する成績評価の方法・基準」「学位授与の方針との関連」や単位認定基準、成績評価基準等を記載し、修学上の指針となる内容を明確に示している。シラバスの内容はウェブサイトに掲載し、学内外に周知している。【資料3-2-10】

f. 教員免許課程・学芸員課程

全コースの学生は、大学学則第15条、第18条に基づき、教育職員免許状及び学芸員の資格を取得することができる。すなわち、大学学則別表Ⅱに定める科目の単位を修得した場合には、中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得できる。また、大学学則別表Ⅲに定める科目の単位を修得した場合には、学芸員の資格を取得できる。【資料3-2-11】

g. 他大学との提携による小学校教諭二種免許状の取得

明星大学通信教育部との提携により、小学校教諭二種免許状を取得できる道を開いている。1年次において実施される本学の選考（課題提出・面接）に合格した者で、中等教育（中学校）の教員免許課程を履修している2年次生は、明星大学通信教育部の科目等履修生として定められた科目を履修し、単位を修得することで免許状を取得できる。令和3(2021)年度は、2～4年次まで計30人の学生が、この制度を活用して学修している。【資料3-2-12】

B. 研究科

a. 修士課程

修士課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各専攻の特性を踏まえて、学年制により編成している。【資料3-2-13】

一例として、下記《表3-2-3》に、器楽専攻器楽コース（有鍵楽器）及び作曲専攻の教育課程の概要を示す。

表 3-2-3 教育課程の一例<器楽専攻器楽コース有鍵楽器及び作曲専攻>

専攻	科目区分	1年次	2年次	備考
器楽専攻 器楽コース 有鍵楽器	必修科目	専攻研究 実技Ⅰ 作品研究Ⅰ 修士論文 基礎	専攻研究 実技Ⅱ 作品研究Ⅱ 修士論文 演習	中学校教諭1種免許状(音楽)と高等学校教諭1種免許状(音楽)を取得又は取得資格を有する者は、修士課程を修了することにより、中学校教諭専修免許状(音楽)と高等学校教諭専修免許状(音楽)を取得できる。
	選択科目	伴奏法研究Ⅰ等 9科目	伴奏法研究Ⅱ等 9科目	
作曲専攻	必修科目	専攻研究 実技Ⅰ 作品研究Ⅰ 修士論文 基礎	専攻研究 実技Ⅱ 作品研究Ⅱ 修士論文 演習	
	選択科目	作品分析演習Ⅰ等 7科目	作品分析演習Ⅱ等 7科目	

b. 博士後期課程

博士後期課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき編成している。概要は下記《表3-2-4》のとおりである。【資料3-2-14】

表3-2-4 教育課程の概要

科目区分	第1年次・第2年次・第3年次	研究領域区分
研究領域共通 必修科目	研究領域研究指導 研究領域論文演習	全領域 全領域
研究領域別 必修科目	演奏法特別研究Ⅰ 作品研究 音楽学総合研究 音楽教育総合研究	器楽・声楽 作曲 音楽学 音楽教育
研究領域共通 選択科目	演奏法特別研究Ⅱ 等13科目	全領域

3-2-④ 教養教育の実施

学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、専門教育とともに広い視野に立った総合的な考察をするために必要な教養科目として、22科目を開講している。それらのうち、1年次の「キャリアデザイン(導入編)」と2年次の「キャリアデザイン(展開編)」については、前掲《表2-3-1》(23ページ)のとおり、それぞれ必修科目として開設しており、音楽を学ぶ者としての自己理解・自己探求を深め、主体的に進路を選択する能力と態度を育成するとともに、早い段階から社会人としての責任と自覚を認識させるべく、配慮している。また、自由科目としては、全学生が履修できる17科目(保健体育の科目を含む)、外国人留学生を対象とした3科目、計20科目を開講している。【資料3-2-5】

教養教育を運営する組織として、共通教育部会(部会については55ページで詳述)を置き、部会長を中心に、当該部会に所属する教員が担当する教養科目の授業・試験・評価等について、討議を行う。部会での討議結果は、その内容に応じ「学務委員会」で検討し、その結果を「武蔵野音楽大学運営委員会」(以下「大学運営委員会」という)に諮り、教授会の意見を聴いた上で学長が所要の処置等を決定することにより、教養教育実施の体制を整備、運用している。【資料3-2-15】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

A. 演奏学科における取組み

《表2-2-1》(19ページ)に示すとおり、演奏学科の主科レッスン及び副科レッスンは、毎週1回、教員と学生が1対1の個人レッスンで行う。学生が個人レッスンを受けるには、多くの練習時間(事前の準備・事後の展開)を必要とするが、楽器の特性や居住する環境その他の要因により十分な練習が困難な学生も見出されるため、練習室の設置と運営その他の施策により練習環境の整備に努め、授業が効果的に実施できるように配慮している。

アンサンブル(合唱・合奏)の能力は、ソロ(独唱・独奏)の技術と同様、演奏活動にとって必須であるため、器楽コース、声楽コース、ヴィルトゥオーゾコースの教育課程には、「混声合唱」「声楽アンサンブル」「オペラ重唱」「管弦楽」(オーケストラ)「管・打楽器合奏」(ウィンドアンサンブル)「管楽合奏」「室内楽・重奏」等のアンサンブルの科目を開設している。これらのうち、授業を行う上で一定の演奏技術を必要とする「管弦楽」(オーケストラ)、「管・打楽器合奏」(ウィンドアンサンブル)等は、前年度の学業成績やオーディションにより受講者を決定し、授業を効果的に実施できるようにしている。

これら個人レッスンやアンサンブルの科目では、学生が日々長時間に及ぶ練習に取り組むべきことになるが、学生がより自主的・能動的に演奏を作り上げていけるよう、各教員は、学生との間で、演奏自体の体感に留まらず、演奏技術や作品解釈に関するディスカッションをも重視し、感性と理性の両面にわたるアクティブラーニングにより、その学修意欲を一層高めるべく、それぞれに工夫をしている。【資料3-2-16】

B. 音楽総合学科における取組み

音楽総合学科には演奏学科とは異なる教育課題があるが、個別の科目の特性や授業形態に応じて、各コース固有の専門科目については特に、学生が主体的に授業に参画するアクティブラーニングを積極的に導入している。例えば、作曲コースの「作曲法(基礎)」「作曲法(応用)」では、個人レッスンにより、既存の作品の分析等と自作品の創作について、学生の自主的な学修を支えながら指導を行う。音楽学コースの「音楽学概論」「音楽学研究」では、少人数授業を行い、資料調査・文献調査の調査学習等を通して学生の視野を広げ、研究・論文の各段階において、学生とのディスカッションを重視した指導を行う。音楽教育コースの「音楽教育学概論」「音楽教育学研究」「卒業論文演習」では、プレゼンテーションやグループディスカッション等で音楽教育に関する知識を深めさせ、卒業論文につなげていく。アートマネジメントコースでは、「芸術文化政策論」「舞台技術概論」「劇場音響概論」「広報宣伝資料制作」等の経験学習を主体とした科目を多く設定し、これらの授業科目で、教員の実務経験を生かした指導を行う。加えて、「アートマネジメント研究(応用)」では、クラシック・コンサートや舞台芸術公演の企画立案等を、「アートマネジメント実習Ⅲ」では、本学が主催する大規模コンサートの会場運営の実体験や学外の文化施設・芸術団体等でのインターンシップを経験させ、実務者としての知識・能力を養成している。

また、音楽教育コースとアートマネジメントコースの間では、従前より、卒業研究の指導状況を相互に参観し、情報交換を行っている。令和3(2021)年度からは、さらに音楽学コースも加わり、音楽総合学科において卒業論文を課している3コースが共同で、卒業研究の進め方について各コースの指導法を検証し、改善に結びつけている。

C. 共通的な取組み

a. 習熟度別授業

入学時における学生の基礎的学力に個人差がある「英語」及び「ソルフェージュ」については1年次の前期から、学修の進度に差が生じる「和声」については2年次以降、個々の学生の習熟度に応じた複数のクラスを編成して、各習熟度合いに適合した授業を行っている。これらのクラスは、前年度の統一試験の成績に基づき、年度ごとに新たに編成し、個々の学生が着実に実力をつけていけるよう、工夫している。また、「ソルフェージュ」「和声」の授業にはTAを配置し、教育効果及び教育進度の向上を図っている。

【資料 3-2-17】

b. 英語共通教材の作成

グローバル社会への対応が求められる中で、本学においても、外国人教員による個人レッスンや、海外演奏旅行の国際交流などの場で、国際共通語である英語を使用すべき機会は非常に多い。このため、本学独自の教材として、本学教員が編纂した教科書「English for Music Students」を「英語」全クラスで使用している。この教科書は、音楽を専門に学修する本学学生の指導に特化した教科書であり、語彙・リスニング・会話・読解の各領域において、音楽に関連する言語材料を使用し、さらに精選した文法問題を配し、基礎的・総合的な英語運用能力を養うことをねらいとしている。また、本学教員が作成した芸術や音楽に関する英語の語彙集「Essential Vocabulary for Music Students」を、3年次の選択英語科目「リーディング&ライティング英語」の補助教材として活用している。【資料 3-2-18、3-2-19】

c. ソルフェージュ共通教材の作成

「ソルフェージュ」の共通教材として、本学教員がリズムパターン練習を中心とし読譜力向上のために独自に編纂した教本「リズムレクチュール」を、全クラスで活用している。この教本に示した課題を、全ての「ソルフェージュ」履修者に実践させることで、読譜力の向上に大きな成果を挙げている。【資料 3-2-20】

d. 「ジャンル横断歴史年表」の作成

音楽芸術教育の基礎知識を教授する資料として、複数の部会（部会については、55ページで詳述）が協力して、西洋史、西洋音楽史、西洋美術史、西洋文学・思想史、日本文学・芸能史の5つのジャンル別に年代ごとの主要な出来事を抽出し、それらを横断的にまとめた「ジャンル横断歴史年表」を作成している。これをシラバスの付属資料として掲載し、「西洋音楽史」「ヨーロッパの歴史」等の授業に活用している。【資料 3-2-21】

D. 「学生による授業評価アンケート」結果の活用

本学では、教育内容・教育方法の改善・向上のため、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という）を、クラス授業については毎年、実技科目（個人レッスン）については隔年で実施している。

アンケートの集計結果は、それぞれの授業科目を担当する教員に通知し、授業改善向上計画書の提出を求めている。さらに、提出された授業改善向上計画書は、その教員のアンケート集計結果を添えて所属する部会長に通知し（部会については、55ページで詳述）、部会長は、授業改善向上計画書を踏まえ、今後、部会として取り組むべき事項を明らかにしている。その上で、各部会は「FD 実施計画」を作成し、このアンケートの結果を教育内

容・教育方法の改善・向上に役立てている。【資料 3-2-22】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法については、多様化する入学者の資質や個性に適確に対応していくため、今後も継続して各部会でのFDを中心とした討議を重ね、学生個々の能力に応じた適切な授業を実施し、学位を授与するために必要となる能力を担保していく。さらに、令和2(2020)年度に完成年度を迎えた新カリキュラムについて、その実際の施行によって得られた教育成果や課題を検証し、令和3(2021)年度より、一部科目の開講年次の変更等を行い、併せて、シラバスの記載内容についても改善・充実を図った。また、同年度には、カリキュラムツリー、カリキュラムマップに基づく「学修ポートフォリオ」を構築（詳細は52ページに記述）し、学生の体系的な学修計画の構築と学修成果の可視化がなされるようになったが、今後、学修成果の点検・評価の結果を踏まえ、カリキュラムツリー、カリキュラムマップの内容を充実させていく。その他、教育課程の編成、シラバスの構成等も含め、必要な見直しは継続的に実施する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、年度当初のガイダンスにおいて、全学生に対し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえた履修に関する説明を行い、シラバスには、授業科目ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた達成目標を明記し、周知を図っている。また、担当教員も、達成目標についての説明を行っている。

これまで、成績評価基準に基づく厳格な評価、GPA 及び「授業評価アンケート」をもって学修成果の把握をしてきた。令和 3(2021)年度からは、これらに加え、先に「3-2-③」(47 ページ)で述べたとおり、シラバスにカリキュラムツリーとカリキュラムマップを掲載し、学生は、どの授業科目を履修すればどのような能力が身に付けられるか等、視覚的に理解することができるようになった。さらに、令和 3(2021)年度から学修成果を点検・評価するため、「武蔵野音楽大学ユニバーサルパスポート」のシステムを用いた「学修ポートフォリオ」の運用を開始した。

「学修ポートフォリオ」と「授業評価アンケート」についての詳細は、以下のとおりである。

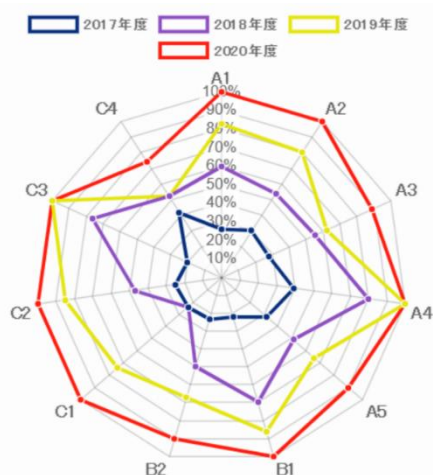
A. 学修ポートフォリオ

本学は、成績評価に基づく学修成果の点検・評価のシステムとして、令和 3(2021)年度に、「学修ポートフォリオ」を導入した。「学修ポートフォリオ」では、カリキュラムマップに基づき、ディプロマ・ポリシーで求めている、下記《表 3-3-1》に示す学生が身に付けるべき「11 の知識・能力等」のうち、ある単位を修得した時にどの知識・能力等が身に付くのかという事項について、授業科目ごとに各別の設定をしている。単位を修得した授業科目の成績評価は数値化され、《図 3-3-1》に示すとおり、「11 の知識・能力等」ごとの累積学修度が、レーダーチャートにより可視化される。これにより、大学は、コース・専修ごとに定められた必要な知識・能力等を、学生がどの程度身に付けたのかを点検・評価でき、学生もまた同様にして、自身の身に付けた（又は、不足のある）知識・能力等を確認できる。また、学生は、履修予定の授業科目の単位を修得した際の学修度をシミュレーションできる履修予約機能を用いて、履修計画を立てることが可能である。【資料 3-3-1】

表 3-3-1 身に付けるべき「11 の知識・能力等」

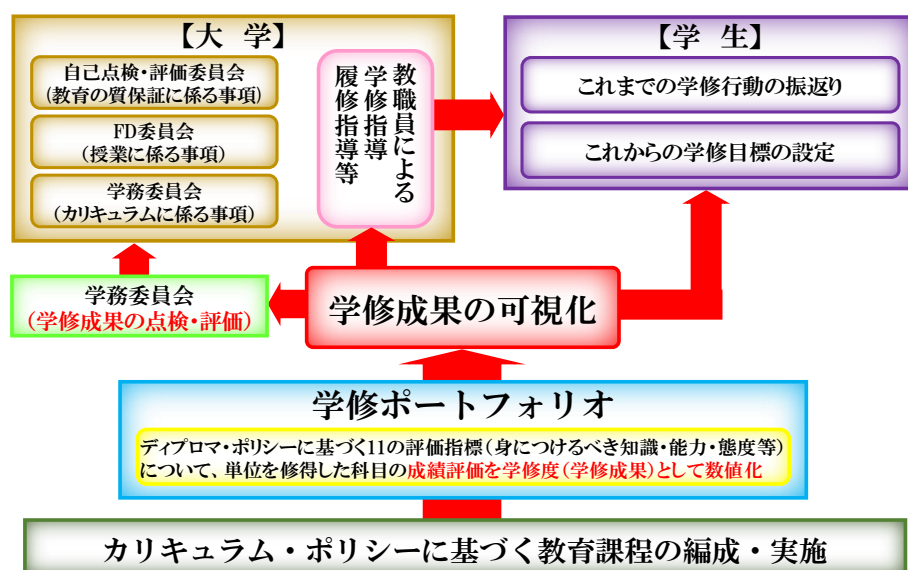
A1	基礎的な知識・能力	音楽理論等専門家として必要な共通の基礎知識・能力
A2		作曲家・作品等についての知識
A3		音楽や音楽活動等を通じて培われる感性やアンサンブル能力
A4		語学力や幅広い教養・資格取得のスキル
A5	専門的な能力	演奏能力・創作能力・研究能力・教育能力・アートマネジメント能力
B1	他者を思いやる心や忍耐力・社会的責任感等の醸成を通じた自己管理能力	
B2	継続して学修する意欲と態度	
C1	自主的な課題解決力	
C2	論理的思考力・判断力・表現力	
C3	的確な表現力・他者理解・異文化の理解	
C4	協調性・コミュニケーション能力	

図 3-3-1 学位授与の方針との関連・学修度



「学修ポートフォリオ」の集計結果は、《図 3-3-2》記載のとおり、「学務委員会」で点検・評価し、問題点・改善点の抽出を行う。必要に応じて、カリキュラムに係る事項は「学務委員会」で、授業に係る事項は「FD 委員会」で、教育の質保証に係る事項は「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」で改善策等を検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする。

図 3-3-2 学修成果の点検・評価・フィードバックの体制



B. 学生による授業評価アンケート

本学では、平成15(2003)年度から「授業評価アンケート」を実施している。その内容は、クラス授業と実技科目（個人レッスン）とで区分しているが、音楽大学としての特性上、学生が日々のレッスンを通して身に付ける実技能力は学修成果の重要な要素となるため、後者（個人レッスン）の「授業評価アンケート」においては、「実技能力は、着実に向上していると思いますか。」「学修意欲の向上のために、コンサート、公開講座等の学内行事に出席していますか。」「学修成果の向上のために、学内・外のオーディション、コンクール等に応募しましたか。また今後応募したいと考えていますか。」といった設問を設け、学修成果を把握するとともに、コース・専修単位での包括的な分析につなげている。【資料 3-3-2、3-3-3】

それらの集計結果は、「3-2-⑤」（50ページ）で述べたとおり、前回実施分の集計結果と併せて授業担当教員に通知し、担当教員に授業改善向上計画書の提出を求めている。各部長は、所属する教員のアンケート結果及び授業改善向上計画書をもとに、担当部会のアンケート結果についての見解、今後の教育の質を向上させるため部会として取り組むべき点（FD活動）を「所見」としてまとめ、FD実施計画に反映させている。加えて、各部長には、FD実施計画の作成にあたり、前年度のFD実施事項及び結果の分析を踏まえるよう求めている。「FD委員会」では、アンケートの集計結果、授業改善向上計画書及びFD実施計画をもとに、部会ごとに改善策を発表・討議している（FD全体の実施体制については、「4-2-②」（61ページ）に記述）。この取り組みは、各部会で共有しながら教育・指導にフィードバックするだけでなく、他の部会の活動状況を理解し啓発を受けることにもつながっている。「授業評価アンケート」の結果の概要は、ウェブサイトで公開している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、令和3(2021)年度に運用を開始した「学修ポートフォリオ」を軸として、学修成果の点検・評価を行い、これを教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする体制を整備・強化していく。「学修ポートフォリオ」により可視化された学修成果は、

これまでの学修行動の振り返りと、これからの学修目標の設定等、個々の学生が、自らの学びの PDCA サイクルを適切に機能させるために重要になる。そのため、「学修ポートフォリオ」のマイステップ機能を使用して、レッスン、レパトリー（既修楽曲）、キャリア（就職活動、ボランティア、課外活動等）に関すること等、日々の学修等の振り返りや今後の目標などについて、学生自らが日記形式で入力できるようにした。今後、全学生に対して適確な入力をするよう求め、その入力内容は、教員や職員が確認し、適宜、コメントの送信、面談の実施などの対応につなげる予定である。このマイステップ機能を通して、各種アンケートでは把握できない学生個々の状況を細かく把握できるため、教育内容・方法及び学修指導等の改善につながるものと考えている。また、令和 3(2021)年 7 月に実施する全学年対象の「授業評価アンケート」（クラス授業）では、「自らの学修成果をどのように捉えているか」の設問を設ける予定である。【資料 3-3-4、3-3-5】

【基準 3 の自己評価】

教育研究目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、シラバスや学生便覧に記載するとともにウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、学内外に周知し、厳格に適用している。

使命・目的、教育研究目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、シラバスに記載するとともにウェブサイトにも公表し、学内外に周知している。このカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を、学部の各コース、研究科の各専攻の特性を踏まえて体系的に編成している。また、学部では、全学生が履修できる「自由科目」を充実させ、さらに、意欲ある学生が他コースに開設される科目を横断的に履修することが可能なカリキュラムを編成している。教養教育については、専門教育とともに広い視野に立った総合的な考察をするために必要な教養科目を 22 科目開設している。教養教育を運営する組織として、共通教育部会を置いている。

「FD 委員会」を中心として、教育内容・方法の改善に取り組んでおり、「授業評価アンケート」で明らかになった授業実施上の問題点については、部会を通して組織的に情報を共有するとともに、次年度の授業内容の改善につなげている。さらに、習熟度別授業の実施や共通教材の作成等、教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価については、従来、成績評価基準に基づく厳格な評価、GPA 及び「授業評価アンケート」をもって行ってきた。加えて、令和 3(2021)年度からは、学修成果を可視化して点検・評価するために「学修ポートフォリオ」を導入し、学修成果の点検・評価結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする体制を整備した。

以上のことから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

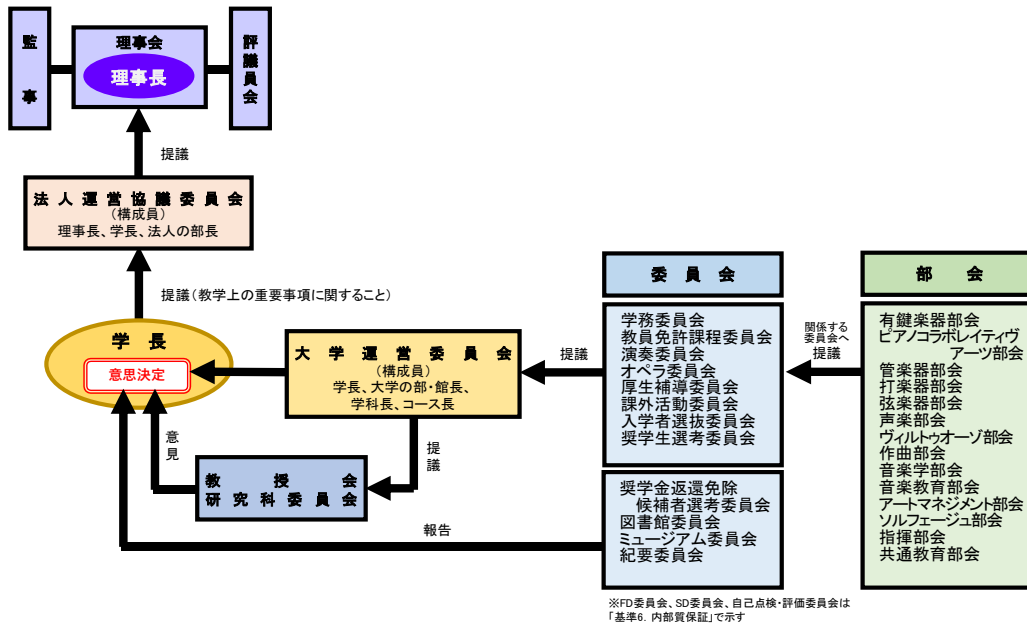
(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、その使命・目的等を達成するため、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、下記《図4-1-1》のとおり、教学運営組織を構築している。

図 4-1-1 教学運営組織図



A. 部会

教育に関する必要な事項を討議し、円滑な管理運営を図るため、上記《図 4-1-1》のとおり、「有鍵楽器部会」「ピアノコラボレイティヴアーツ部会」「管楽器部会」「打楽器部会」「弦楽器部会」「声楽部会」「ヴィルトゥオーゾ部会」「作曲部会」「音楽学部会」「音楽教育部会」「アートマネジメント部会」「ソルフェージュ部会」「指揮部会」「共通教育（教養・外国語・体育）部会」を設置している。各部会には部会長を置き、部会長が部会を招集する。各部会は、科目の授業、試験、評価及び各種演奏会等に関する事項を討議し、その結果を関係する委員会に提議する。【資料 4-1-1】

B. 委員会

教学運営に関する委員会として「武蔵野音楽大学学務委員会」（以下「学務委員会」という）「武蔵野音楽大学教員免許課程委員会」「武蔵野音楽大学演奏委員会」「武蔵野音楽大学オペラ委員会」「武蔵野音楽大学厚生補導委員会」「武蔵野音楽大学課外活動委員会」「入学者選抜委員会」「奨学生選考委員会」「FD委員会」「SD委員会」「奨学金返還免除候補者選考委員会」「図書館委員会」「ミュージアム委員会」「紀要委員会」を設置している。各委員会は、それぞれの所掌に基づき、教学運営に必要な事項（各部会から提議された事項を含む）の審議を行う。上記《図4-1-1》のうち「委員会」の枠の上部に掲記する8つの委員会が所掌する事項は、学長が所要の決定をするにあたり、教授会又は研究科委員会の意見を聴く必要がある事項を含むため、それらの協議を行う「武蔵野音楽大学運営委員会（以下「大学運営委員会」という）」に提議することとし、それ以外の委員会が所掌する事項については、学長へ直接報告する。【資料4-1-2～4-1-15】

C. 武蔵野音楽大学運営委員会

本学の運営及び教学に関する事項を円滑かつ適切に行うため、「大学運営委員会」を設置している。「大学運営委員会」は、学長が委員長となり、「武蔵野音楽大学運営委員会規則」第4条に基づき、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴取する事項（各委員会から提議された事項を含む）の協議、及び、本学の恒常業務の執行に関する事項の協議・決定を行っている。兼任教員を含む全ての教員が、いずれかの部会に所属して討議に参画し、また、各委員会は教員及び職員で構成され、教職が一体となって大学運営に参画しているため、「大学運営委員会」では、幅広い意見の集約が可能となっている。【資料4-1-16】

D. 教授会

本学の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、教授会を置いている。教授会は、学長、副学長（現在は選任していない）、教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合には、准教授、講師、その他職員を加えることができる。また、学長は必要に応じて、教授会員以外の者の出席を求めて、その都度、意見を聴くことができる。教授会では、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「その他学長が必要と認めた事項」について審議し、学長が所要の決定をするにあたり、意見を述べる。教授会の意見を聴くことが必要な事項として、あらかじめ学長が定めるものには、「教育課程に関する事項」「学籍に関する事項」「奨学金受給者の選抜」「卒業演奏会出演者の選抜」「その他必要と認めた事項」があり、その旨、教授会に周知している。

【資料4-1-17、4-1-18】

E. 研究科委員会

本学大学院の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が所要の決定を行うにあたり意見を求めるため、研究科委員会を置いている。研究科委員会は、学長、副学長及び学長が必要と認めた教授をもって組織するが、学長が必要と認めた場合には、准教授、講師、その他職員を加えることができる。また、学長は必要に応じて、研究科委員会委員以外の者の出席を求めて、その都度意見を聞くことができる。研究科委員会では、「学生の入学及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「その他学長が必要と認めた事項」を審議し、学長が所要の決定をするにあたり、意見を述べる。研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項として、あらかじめ学長が定めるものには、「教育課程

に関する事項」「学籍に関する事項」「奨学金受給者の選抜」「その他必要と認めた事項」があり、その旨、研究科委員会に周知している。【資料4-1-19】

F. 学科長による学長の補佐

本学音楽学部（以下「学部」という）の演奏学科と音楽総合学科には、それぞれに学科長を置いている。学科長は、それぞれの学科の教育に係る総括的な管理運営を行い、学長の教育研究上の補佐をしている。学科長は、学長が委員長を務める「大学運営委員会」「学務委員会」「入学者選抜委員会」等の構成員として審議に加わるとともに、教授として、教授会、研究科委員会に出席して、学長の教学運営上の補佐をしている。

G. コース長による学長の補佐

各学科内のコースには、それぞれコース長を置いている。コース長は、それぞれのコースの教育に係る管理運営を行い、学科長を補佐するほか、学長が委員長を務める「大学運営委員会」「学務委員会」「入学者選抜委員会」等の構成員として審議に加わるとともに、教授として、教授会、研究科委員会に出席して、学長の教学運営上の補佐をしている。

H. 大学の部・館長による学長の補佐

教学に関する主な役割を担う部署として、学務部、演奏部、図書館、楽器ミュージアムがあり、これらの部署の事務を掌理する学務部長、演奏部長、図書館長、楽器ミュージアム館長は、学長の指針のもと職務を遂行し、学長を直接補佐している。また、これらの部・館長は、「大学運営委員会」の構成員であるが、現在、本学の教授も兼任しているため、学生からの要望や教育現場の雰囲気等を的確に捉え、学長が教学に関する事項を決定する際に適切に助言を行い、学長を補佐している。

I. 学長からの「武蔵野音楽学園運営協議委員会」への提議

学長は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）の構成員であり、教学運営の重要な事項について「法人運営協議委員会」へ提議する。

以上のとおり、本学では学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備され、それぞれの組織上の位置付けや役割が明確になっている。また、学長が理事会から委任された権限を行使できるよう諸規則を整備しており、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教授会・研究科委員会は、学長が教育研究上の必要な事項について決定を行うにあたり、諮問機関として適切に機能しており、学科長、コース長及び部・館長は、学長の方針及び指示に従い、それぞれの権限と責任のもと職務を執行している。前掲《図4-1-1》の教学運営組織で示すとおり、学長は各部会・委員会、「大学運営委員会」の審議を通して学内の合意形成を図り、その審議・決定に基づき全学の協力体制のもとで校務を運営している。

このような体制のもとで、学長は、建学の精神、教育方針はもとより大学運営のビジョンを、各種研修会を含むFD・SD活動や平素の業務の中で教員及び職員に直接伝えるとともに、学生・保護者をはじめステークホルダーに、ウェブサイトを通じて発信している。

【資料4-1-20～4-1-22】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の使命・目的等を達成するための事務組織は、《図4-1-2》記載のとおりである。

令和2(2020)年4月に事務組織の改編を実施し、学務部と学生部を学務部として統合した。その理由は、従来、学務部では学修支援を、学生部では学生生活支援、就職・進学支援を、それぞれ所管していたが、これらの業務は、実質的な内実において対象者や相談事項を同じくするなど、相互に関係が深く、より効果的、効率的な支援ないし指導を行うことを企図したためである。

職員に関する職制及び責任は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という）に定めており、職員の役割は明確になっている。また、同規則には、部長、館長、部長補佐、副館長、室長、センター長、課長、主任等の役職の配置についても規定しており、これに基づき適切に人材を配置している。【資料4-1-23】

本学では、職員の定数は特に定めず、令和3(2021)年5月1日現在の大学職員数は、《表4-1-1》記載のとおりである。また、大学各部館の主要業務と専任職員数は、《表4-1-2》記載のとおりであり、特に、多数の在学生に直接関わる学務部、演奏部、図書館、管理部管理課等には、それぞれの部署の業務において必要な職員を配置している。

業務のさまざまな場面で音楽に付帯関連する知識が必要となることから、職員の多くは本学の卒業生を含む音楽経験者であり、それぞれの知識と経験を踏まえた配置は、円滑かつきめ細やかな業務運営につながっている。

以上のとおり、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

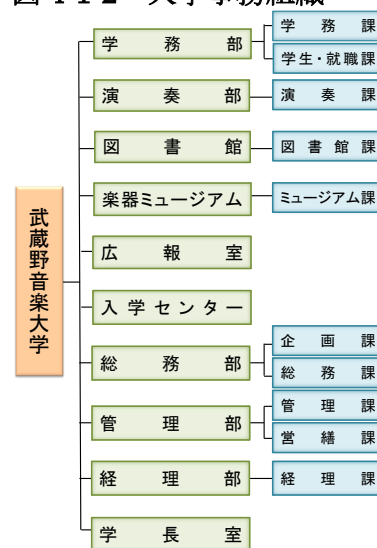
表 4-1-1 大学職員数（令和3(2021)年5月1日現在）※専任職員の中に法人部門の職員3人を含む

	専任職員	嘱託職員	パート職員 (アルバイトも含む)	派遣職員	合計
人数	89	5	4	0	98

表 4-1-2 大学各部館の主要業務と専任職員数

部館等	専任職員数	主要業務
学務部	26人	学則・学務関係の規程、大学院・大学台帳の整理・保管、教育課程の編成、学科目の履修、試験・成績、教員組織、学籍、入学試験、厚生補導、学生の課外活動、学生の福利・保健管理、奨学生、学生相談、累加記録の作成・保管、教育実習、就職等に関する事務
演奏部	9人	演奏会・公開講座等の企画・実施、学内オーケストラ・アンサンブル・コーラス等に関する事務
図書館	5人	学術図書・楽譜・録音資料・映像資料等の収集・管理、学修・研究サポート、アクティブルームの使用管理に関する事務
楽器ミュージアム	3人	楽器・楽器附属品・装置・器具類の収集・管理、ミュージアムの管理・運営に関する事務
広報室	4人	広報事項の企画・調整、新聞・雑誌の広告、広報誌等の編集等に関する事務
入学センター	6人	学生募集事項の企画・運営、学校説明会等の企画・運営等に関する事務
総務部	15人	教職員の人事・給与・退職金・旅費、教職員の任免・異動・服務、教職員の出張・研修・留学、教職員の福利厚生、補助金・助成金、調査回答、各種情報の収集・分析等、機関別認証評価の受審、自己点検・評価の実施、規則等の制定・改訂等に関する事務
管理部	14人	土地・建物等の維持・管理、建物・構築物の設計・建築・契約、建物・設備の営繕・管理、固定資産等の台帳の整理・保管、楽器管理、防火計画・防災計画、施設内の保全等に関する事務
経理部	5人	予算・決算、資産運用、支払・収納、会計帳簿の記帳、伝票・証憑書類の整理・保管等に関する事務
学長室	2人	秘書業務、外国人教授の招聘、学長に係わる連絡調整等に関する事務

図 4-1-2 大学事務組織



(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を維持するため、大学を取り巻く情勢の変化や学内の状況等を踏まえ、教学運営体制の見直しを常に検討し、適時に実行する。

これまで、年々、複雑化・多様化・専門化する大学運営の実状に合わせて、適宜、委員会を設置してきたが、教学運営のより一層の迅速化と機能性の向上を図るため、各委員会が設置された背景と目的を確認しながら、統・廃合を含めて委員会のあり方を検討し、使命・目的達成のための教学マネジメントを、より迅速かつ機能的に遂行できるようにする。

また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしているが、より円滑かつ能率的な業務運営を行うため、職員又は部署の繁閑に応じて、部署内の職員間又は部署間において業務を相互に支援・協力する態度と体制を構築していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

A. 教育研究目的の達成及び教育課程の運営のための教員の確保と配置

a. 学部

学部は、演奏学科と音楽総合学科で構成され、教員免許課程、学芸員課程を置いている。それぞれの学科の教育研究目的の達成及び教育課程の運営のために必要な教員を確保・配置しており、大学設置基準で規定された専任教員数を満たしている。それぞれの教員は、「武蔵野音楽大学教員組織基準」（以下「教員組織基準」という）に基づき、配置している。学部教員配置状況は、《表 4-2-1》記載のとおりである。【資料 4-2-1】

表 4-2-1 学部教員配置状況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

学科等	収容定員	設置基準上 必要専任教員数 ※()内はうち教授数	専任教員数				兼任 教員数 (b)	教員 合計 (a)+(b))
			教授	准教授	講師	計(a)		
演奏学科	1,080	13(7)	21	6	8	35	206	272
音楽総合学科	160	6(3)	5	2	7	14		
器楽学科	—	—	—	—	—	—		
声楽学科	—	—	—	—	—	—		
音楽環境運営学科	—	—	—	—	—	—		
共通教育 共通基礎専門教育			8	5	4	17		
大学全体の収容定員に 応じた教員数		16(8)						
学部計	1,240	35(18)	34	13	19	66	206	272

※専任教員のうち授業を担当していない教員 1 人（演奏学科：教授 1 人）

b. 研究科

本学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）は、学部の2学科7コースのうち、アートマネジメントコースを除く六つのコースを基礎とし、器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5専攻（器楽専攻・声楽専攻にそれぞれヴィルトゥオーゾコースを設置）を有する研究科博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という）と、1専攻のもとに5研究領域を有する博士後期課程で構成され、また、それぞれの課程の教育研究目的の達成のため、教育課程の運営に必要な教員を確保・配置しており、大学院設置基準で規定されている研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。それぞれの教員は、「教員組織基準」に基づき配置している。研究科教員配置状況は、《表4-2-2》記載のとおりである。【資料4-2-1】

表4-2-2 研究科教員配置状況（令和3(2021)年5月1日現在）

課程・専攻	収容定員	設置基準上必要教員数		専任教員数				兼任教員数 (b)	教員合計 (a+b)	
		研究指導教員 ※0内はうち教授数	研究指導補助教員	研究指導教員 ※0内はうち教授数	研究指導補助教員	その他の教員	計(a)			
修士課程	器楽専攻	58	4(3)	2	10(10)	7	8	25	70	142
	声楽専攻	40	3(2)	2	4(4)	3	5	12		
	作曲専攻	4	2(2)	1	2(2)	1	1	4		
	音楽学専攻	8	2(2)	1	2(2)	1	0	3		
	音楽教育専攻	20	1(1)	1	1(1)	1	3	5		
	課程の収容定員に応じた教員数		7(5)	4						
計	130	19(15)	11	19(19)	13	17	49			
博士後期課程	音楽専攻	30	6(4)	3	12(12)	7	4	23		
	課程の収容定員に応じた教員数		3(2)	2						
	計	30	9(6)	5	12(12)	7	4	23		

※その他の教員とは、研究指導教員・研究指導補助教員以外でレッスン・クラス授業を担当する教員である。
 ※修士課程及び博士後期課程における専任教員とは、学部からの兼任教員である。

B. 教員の採用・昇任等

教員の任免については、「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」（以下「任免規程」という）において、「建学の精神」及び「教育方針」を理解し、法人の目的の達成に貢献できる人材を確保する」との方針を示し、「武蔵野音楽学園就業規則」第4章「任免」及び「任免規程」に依拠して、任免に関する手続き及び基準等を適切に運用している。

教員の採用及び昇任は、「武蔵野音楽学園人事委員会」（以下「法人人事委員会」という）の議を経て、理事長が決定する。専任及び兼任教員の採用は、自薦・推薦・紹介に基づいて提出された書類による選考を経て、専門性の高い知識・技術、教育実績、演奏会における実績、卓越したコンクール歴等に加えて、人間的な資質・人格を兼ね備え、学生指導に優れた人物であると思われる場合に、面接及び必要に応じ演奏試験・筆記試験を加え、その採否を決定している。

教員の昇任は、業績、人物、知識、技能、健康並びに法人の教育・運営に対する貢献度等の実績に基づいて行う。【資料4-2-2～4-2-4】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

A. FDの実施体制

本学は、平成20(2008)年度、建学の精神及び教育方針に基づき、教員の授業、研究指導の内容及び方法の改善を図ることを目的とする「武蔵野音楽大学FD実施規程」(以下「FD実施規程」という)を定め、同規程に基づき「FD委員会」を設置した。「FD委員会」は、FDの年度計画・実施・評価、その授業及び研究指導への反映等について、運営の責を担っており、「FD実施規程」第2条の実施単位により、継続的・組織的なFD活動を計画・実施している。【資料4-2-5】

B. 全学単位で実施するFD

a. 全教員・主任以上職員研修会

毎年度授業開始前に、大学の全教員(専任・兼任)及び主任以上の職員を対象として「全教員・主任以上職員研修会」を実施している。理事長、学長による建学の精神、教育方針、新年度の教育研究及び管理運営の方針、教員としての心構え、教職協働の重要性、学生からの意見・要望も踏まえた授業実施上の具体的留意事項、自学研鑽、研究発表の必要性等についての講話を行う。【資料4-2-6】

また、学務部長、演奏部長により、大学全般及び所掌業務に関する具体的な説明を行い、大学の教職員の共通理解を図っている。

b. 新任研修会

3月下旬に、新年度4月採用の教員に対して「新任研修会」を実施している。これまで、理事長、学長の講話(建学の精神、教育方針、教職協働等)のほか、本学に勤務する者として必要な基本的事項のみの内容であったが、従前の研修内容を見直し、令和3(2021)年度採用者より、前述の理事長、学長の講話に加え、所属のコース長又は部長が、円滑に授業を開始するために、勤務上必要な知識等について説明することとした。

【資料4-2-7】

c. 外国人短期客員教授によるレッスン受講、学生のレッスン聴講

毎年度、海外から各分野における世界的な音楽家を1ヶ月程度招聘しており、教員に対して、自分の学生のレッスン聴講のみでなく、自らもレッスンを複数回受講できるという貴重な研修の機会を与えている。研修後は、レッスン受講、聴講ともにレポートを提出させている。近年も、平成29(2017)年度には、ケマル・ゲキチ(ピアノ)、ジョン・ダムガード(ピアノ)、クリスティアン＝フリードリヒ・ダルマン(ホルン)、平成30(2018)年度には、ケマル・ゲキチ、クリスティアン＝フリードリヒ・ダルマン、マルゲリータ・グリエルミ(声楽)、ロバート・ダヴィドヴィッチ(ヴァイオリン)、イリーナ・チュコフスカヤ(ピアノ)、インゴ・ゴリツキ(オーボエ)、令和元(2019)年度にはケマル・ゲキチ、クリスティアン＝フリードリヒ・ダルマンの各教授を招聘している。令和3(2021)年度も、6月からケマル・ゲキチ教授を約1ヶ月半招聘し、約14人の教員がレッスンを複数回受ける予定である。【資料4-2-8】

C. 部会単位で実施するFD

「FD実施規程」第2条に基づき、部会単位でFDを実施している。各部会は、所掌する科目の教育内容・方法の質の向上を図るため、「表4-2-3」に記載の各種取組みを行っている。

また、それぞれの部会長は、「FD委員会」で部会のFD活動の状況を報告し、質疑応答を行い、部会間の共通課題等について情報の共有を図っている。【資料4-2-9】

表4-2-3 近年の各部会独自の主要な取組み

レッスンの相互見学と報告書作成、教員による公開レッスンの聴講と意見交換（有鍵楽器部会）
試験課題の内容や指導方法について意見交換（弦楽器部会）
部会内での公開レッスンの実施（声楽部会）
音楽制作ソフトに関する研究会の実施（作曲部会）
コアカリキュラムに基づく各講座の指導内容とその充実について研究討議、他の部会との共同講義参観（音楽教育部会）
「アートマネジメント部会 FD ハンドブック（案）」の作成、卒業研究指導方法の検証（アートマネジメント部会）
共通教材の編集（ソルフェージュ部会）
授業実践指導法の発表討議、「ジャンル横断歴史年表」の作成、英語共通教材の作成（共通教育部会）
演奏会・授業発表会の聴講と意見交換（指揮部会）

D. 学外の研修に参加する FD

「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」（以下「在外研究員等規程」という）に基づく研究員等の派遣と、学外の教育関係機関等が計画する研修会等への派遣を行っている。「在外研究員等規程」に基づく研究員等の派遣については、直近では平成 28(2016)年に 1 機関に 1 人を派遣している。【資料 4-2-10】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任は、関係する規則等に基づき適切に行われており、必要な教員数を確保し配置している。今後も引続き適切に配置していく。

各部会の FD 活動については、それぞれの部会の特性に応じた創意工夫により、その内容は年を追うごとに充実してきた。引続き「FD委員会」が中心となって、部会間の連携を深めて情報の共有を行い、FD 活動の一層の充実を図っていく。

令和 3(2021)年度採用者の新任研修会は、前述のとおり内容を見直したが、全学的に実施する FD については、教職協働という視点から、今後さらに実施内容を工夫し、一層の充実を目指す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

A. SD の実施体制

本学では、SDが義務化される以前から、法人及び大学で計画する各種の研修会に加え、学外で開催される研修会等についても、教員のみならず、職員の参加を促し、教員・職員の能力、資質の向上を図る取組みを実施してきた。

平成29(2017)年のSD義務化に伴い、「武蔵野音楽大学SD実施規程」(以下「SD実施規程」という)を制定(平成29(2017)年4月1日施行)した上で、「SD委員会」を設置し、それまでの取組みを一層効果的に実施するべく体制を整備した。具体的には、「SD実施規程」第2条に基づき、学内において全学単位で実施するもの、各部署単位で実施するもの、学外の教育・研修会等に参加するものに区分し、効果的に実施している。【資料4-3-1】

B. 全学単位で実施する SD

a. 全事務職員・専任教員研修会

新年度の開始に備え、毎年3月下旬の時期に、学園の全事務職員・技術職員及び専任教員を対象として「全事務職員・専任教員研修会」を実施している。理事長、学長が新年度の教育研究及び管理運営の方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教職協働に基づいて大学運営を円滑に進めるための意識の共有と、本学の教職員として果たすべき責務の再認識を図っている。【資料4-3-2】

b. 新任研修会

3月下旬に、新年度4月採用の職員に対して「新任研修会」を実施している。これまで、理事長、学長の講話(建学の精神、教育方針、教職協働等)のほか、本学に勤務する者として必要な基本的事項のみを内容としていたが、研修内容を見直し、令和3(2021)年度採用者より、前述の理事長、学長の講話に加え、配属先の部館長が、新任者の担当する業務内容及び業務実施上の留意事項等について説明を行った。【資料4-3-3】

c. 職階別職員研修

課長以下を対象とし、課長クラス、主任、係員に区分して「職階別職員研修会」を実施している。それぞれの職責に応じたテーマ(課題)を設定し、レポートを提出させ、理事長、学長、各部・館長による講評を行う。【資料4-3-4、4-3-5】

表 4-3-1 職階別職員研修のテーマ

年度	対象	レポートのテーマ
平成 29 年度	係員	自己の主要な担当業務において、その意義、目的、業務の内容、業務遂行上留意していること、問題点、改善策、その他について述べよ。
平成 30 年度	主任	現在の大学がさまざまな課題に直面している中で、自己の業務において、継続的に業務を改善している例を具体的に述べよ。あわせて、自己の知識・技能、資質・能力向上のために実践していることがあれば述べよ。
令和元年度	課長及び相当者	令和3年度の認証評価受審を踏まえ、課長等として課等が所掌する業務全般を見て、問題点および今後処置すべき事項を述べよ。

C. 大学各部署で実施する SD

当該年度の教育研究及び管理運営の方針に基づき、業務を適切かつ円滑に運営するため「部署別研修会」を開催し、各部署が所掌する業務について、各職員がそれぞれの職責に応じた問題点・課題及び改善策等を分析し、レポートを作成して提出する。

その後、各部署で発表・討議を行い共通認識を図るとともに、各職員の担当業務について相互理解を図っている。【資料4-3-6】

D. 諸機関・研修会等での SD

a. 学外諸機関への研修員の派遣

職員の資質の向上及び職能開発・向上を目的として、「武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規」に基づき、職員を学外の教育関係諸機関へ研修員として派遣している。研修員は、本法人の職員として在籍のまま、原則として1年以内の期間で研

修に赴く。研修終了後は研修成果報告を実施する。【資料 4-3-7】

平成 24(2012)年度から 3 年間 2 機関に各 1 人を、平成 25(2013)年度は 1 機関に 2 人を、平成 29(2017)年度は 1 機関に 1 人を、令和元(2019)年度は 1 機関に 1 人を、令和 2(2020)年度は 1 機関に 1 人を、それぞれ 1 年間派遣した。

b. 教育関係機関等が行う研修会等への派遣

本学では、職員の学外研修会等への参加を重視している。自己の職務に直接又は間接に関わる各種研修会等への参加は、それぞれの部署が必要とする職員の、資質や専門能力の向上に大きく寄与している。【資料 4-3-8】

課長以下の研修参加者は、研修参加報告書を作成・提出するとともに、必要に応じ、各部署のチーフ（課長、主任等）によって構成され業務に関する連絡調整・情報提供・意見交換等を行う「チーフ連絡会」（通常毎週 1 回開催）での発表をすることとしている。これにより、学外研修会等参加者は、研修会等で得た知識や情報を提供し、各部署がこれを共有することによって、課題発見・問題解決等に役立てている。【資料 4-3-9、4-3-10】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

以上のように、職員の資質・能力の向上を図るための SD 実施体制は、適切に構築している。SD 活動については、引続き「SD 委員会」を中心に当該年度の実施計画を策定し、本学における各種研修会の実施要領・内容等を充実させるとともに、学外の研修会等へ積極的に参加させることにより、全職員の資質・能力の一層の向上を図っていく。教員及び職員が一堂に会して行う研修会として、「全事務職員・専任教員研修会」を実施しているが、「職階別職員研修会」「部署別研修会」については職員のみが対象となっており、教職協働という視点から、これらの研修会に教員も参加できるよう実施要領等を再検討し、SD 活動を一層活性化させていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、音楽大学としての特性から、学術研究と同様に、演奏・創作活動を、重要な研究活動として位置付けている。また、学生の教育に必要な楽器及び最新の機器備品等を設置・整備することは、教員の研究環境の向上にもつながると考える。特に楽器のメンテナンスとクオリティーの確保は、本学の教育及び研究環境を整備していく上で重要であり、計画的な購入とメンテナンスを行っている。令和 2(2020)年度には、フルコンサートグランドピアノを始め、教員から要望のあったオーボエ、イングリッシュホルン、クラリネット

トを購入し、令和 3(2021)年 4 月にはマリimbaとフルートを購入した。楽器のメンテナンスについては、管楽器類のバランス調整、消耗部品の交換等を行っており、その他の楽器についても必要に応じたメンテナンスを行い対応している。また、ピアノについては、「2-5-①」(31 ページ)に記述のとおり、常駐する調律師による定期的な調律を実施している。

研究室は部会単位に配置しているほか、音楽大学としての特性上、各レッスン室も教員個々の教育研究を行う場として研究室と同様に位置付けており、専任教員数を上回る研究室・レッスン室を備えている。

図書館においては、教員の要望に応じながら研究に必要な学術資料の体系的な収集・管理・整理・保管を行っている。

我が国最大の楽器所蔵数を誇る楽器ミュージアムは、空調環境の整備をした上で令和 3(2021)年度中にリニューアルオープンする。展示している世界各地の歴史的楽器群は、楽器学や民族音楽学等をはじめ、さまざまな分野における特殊な研究を可能としている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

公的研究費の適正な運営・管理のために必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」(以下「公的研究費の取扱いに関する規則」という)、特定不正行為の防止及びこれが生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則」(以下「特定不正行為防止規程」という)を制定している。【資料 4-4-1、4-4-2】

具体的な施行としては、「公的研究費の取扱いに関する規則」第 6 条の規定に基づき、物品の検収、旅費・謝金の事実確認、研究員(教員)によるルールの遵守、内部監査、告発案件処理体制、教職員のコンプライアンス等からなる不正行為防止計画を策定し、これを確実に実施することで、適正な研究活動及び研究支援の実施につなげている。

また、「科学研究費助成事業」(以下「科研費」という)の申請手続きに関する説明会を年 2 回開催し、申請を予定している研究員(教員)及び科研費の運営管理に関わる事務職員に対し、研究活動における不正行為防止に関する説明を行うとともに、説明後にあらためて理解を確認するため、アンケートを実施している。【資料 4-4-3】

なおかつ、公的研究費を使用して研究を行う研究員(教員)には、研究倫理を正しく理解してもらうために「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」と「手続きガイド」を、研究費の管理運営に関わる事務職員には、適正な研究費の使用のための「手続ガイド」を、それぞれ作成・配付している。また、公的研究費の運営管理に関わる研究員(教員)及び事務職員に対しては、研究活動における不正防止に関わる「誓約書」の提出を義務付けている。【資料 4-4-4~4-4-6】

なお、科研費に関する内部監査は、毎年度、総務部の公的研究費管理運営担当者以外の職員が実施し、その結果については書面で監事に報告するとともに、理事長に報告している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

A. 内部資金による研究費

本法人の資金による研究費の補助については、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」に基づき、法人の教学・運営の発展に資することを目的として、専門とする学問分野について海外で研究・研修する在外研究員、法人の勸奨により短期に海外で研究する勸奨研究員、及び、自主的に在外研究、調査等を行う自主研究員に対し、その旅費及び研究費用等の全部又は一部を補助する。その対象となる研究員については、「法人人事委員会」の審議を経て理事長が決定する。【資料 4-4-7】

また、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」に基づき、本法人の教員（専任・兼任）が行う個人研究及び共同研究に必要な費用（研究費）に関する所定の申請があった場合は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」の意見を聴いて、理事長がその使用の可否を決定する。研究費の範囲は、図書、雑誌及び資料等に要する経費、用品及び消耗品等に要する経費、会議、学会出席、調査及び視察等に要する経費、調査等に伴う謝金等である。研究費を使用した教員は、年度末までに、研究成果及び研究費使用実績を記載した研究報告書を提出する。【資料 4-4-8】

B. 外部資金による研究費

公的研究費の取扱いを適正に運営・管理するため、「公的研究費の取扱いに関する規則」を制定している。この規則に基づき、公的研究費に関わる手続きや事務処理を明確かつ統一的に行うため、総務部総務課に相談窓口を開設し、公的研究費に係る事務処理手続きに関する本学の研究員（教員）及び学外の研究員（研究分担者）等からの問合せに対応している。

公的研究費のうち、科研費については適正な執行を図るため、「武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程」を制定し、科研費に関する事務支援として、総務部は主として諸手続き、管理部は物品に関する事務、経理部は経費の管理、図書館は図書に関する事務等、研究活動に必要な付帯事務の一切を支援している。また、毎年度、科研費の申請に関する説明会を開催し、積極的に申請することを推奨している。【資料 4-4-9】

令和 3(2021)年度は、研究代表者として 6 人、学外研究員の研究分担者として 3 人が、科研費により研究を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究倫理、研究活動への資源配分に関する規則については、法令改正等の変化に適切に対応し、必要に応じて見直しを行っていく。本学ではこれまでのところ、研究活動における特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）、公的研究費の不正使用は皆無である。今後もこの状況を維持・継続するため、公的研究費を使用して研究を行う研究員（教員）のみならず、全ての研究員（教員）に対し、「研究者のための研究不正防止パンフレット」を配付し、研究活動の公正性の確保と適正な研究費の使用の意識を高めていく。【資料 4-4-10】

また、多くの外部資金を獲得できるよう、研究員（教員）を支援し科研費の申請数・採択数の増加を図っていく。

【基準4の自己評価】

本学では、大学運営を支えるために、適切な教学運営組織を構築しており、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

教員の教育内容の改善・向上のためのFD活動及び職員の資質・能力向上のためのSD活動を、組織的かつ計画的に実施している。

研究環境は、音楽大学の特性に応じて計画的に整備している。また、研究活動における不正行為防止に関わる規則等を整備するとともに、研究費を使用している研究員（教員）に対しては、「不正行為防止ハンドブック」や研究費使用のための「手続ガイド」の作成・配付等により、研究倫理の遵守と厳正な運用を求めている。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営規律と誠実性の維持

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という）の目的を達成するため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「武蔵野音楽学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）において、理事会、評議員会に関する事項をはじめ本法人の管理運営に係る事項を定めている。この寄附行為にのっとり、適正な手続き、方法によって選任された理事及び監事並びに評議員は、本法人の目的とそれぞれの職責を十分理解し、その任にあたっており、理事会、評議員会への出席状況も良好である。このように、本法人は、目的の達成と社会的使命の実現を図るための管理運営体制のもと、寄附行為にのっとり、誠実な運営に努めている。

業務の執行については、事務組織の基本となる「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という）、大学教員組織の基本となる「武蔵野音楽大学教員組織基準」（以下「大学教員組織基準」という）及び「武蔵野音楽大学部会規則」（以下「大学部会規則」という）において、本法人及び武蔵野音楽大学（以下「本学」という）の組織・職制・事務分掌を定めている。加えて、服務に関する内部規則等として、「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園利益相反マネジメント規程」「武蔵野音楽学園公益通報者保護規程」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」「武蔵野音楽学園特定個人情報取扱規程」等を制定し、これらにのっとり法人及び大学を運営することで、健全性をもって規律と誠実性を維持している。【資料 5-1-1～5-1-6】

内部規則等については、法令の制定・改正に基づき随時検討の上、適時・適切に制定・改訂を行っている。そして、内部規則等は、「学校法人武蔵野音楽学園規則集」として編集し、各部署事務室及び教員研究室等に備え置き、教職員は、常時、最新の状態で閲覧できる。平成 27(2015)年以降の主な法令改正に伴う内部規則等の制定・改訂の状況は、《表 5-1-1》記載のとおりである。【資料 5-1-7】

表 5-1-1 法令の改正に伴う内部規則等の制定・改訂状況

法令等の改正	主な内部規則の制定・改訂	施行年月日
学校教育法 学校教育法施行規則	(制定) 武蔵野音楽大学学生の懲戒手続に関する細則 (改訂) 大学学則、大学院学則、学位規程、研究科規則ほか	平成27年4月1日
学校法人会計基準	(改訂) 経理規則、固定資産管理規則	平成27年4月1日
個人情報保護法 番号法	(制定) 特定個人情報取扱規程	平成27年10月22日
個人情報保護法	(改訂) 個人情報の保護に関する規程	平成29年5月30日
私立学校法	(改訂) 寄附行為、役員報酬等の支給の基準、財産目録等 閲覧規程ほか	令和2年4月1日

また、本学は自律的なガバナンスを確立し、高い公共性を有する大学としての社会的責任を果たすため、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード(第一版)」を指針として、令和2(2020)年10月19日、理事会の承認を経て「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を制定した。本ガバナンス・コードは、ウェブサイトで公表している。

加えて、本法人及び本学は、教育研究活動の公共性・公正性を確保し、かつ透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、財務や教育研究の状況をはじめ、本法人及び本学の活動状況について、ウェブサイト、SNS、印刷物等により、積極的に情報を公開している。【資料 5-1-8、5-1-9】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人及び本学の業務は、5か年を計画期間とする「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」(以下「学園中期計画」という)に準拠した当該年度の事業計画に基づいて実施される。

学園中期計画は、本法人を取り巻く環境と、今後予想されるさまざまな状況の変化に対応しつつ、学園の目的、建学の精神、教育方針に基づき教育研究の充実・振興を図り、これを着実に実現することによる安定的な学園運営の発展のために策定している。

学園中期計画は、「教育研究」と「法人運営」の二つの部門に区分し、それぞれの細部項目について、「目標」と目標を達成するための「実施事項」を明記し、各実施事項について5か年のロードマップを展開している。【資料 5-1-10】

学園中期計画は、年度末の「武蔵野音楽学園将来構想委員会」(以下「将来構想委員会」という)において、当該年度の実施について確認し、環境の変化及び各実施項目の進捗状況を踏まえて必要に応じ追加・修正等を行い、あらためて次年度からの5か年の計画を策定する。【資料 5-1-11、5-1-12】

年度事業計画は、学園中期計画に準拠した上で、恒常的事業をも含め計画し、実施する。また、各部署において当該年度の事業について実施状況を確認し、その結果を次年度以降の学園中期計画に反映している。学園中期計画及び年度事業計画は、「法人運営協議委員会」の審議を経て、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事会で決定する。【資料 5-1-13～5-1-15】

このように、本学の使命・目的の実現のため、学園中期計画、年度事業計画の策定、及びそれぞれの計画の進捗状況の確認と次期計画への反映等、組織的・継続的に努力を続けている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境保全への配慮

本法人及び本学の中核である江古田キャンパスの校舎は、新建築基準に基づき、学生・教職員の健康や周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことがないように配慮された上で、平成29(2017)年2月に竣工した。設備設計にあたっては、「無駄のない設備計画」「最先端のICT、AV設備」「キャンパスを支える安全・安心なシステム」「地球環境にやさしいエコキャンパス」の4つを基本コンセプトとして、集中管理によって無駄がなく、かつ最適な空調システムが採用されているほか、LED、節水型衛生器具、人感センサーの採用、使用頻度に応じたガス式と電気式のエアコンの設置等、エコ・節電に配慮した設備によりCO₂の削減等

にも寄与している。また、コンサートホール、リハーサルホール、レッスン室、練習室は、最適な室内音響を保った上で、外部への完全防音を維持している。校舎を取囲む多様な樹木は、緑化を目的としただけでなく、地域につながる都市型キャンパスを目指して植栽されており、本法人及び本学は、学生が豊かな学生生活を過ごせることへの配慮と周囲の美観の保持に努めている。

一方、入間キャンパスは、都心から離れた郊外に位置しており、その広大で緑濃い校地は、音楽芸術を学修する学生・生徒にとって、恵まれた環境にある。年間を通してキャンパス内の樹木の伐採と剪定などを行い、自然環境の保護と美観の保持に加え、危険の排除にも努めている。

B. 人権への配慮

「武蔵野音楽学園就業規則」（以下「就業規則」という）第 17 条は、職員の遵守事項として、その第 13 号に「職場での不適切な言動によって、他人に不利益や不快感を与え、その人権を侵害し、学生生活環境、教育研究環境、職場環境を悪化させないこと。」と規定し、これに基づき「武蔵野音楽学園ハラスメント防止のための基本方針」と「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」（以下「ハラスメント防止規程」という）を制定している。「ハラスメント防止規程」においては、各種ハラスメントについての具体的な禁止行為や、ハラスメントを未然に防止するための施策を行うことを定めるとともに、教職員や学生からのハラスメントに関する相談や苦情に対応するため、4 人のハラスメント相談員（教職員又は学生への対応に各 2 人）を配置し、かつ「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、随時、適切に対応できる体制を整えている。実務的には、相談を受けた相談員は、事案の内容に応じ「ハラスメント防止対策委員会」に報告し、同委員会にて、必要な措置を講ずることになる。【資料 5-1-16】

また、未然防止のための施策としては、「武蔵野音楽大学ハラスメント防止対策ハンドブック」を作成し、その内容を全事務職員・専任教員研修会や教授会等において説明し、ハラスメント防止意識の啓発を図っている。【資料 5-1-17】

本法人に、教職員及び学生からのハラスメントに関する相談・苦情に対応する 4 人のハラスメント相談員（教職員への対応、学生への対応各 2 人）、ハラスメント相談員から報告を受けた事案に対し必要な措置をとる「ハラスメント防止対策委員会」を置いて、ハラスメントに適切に対応する体制をとっている。

C. 安全配慮と危機管理

防災警備については、「武蔵野音楽学園防災規程」（以下「防災規程」という）及び「武蔵野音楽学園防災警備規程」を定め、警備会社（総合警備保障株式会社 ALSOK）と年間契約をして、校舎及び校舎周囲の巡視も含めた 24 時間の警備体制を確立している。

江古田キャンパスは、関係者の安全に配慮した設備・システムとして、ゲリラ豪雨に対応する十分な雨水貯留槽と非常用電源設備、非常時の照明・コンセント類の保安電源の供給、収蔵庫等の不活性ガスによる消火設備、誤作動を防ぐスプリンクラー、防犯センサー及び防犯カメラ等を設置している。また、同キャンパスの換気システムは、確実に安定した換気を目的として設計されている。給気・排気ファンによる換気に加え、熱回収による省エネ効果の高い全熱交換機を設置し、室内の空気を定期的に入れ替えることで二酸化炭素濃度を薄め、十分な量の新鮮な空気を供給することにより、安心につながる環境を保持

している。

防災計画、消防計画については、「防災規程」第7条に基づき、「武蔵野音楽学園消防計画」(防災計画を含む)を策定し、緊急事態に備えている。また、関係規則・計画に基づき、災害や事故等発生時の教職員の基本行動をまとめた「危機管理マニュアル」及び「学生に関する事故・事件等対応マニュアル」を策定している。これらに基づき、所轄の消防署と連携のもと、毎年定期的に避難訓練を実施し、併せて、教職員の誘導要領の向上及びマニュアルの実効性について検証している。【資料 5-1-18～5-1-21】

校舎における避難訓練は、基本的に年1回、主として関係職員が学生の避難誘導と指導等に対応しつつ実施することとしている。また、学生寮の避難訓練については、江古田キャンパスから徒歩数分の「むらさき寮(女子学生寮)」、入間キャンパスの「愛水寮(男子学生寮)」とも、春期、冬期の年2回、定期的に行っている。

ただし、江古田キャンパスにおいて令和2(2020)年4月に計画していた全学的な実動による避難訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消防署と相談し実動による訓練に代えて、災害時における対応を解説する方法によることとし、かつ、「災害時の対応について」と題する避難準備用の冊子を作成し、全学生に配付した。令和3(2021)年度のオリエンテーション、ガイダンスにおいて、同冊子を配付して概要を解説し、避難経路の確認を行った。教職員との関係では、各自の避難に際しての便宜とともに、状況に応じて学生らをスムーズに避難させられるよう、同冊子の配付に加え、令和2(2020)年度末の全事務職員・専任教員研修会において、動画による避難経路の再確認を行った。なお、この動画は、「武蔵野音楽大学ユニバーサルパスポート」にも掲載し、学生がいつでも閲覧できるようにした。加えて、学生寮においては、令和2(2020)年度、フロア別に4回に分けて訓練を実施した。【資料 5-1-22、5-1-23】

D. 健康への配慮

労働安全衛生法に基づき、「武蔵野音楽学園衛生委員会」(以下「衛生委員会」という)を設置している。「衛生委員会」は月1回開催し、定期健康診断やストレスチェックの計画、衛生に係る労働災害や健康障害の防止のための措置等について審議し、学生・教職員の健康保持増進を図っている。【資料 5-1-24】

平成30(2018)年4月からは、本法人の所有する全ての敷地・建物内を全面禁煙とし、良好な学修環境の維持及び学生・教職員の健康増進に努めている。【資料 5-1-25】

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

本法人及び本学が公的機関として社会的責務を果たし続けるためには、管理運営体制及び教学運営体制を的確に構築し、その運用にあたり、組織倫理や社会規範を確実に遵守していかなければならない。このため、法令等の制定・改正その他、社会情勢の変化に対応して内部規則等の制定・改訂を適宜に行うとともに、その内容につき、各種の会議や研修会等さまざまな機会を捉えて、速やかに周知を図っていく。

また、継続的に施設・設備の安全の強化を図るとともに、災害時に必要な備蓄や防災関係資材・機材等を適時充実し、必要な物資の補充・更新を計画的に進めていく。

令和2(2020)年度の避難訓練は、前述のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、災害時の対応に関する説明をもって避難訓練とした。令和3(2021)年度において

も、公衆衛生環境に関する厳しい状況は未だ続いているが、今後、沈静化すれば、努めて早期に実動の避難訓練を実施する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 理事会

理事会は、本法人の最高意思決定機関として法人の重要事項について審議決定する。

理事の定数は、寄附行為第 5 条第一号で 5～7 人と定めており、その内訳は、同第 8 条第一号により学長（以下「一号理事」という）、同条第二号により評議員のうちから評議員会で選任した者（以下「二号理事」という）1 人、同条第三号により本法人に関係のある顕著な功労者または学識経験者から理事会で選任された者（以下「三号理事」という）3～5 人としている。

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、一号理事 1 人、二号理事 1 人、三号理事 4 人（うち 3 人は外部理事）の合計 6 人を選任している。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、本法人を代表してその業務を総理する。

理事会は、随時理事長が招集し、理事総数の過半数の出席により成立（寄附行為第 16 条第 3 項）するが、理事の出席状況は良好である。なお、理事会に付議される事項につき、議案ごとに賛否を記入した書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなしている（寄附行為第 16 条第 4 項）。【資料 5-2-1、5-2-2】

理事会で審議決定する事項は、法人に関わる人事、教学、運営に関する事項となっているが、具体的には、寄附行為及び重要な規則等の制定・改訂、中期計画、事業計画、事業報告、予算、決算、財産の管理、役員に対する報酬、三号理事の選任、評議員の選任、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、収容定員変更、学生生徒等納付金の改訂等である。

B. 「武蔵野音楽学園運営協議委員会」

「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）は、理事会・評議員会に付議する事項を協議するほか、法人の運営に関する迅速かつ適切な意思決定と執行に資するため、恒常的な業務の執行に関する事項の協議、決定を行っている。

「法人運営協議委員会」は、理事長、学長、法人部長（総務部長、管理部長、経理部長）、並びに、法人職員及び有識者の中から理事長が委嘱する者で組織され、原則として毎週 1 回開催し、機動的に詳細な審議ができる体制をとっている。

「法人運営協議委員会」の協議事項は、「武蔵野音楽学園運営協議委員会規則」第 4 条に定めている。【資料 5-2-3】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学校教育法及び私立学校法その他の関係法令を遵守するとともに、寄附行為

の定めに基づき、本法人に関わる人事、教学、運営に関する事項について審議し、厳正に意思決定を行っている。今後とも、理事会と「法人運営協議委員会」の連携を一層密にし、更に機動的に意思決定ができるよう、理事会運営を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

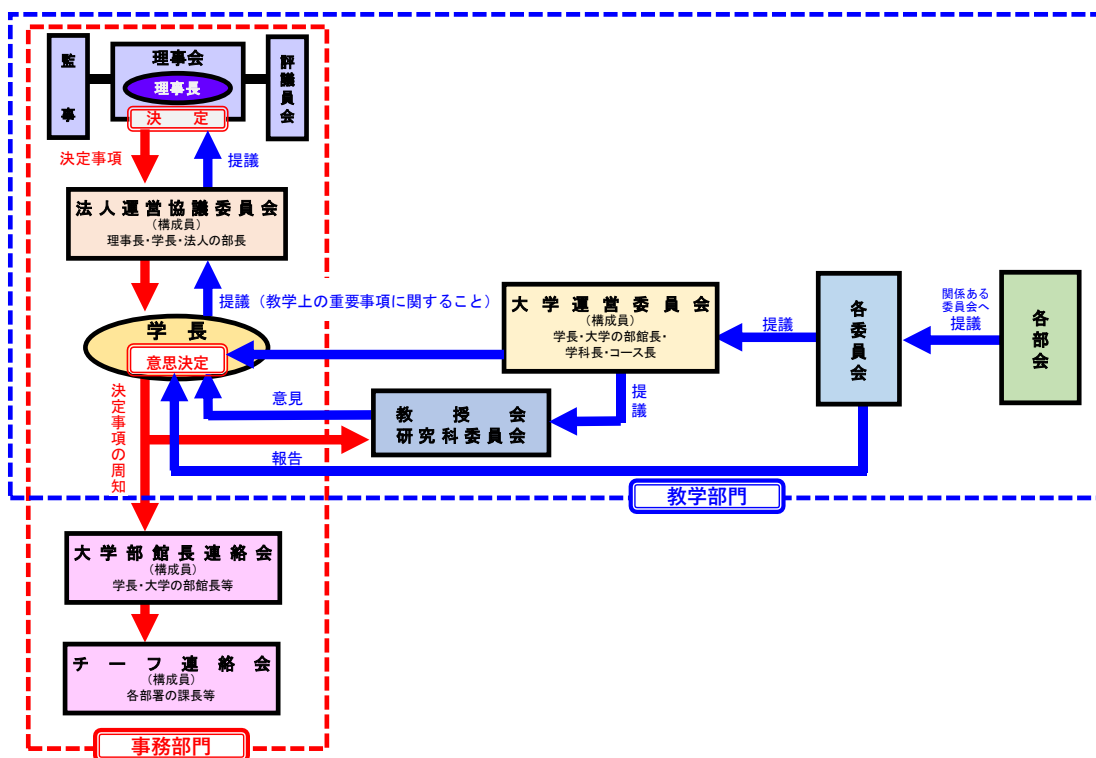
基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人及び本学における意思決定及び連携は、《図 5-3-1》記載のとおりである。

図 5-3-1 法人・大学意思決定及び連携図



本法人における意思決定は、理事会において行う。理事会は、年間 4 回程度開催されており、緊急を要する案件等が生じた場合は、随時開催することとしている。

本法人では、前記「5-2-①」（72 ページ）のとおり、法人運営に関する迅速かつ適切な決定と執行に資するため、恒常的な業務の執行に関する事項の協議、決定は、「法人運営協議委員会」において行っている。「法人運営協議委員会」には、理事長と理事である学長が構成員となっており、法人と大学との意思疎通を図るための連携がとれている。その結果、迅速かつ適切な意思決定が可能となっているが、法律顧問及び資産運用顧問を置き、適宜相談し意見を聴取している。【資料 5-3-1】

法人の意思決定事項は、重要事項については、学長から教授会、研究科委員会に対して報告される。さらに、事務部門の部・館長に対しては大学の教学及び管理運営に関する事項を協議するために毎週1回開催している「大学部館長連絡会」において、課長等に対しては「チーフ連絡会」において、それぞれ報告される。こうした情報共有システムが、業務の実施にあたっての部署間の密接な連携につながっている。【資料 5-3-2～5-3-3】

法人運営に関する理事長の方針等は、「全事務職員・専任教員研修会」「全教員・主任以上職員研修会」や広報誌の年頭挨拶等において、全教職員に向けて指針を述べることによって周知している。また、理事長は、理事会及び「法人運営協議委員会」において問題提起等を行うとともに、検討事項について、指示・決定する等、リーダーシップを発揮できる体制が整っている。【資料 5-3-4～5-3-6】

学園中期計画及び年度事業計画の策定にあたっては、毎年度、将来を見据えた教育研究及び各機関の運営上、改善・向上が必要な事項等をくみ上げ、その事項等に応じて「将来構想委員会」や「法人運営協議委員会」、さらに、評議員会、理事会に諮った上で、それぞれの機能に応じて、必要な事項は学園中期計画及び年度事業計画に反映させている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

A. 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック

理事長と学長の権限は、寄附行為及び「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）により明確に区分している。すなわち、理事長の権限については、寄附行為第7条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定され、学長の権限については、大学学則第47条において「学長は校務を掌り所属教職員を統督する。また、各種の委員会を設け必要事項を諮問することができる。」と規定されている。【資料 5-3-7、5-3-8】

この各別の職責に従い、理事長及び学長は、それぞれの立場において権限の執行と責任を負うことになるが、学長は理事であり、法人に設置する委員会の委員として所属しているため、法人と大学の権限の明確な区分のもとに、互いに緊密な連携を保持し、情報を共有しながら、相互チェックによるガバナンス機能を果たしている。

B. 監事の選任と職務執行

監事の定数は、寄附行為第5条第二号により2人と定めており、監事の選任については、同第9条により「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。令和3（2021）年5月1日現在、2人を選任しており、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好である。【資料 5-3-9】

監事は、「武蔵野音楽学園監事監査規程」に基づき、年度監査計画を策定し、これにより法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成して、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、法令及び寄附行為に従い、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について意見を述べる。さらに、理事会・評議員会以外にも随時来校し、予算・決算の状況や施設・設備管理、学生の修学状況、学生支援、学生募集、演奏活動、その他法人及び大学の業務の状況について、担当部長の報告を受け、質疑及び

意見交換等を行っている。加えて、主要演奏会のほとんどに来聴するほか、レッスンを見学するなど、実際に学生の学修状況を確認している。【資料 5-3-10、5-3-11】

年 2 回の公認会計士による会計監査においては、期間中これに立会い、会計監査人より監査状況の報告を受けるとともに、監査の状況や財産の状況等について意見交換・質疑応答を重ねることにより、本法人及び本学の業務や財産の状況について監査し、十分に監事の機能を果たしている。

C. 評議員の選任と評議員会の運営

評議員は、寄附行為第 18 条で定員を 11～15 人とし、本法人に勤務する職員のうちから 3～5 人、武蔵野音楽大学を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから 2、3 人、本法人に特に顕著な功労があった者のうちから 3、4 人、学識経験者のうちから 3、4 人、いずれも理事会において選任することを定めている。令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、法人職員 4 人、本学卒業者 2 人、功労者 3 人、学識経験者 4 人の合計 13 人を選任している。【資料 5-3-12】

評議員会は、理事長が招集し、評議員総数の過半数の出席により成立（寄附行為第 22 条第 6 項）するが、評議員の出席状況は良好である。なお、評議員会に付議される事項につき、議案ごとに賛否を記入した書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなしている（寄附行為第 22 条第 7 項）。【資料 5-3-13】

評議員会は、法令及び寄附行為に従い、本法人の予算、事業計画、中期計画、借入金、基本財産の処分、役員に対する報酬、合併、解散、寄附行為の変更、収益事業、その他本法人の業務に関する重要事項であって、寄附行為をもって定めるもの及び理事会で必要と認められたものについて、あらかじめ理事長からの求めに応じ意見を述べるとともに、本法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べ、若しくは諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとしており、理事会の運営をチェックする機関として十分に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学に関わる管理運営体制は、寄附行為、就業規則、大学学則、大学院学則その他の内部規則等に基づき整備され、各機関は建学の精神である「〈和〉のこころ」を体現し意思疎通と連携を行うとともに、適切に相互チェックを行っている。

学校法人及び高等教育機関を取り巻く環境が急速に変化し、関係法令等が頻繁に改正されている現状から、本法人及び本学の内部規則等の改廃等を遺漏なく行い、適切かつ透明性のあるガバナンスを確立して、各所掌間の一層の意思疎通を図り迅速かつ円滑な意思決定の機能を保持する。そのためには、法人の全教職員が常にその知識・技能を向上する意欲が重要であり、今後とも鋭意その啓蒙に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 2(2020)年度末における本法人の純資産構成比率は、92.8%であり、非常に高い水準にある。長年にわたり、いわゆる無借金経営を続けてきており、財務状況は極めて健全である。

同年度末時点で、退職給与引当金には要支給額の 100%を引当てている。基本金についても、要組入額の 100%を組入れている。第 2 号基本金については、将来を見据え十分な額を計画的に組入れており、第 3 号基本金に対応する「福井直秋記念奨学基金」と「演奏活動特別基金」へは、基金のより一層の充実を図るため、毎年積み増しをしている。同年度の積立率（要積立額に対する運用資産）は、86.3%であり、大学法人の平均値 78.1%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（令和 2 年度版））を大きく上回っている。

それぞれの特定資産に組入れられた引当金は、資金運用の原資としているが、この運用に当たっては「武蔵野音楽学園資産運用管理規程」で定めたルールを厳格に守り、元本毀損の事態が生じないよう信用リスク等に十分留意しながら、適正に行っている。平成 31(2019)年からは「武蔵野音楽学園資産運用委員会」を新たに設け、そこでは毎年度の資産運用方針、保有資産の運用状況、保有資産のリスクの状況について審議し、理事会にその内容を報告するとともに、翌年度の運用方針については、理事会で重ねて審議のうえ、その承認のもとで資産運用を行うことをルール化し、実行している。【資料 5-4-1、5-4-2】

本法人では前年度の収支実績や在籍者数などを基に、毎年、学園中期計画内の中期財務計画を見直し作成しており、中期的な財務運営の指針として実効性のあるものとしている。

【資料 5-4-3】

以上の点から、財務運営は将来を見据え計画的に、またルールにのっとり厳格に行われており、十分に確立されている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人には借入金等外部負債は一切なく、十分な資金を保持し安定した財務基盤が確立されている。

本学の収支については、まず、経常収入の約 78%を占める学生生徒等納付金収入は、平成 28(2016)年度以降、徐々にではあるが増加している。外部資金としての受取利息・配当金収入は 2 億 2,000 万円強に及び、事業活動収入の 7.3%を占めており、令和元(2019)年度医歯系大学を除く大学部門の平均値 1.4%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編 令和 2 年度版）に比べ、高い水準にある。資金運用については、世界的な低金利の非常に厳しい環境のもと、元本の保証された債券運用を中心にしながらも、株式、REIT（不動産投資信託）の比重を少しずつ高め、対応している。加えて、令和 2(2020)年度からは、満期償還された債券の再運用が難しい金融環境のもとで、理事会の承認を得て、証券会社 2 社と契約し、投資信託による資産運用をスタートさせた。また、寄附金については、平成 23(2011)年度に文部科学大臣より税額控除制度の適用を受け、個人からの寄附金がほとんどであるという現状のもとで、毎年度安定的な収入を得ている。これまでの実績は、《表 5-4-1》記載のとおりである。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス

感染症拡大の状況下、新たな募集は行わず前年度の募集を継続するにとどめたため、件数、金額とも低調な結果となった。令和 3(2021)年度からは、第 3 期の募集を開始した。【資料 5-4-4】

表 5-4-1 寄附金実績

年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
件数 (件)	512	405	459	325	329	438	210	452	91
金額 (千円)	34,085	19,446	37,545	17,914	19,398	28,614	18,260	37,567	11,764

一方、支出面については、高い教育水準を維持するために必要な予算措置を講じながらも、全学的に経費節減に取り組み、積極的に経費の見直しを図っている。職員一人ひとりが経費節減意識を持ちながら各部署単位で継続的に実践する PDCA サイクルを活用した経費節減運動は、非常に効果が上がっている。平成 30(2018)年度からは、コンサルティング会社と契約し、電力やエレベータの保守料や印刷・発送関連の経費等の節減に大きな成果を挙げている。人件費については、経常収入に対する人件費の比率である人件費比率を直近 5 年間で 10%以上減らし、令和 2(2020)年度において、63.9%となっている。金額ベースでも直近 5 年間で 4 億円以上削減しており、急速に改善が図られている。それに伴い収支のバランスも着実に改善しつつあり、同年度における収支差額は、前年度比で 2 億円以上改善している。手元流動性は十分に確保されており、借入金等外部負債もなく資金面の不安は全くない。【資料 5-4-5】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収支バランスは、大要、徐々に増えてきた在籍学生者数を更に増やすとともに、実現可能な経費節減策を引続き模索し実行することにより、改善されていく。中期財務計画では、5 年後には現在と比べ 4 億円程度改善する見込みではあるが、当面は収支の支出超過幅を極力小さくするための努力が不可欠である。具体的には、学生募集活動を一層活発化させることにより、学生生徒等納付金収入の増収を図り、その他の収入面では、方針の一つである資金運用収入とともに、寄附金収入の増収を併せて積極的に図っていく。さらに、平成 30(2018)年度には、寄附行為を改正し、収益事業として不動産業が行えるようになったため、遊休地の土地活用による永続的な収入の確保が可能となった。すでに練馬区など 3 か所で実績を上げているが、更にいくつかの施設について、収益事業として有効利用ができないか検討を進めている。一方で、経常収入に対する人件費率を一段と引下げるとともに、経費については高い教育水準を維持しながらも、経費節減の取組みを通して一層節減効果を上げていく。収支バランスの上では、収支均衡に向けて改善は着実に進んでおり、また、将来的にも手元流動性の不安は全くなく、有効な対策に機動的に対応できる資金を有している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

昭和 46(1971)年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和 47(1972)年に「武蔵野音楽学園経理規則」（以下「経理規則」という）を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。また平成 27(2015)年度に一部改正された新学校法人会計基準に対しても、速やかに「経理規則」を変更して対応している。改訂した規則を遵守した上で、必要に応じて適宜会計処理の見直しを行い、経理処理を適切に行っている。勘定処理において疑問点が生じ、判断が難しい場合には、会計監査人にその都度照会し、回答を得たうえで処理することを励行しており、学校法人会計の考え方に沿った会計処理を的確に行っている。令和元(2019)年度からは、収益事業の開始に伴い収益事業会計を行うこととなり、これについては税理士と相談しながら、適正な会計処理を行っている。なお、部門別会計（管理会計）は、会計監査人の監査対象外であるが、日本私立学校振興・共済事業団からの補助金受領にあたっては、特に経費配分での正確性・継続性が求められるため、「学校会計経理処理基準」を定めて、その基準に即した部門別会計を作成している。会計年度としては、4月から翌年3月までの年1回決算であるが、毎月残高照合を行い、必要に応じて各月次計算書類を作成して照合し、適切な会計処理を行っている。【資料 5-5-1、5-5-2】

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成するにあたっては、会計監査人の指導も受けつつ、学校法人会計基準を完全に遵守している。

予算についても、経理規則に定められたとおり、各部署から提出された次年度の設備施設計画や購入計画に基づき、経理部が原案を作成し、評議員会の意見を聴き、理事会で審議し、決定している。必要が生じれば補正予算を編成している。直近では、令和 2(2020)年度は、全学生に「緊急支援給付金」「2-4-①」（28 ページ）支給のため、補正予算を編成した。【資料 5-5-3～5-5-6】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、平成 14(2002)年度より長谷川公認会計士事務所が担当している。各年度とも 6 人の公認会計士により、中間監査が 11 月に 5 日間、期末監査が 4 月から 5 月に 8 日間にわたり、現物監査を主体に厳正に行われている。

それぞれの監査期間中には、2 人の監事も会計監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、活発な意見交換が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、これまでと同様、学校法人会計基準の改正に伴い、また取り巻く環境の変化に応じて、経理規則や諸規則を適宜改正・改訂した上で、これらを遵守して適切に処理していくことを継続していく。

会計監査の体制は整い確立されているので、引続き厳正な監査が行われるよう努めていく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法をはじめ関係法令等を遵守し、寄附行為その他諸規則を制定し、理事長のリーダーシップのもと、使命・目的を達成するため、適正な運営体制を整備している。

社会的責務として環境保全、人権、安全配慮・危機管理、健康への配慮等に関する諸規則を定め、教育研究環境の整備・充実に努めている。また、計画期間を 5 か年とした学園中期計画を策定し、毎年度進捗状況を確認して必要に応じ追加・修正を行う等、絶えず使命・目的の実現に向けて継続的努力を行っている。

本法人の決定事項のうち重要な事項は、教授会、研究科委員会、「大学部館長連絡会」、チーフ連絡会を通じて教職員が意思を共有している。大学の状況については、学長が出席する理事会、評議員会、「法人運営協議委員会」において報告され、本法人が現場の状況を把握できる体制を整備している。さらに、学長は、法人及び大学双方の会議に出席しており、相互チェックの機能が確保されている。事業内容については、理事会、評議員会及び監事によって、適切な検証を行っている。

財務状況については、人件費の経常収入に対する割合が 63.9%にまで改善してきており、また、手元流動性を十分に確保していて借入金等外部負債は一切なく、資金面での不安は全くないため健全である。

会計処理は、学校法人会計基準にのっとり厳正に行われており、公認会計士による監査及び監事による監査においても大きな問題点はない。

以上のことから、本法人は経営の規律・誠実性が、担保され健全な財務基盤が確立しており、基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

A. 内部質保証に関する全学的な方針

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を指針として、令和2年10月19日開催の理事会における承認を経て、「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という）を制定した。このガバナンス・コードは、本学のガバナンスのあり方に関する社会に向けた表明であるとともに、内部質保証のために遵守すべき方針でもある。ガバナンス・コードは、教授会、全教員・主任以上職員研修会、チーフ連絡会などを通じて、全学的に共有されており、ウェブサイトでも公表している。【資料6-1-1】

B. 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備

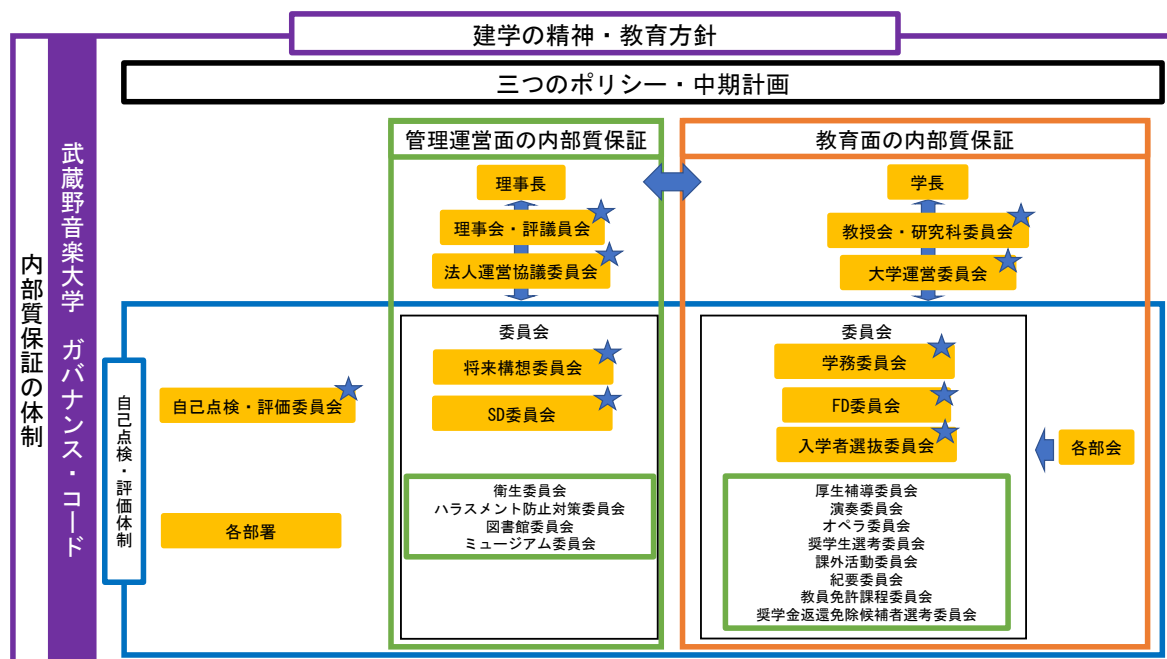
本学は、「武蔵野音楽大学学則」（以下「大学学則」という）第4条に「本大学の目的及び使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、必要な事項については、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」（以下「自己点検・評価委員会規則」という）及び「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検・評価実施要項」という）に定め、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」という）を中心として、内部質保証を行っている。【資料6-1-2～6-1-4】

「自己点検・評価委員会」は、毎年、「自己点検・評価実施要項」第2条に定める委員会及び部会に対し、それぞれの分掌に係わる分野についての問題点、改善案及び意見等を検討した「会議開催記録」等の作成と提出を求めており、これを自己点検・評価の基礎資料として、各委員会及び部会の状況を把握している。

また、「自己点検・評価実施要項」第3条は、「本委員会は、必要に応じて重要な研究課題、改善点等については、教授会、研究科委員会、さらには理事会へ提言しその審議を受ける。」と定め、同第9条は、「理事長および本学学長は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善が必要と認められるものについては、適切な改善措置を講ずるものとする。」と定めており、これにより自己点検・評価の結果が反映される仕組みを整えている。

さらに、内部質保証体制については、中心となる「自己点検・評価委員会」のみではなく、「武蔵野音楽大学学務委員会」（以下「学務委員会」という）や各部会、「武蔵野音楽学園将来構想委員会」（以下「将来構想委員会」という）などが、「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という）を踏まえて、特に、三つのポリシーを起点とする教育の質の保証、管理運営面を含めた大学全体の質保証について、それぞれの分掌に基づき段階的に適切に PDCA サイクルを機能させることにより、《図6-1-1》に示すイメージのもと、恒常的・継続的なプロセス、システムとして確立している。【資料6-1-5、6-1-6】

図6-1-1 大学全体の内部質保証体制図



※オレンジ色は、内部質保証体制に特に重要な組織を示す

※星印は、学長が構成員として含まれる会議体を示す

C. 内部質保証のための責任体制

内部質保証の中心である「自己点検・評価委員会」は、理事長の諮問機関として設置されている。「自己点検・評価委員会」の構成員は、学長（委員長）、部長・館長、学科長であり、全学的な視点で自己点検・評価を行うことが可能となっている。自己点検・評価の結果は、理事長へ報告され、さらに理事長及び学長は、「自己点検・評価実施要項」第9条に基づき、改善措置を講ずることができる。

以上のように、内部質保証のための恒常的な組織体制を適切に整備しており、責任体制も明確になっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証体制を整備し、自己点検・評価だけではなく、各委員会・部会での分掌に基づいた PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証を行っているものの、プロセス全体の中に多くの委員会・部会が関わっているため、システムが複雑化している。今後、内部質保証に係る組織のあり方の整理・検討を行い、内部質保証体制の更なる効率化・可視化・明確化により、本学の内部質保証体制の改善・充実を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

A. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、大学学則第4条において、「本大学の目的及び使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、必要な細目事項については、「自己点検・評価委員会規則」及び「自己点検・評価実施要項」に定めを設けて、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

本自己点検評価書の作成については、「自己点検・評価委員会規則」第5条、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という）第6条に基づき、総務部企画課が調整機関となり、「自己点検・評価委員会」で決定した実施予定に基づき、「自己点検・評価実施要項」第6条の別表に定める部署に、各基準項目に係る内容の素案や基礎データを求め、それらを取りまとめ、理事長（内部質保証の責任者）、学長（自己点検・評価委員会委員長）、関連する基準項目担当の部長、課長等を含めて、約40回に及ぶ会議を行い作成した自己点検評価書（案）を、令和3(2021)年6月3日の「自己点検・評価委員会」に提示し審議を行う。【資料 6-2-1、6-2-2】

B. エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価実施要項」第7条にのっとり実施している。令和2(2020)年度までは、原則3年ごとに実施することとしていたが、実施方法の見直しを図り、令和3(2021)年4月からは毎年度実施し、3年ごとに報告書を作成することとした。「自己点検・評価実施要項」を改訂する以前の自己点検・評価は、平成27(2015)年度、平成29(2017)年度に実施し、それぞれ報告書を作成している。

なお、令和2(2020)年度の自己点検・評価については、令和元(2019)年度に自己点検評価の項目を日本高等教育評価機構の大学評価基準に合わせて改訂し、令和2(2020)年度に大学独自の自己点検・評価結果を報告書としてまとめる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおりの実施が困難となったため、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて継続的に自己点検・評価を実施し、大学独自の自己点検・評価報告書と大学機関別認証評価受審に際し提出する自己点検評価書を兼ねる形で作成している。

また、自己点検・評価のためのデータについては、各委員会・部会から提出される「会議開催記録」や、各部署から提出される基礎データなどを収集しており、エビデンスに基づく自己点検・評価が実行できる体制を整えている。【資料 6-2-3】

C. 自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表

これらの自己点検・評価報告書は、教授会、チーフ連絡会で学内共有され、ウェブサイトにて公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制の整備

a. 学生による授業評価アンケート

自己点検・評価の一環として、実技科目（個人レッスン）とクラス授業に区分して、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という）を実施している。「授業評価アンケート」は、「FD委員会」が実施し、「自己点検・評価委員会」に報告される。各授業の集計結果は授業担当の各教員に通知され、教員は、結果を分析し、授業改善向上計画書を作成する。さらに部会長が各部会に所属する教員の作成した改善向上計画書を確認し、部会としての所見を示すことにより、本学の教育内容・方法の改善・向上を図っている。自由記述については、大学として対応すべき内容がある場合、教員へのヒアリングや対応を行っている。また、各教員に提出を求める授業改善向上計画書において、クラス授業は平成 30(2018)年度、実技科目（個人レッスン）は令和元(2019)年度より、「授業評価アンケート」の実施方法、質問内容、結果の活用方法についての提案を記載できる項目を設け、教員の意見を把握・反映できる体制とした。なお、教員からの提案は、令和 2(2020)年度実施予定であった「授業評価アンケート」（クラス授業）が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、令和 3(2021)年度より反映している。なお、「授業評価アンケート」の結果の概要は、ウェブサイトで公開している。【資料 6-2-4】

b. 新入生アンケート

毎年、新入生を対象とした「新入生アンケート」を実施し、その結果を教育研究及び学生募集活動等に活用する体制をとっている。令和 2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施をしていないが、令和 3(2021)年度は実施し、その結果、回答した新入生のうち 86.9%が、本学が第一志望であると回答していることが明らかとなった。アンケート結果は、5月18日の「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）、5月19日の教授会に諮り、対応を審議する。【資料 6-2-5】

c. 学生満足度調査

毎年、3年次生と4年次生を対象として、各年次に応じた設問項目を設定した学生満足度調査を実施し、その結果を教育内容の充実・改善、学修環境等の整備に活用する体制をとっている。直近では令和 3(2021)年3月に実施し、3年次生の結果では、回答した学生のうち、練習・予習・復習に1日あたり少なくとも2時間以上を当てている者が、93%（5時間以上：27%、3～5時間未満：38%、2～3時間未満：28%）いることが明らかとなった。アンケート結果は、5月18日の「大学運営委員会」、5月19日の教授会に諮り、対応を審議する。【資料 6-2-6～6-2-8】

d. IR体制

「事務組織規則」第6条において、企画課が担当する事務として「基幹統計調査および大学制度等にかかわる調査回答に関すること」「学園の各種情報の収集、分析、調査・統計に関すること」「機関別認証評価の受審に関すること」「自己点検・評価の実施に関すること」を規定しており、企画課を中心としたIR活動体制を整備している。

各種データは、分掌に応じ、それぞれの部署が保有しており、調査・分析が必要な場合、同課は、各部署からの所要のデータ提供を受けて調査・分析を行っている。また、

学生の個人情報等取扱いに注意が必要なデータに関しては、「学生に係るデータの貸出依頼書」に基づき、厳格なデータ管理を行っている。【資料 6-2-9】

調査・分析を行った例としては、「学生募集イベントの参加者と受験者との関連性、諸経費」「新奨学金制度検討のための資料」「入学者選抜時の成績と入学後の各年次の成績の比較」などが挙げられる。これらの調査・分析結果については、新たな取組みの検討を始める前段階の資料として活用されることが多く、学生募集活動や令和 3(2021)年度からの「福井直秋記念奨学金」(「2-4-①」27 ページ) の拡充などにつながっている。【資料 6-2-10～6-2-12】

上記分析の一例である学生募集イベントの状況については、入学センターからの依頼に基づき開始した取組みであり、学校説明会、オープンキャンパス、ステップ・アップ・プログラム、受験講習会の参加者と志願者数、合格者数、入学者数の関連性及び諸経費の分析を行っている。この分析により、入学生の約 8 割が前年度の学生募集関連イベントに参加していることがわかり、当イベントが本学の学生募集にとって、重要な役割を果たしていることが明らかになった。また、高校生だけではなく、小・中学生から、編入・転入を視野に入れた大学生・短大生までと参加者の年齢層も幅広く、数年にわたり当イベントに参加した結果、入学に至っている例も数多くあったため、参加者に対する継続的なアプローチが重要となる。

令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、満足のいく学生募集活動を行えていなかったが、分析したデータは、次年度以降の開催地域、内容、担当教員など、学生募集活動をより効果的に行うための検討資料として活用されている。

e. 自己点検・評価のためのデータ収集

自己点検・評価のためのデータ収集については、「自己点検・評価委員会」の担当部署である総務部企画課が、各委員会及び各部会、各部署に対し、「自己点検・評価実施要項」第 2 条、第 5 条に定める「会議開催記録」と基礎データの作成を依頼し、それらの取りまとめを行い、自己点検・評価に活用している。「会議開催記録」については、より明確に各委員会・部会の開催状況と内容を把握するため、令和 3(2021)年 3 月 11 日の「自己点検・評価委員会」で新たな様式が承認され、その様式は、令和 2(2020)年度の「会議開催記録」から反映されている。

以上のように本学は、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析を行っており、それらに基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

上記で述べたとおり、本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析も行っている。

自己点検・評価の周期については、令和 3(2021)年度の「自己点検・評価実施要項」の改訂により、毎年度自己点検・評価を実施し、3年ごとに報告書を作成することとしたため、今後も継続的に自己点検・評価を行い、教育研究活動の改善・向上に取り組んでいく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証

三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証について、本学では、複数の委員会・部会や部署がそれぞれの分掌に基づき、三つのポリシーを踏まえた PDCA サイクルを適切に機能させている。

a. 学修成果

学修成果については、基準項目 3-3（52 ページ）で記載のとおり、令和 3(2021)年度より「学修ポートフォリオ」の運用を開始した。その結果を「学務委員会」で点検・評価し、問題点・改善点の抽出を行い、必要に応じ、カリキュラムに係る事項は「学務委員会」で、授業に係る事項については「FD 委員会」において、教育の質保証に係る事項については「自己点検・評価委員会」において、それぞれ改善策等の検討を行い、学修指導等の改善へ向けてフィードバックする。

b. 教育課程及び授業内容・方法

大学全体の教育課程、授業の運営、試験及び学業成績に関する事項については、主に学務部が把握している成績や教育課程の状況といったさまざまなデータを基に、「学務委員会」を中心とした審議を行っている。

令和 2(2020)年度に新カリキュラムが完成年度を迎えたことから、その実践の経緯を踏まえつつ同カリキュラムの見直しを行った。その結果、科目の開講年次の変更、履修可能科目の追加、科目の改廃、科目の名称変更等を行い、令和 3(2021)年度から適用している。【資料 6-3-1～6-3-3】

また、学科・コース、更には専攻楽器により特性が異なるため、「武蔵野音楽大学部会規則」の定めに基づき、各部会が授業及び試験に関する事、科目の評価に関する事などについて討議を行い、関連する委員会へ提議を行う。さらに各部会は、「3-2-⑤」（50 ページ）に記載した「授業評価アンケート」の結果の活用や、部会ごとに行われる FD 活動により、教育内容・方法の改善・向上を図っている。

c. 入学者選抜

入学者選抜については、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」第 6 条に基づき、入学者選抜の実施の基本事項に関する事、入学者選抜の実施に関する事、入学者選抜の成績に基づく合格者案の作成に関する事、入学者選抜制度の改善に関する事について、「入学者選抜委員会」が審議を行っている。【資料 6-3-4】

近年、新たに実施した事項としては、14 ページに詳述した総合型選抜の導入、指定校制推薦入学試験（現・学校推薦型選抜）及び一般選抜の入試科目の見直しなどが挙げら

れる。また、令和 3(2021)年度入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症防止措置として、その一部をオンライン方式で実施した。【資料 6-3-5～6-3-10】

上記の a～c に記載の事項は、必要に応じ「大学運営委員会」の審議を経て、学長が教授会・研究科委員会の意見を聴き、決定する。更に必要な事項については、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という）及び理事会にも提議し、審議・決定を行っており、大学全体として三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証の PDCA サイクルを確立させている。

B. 学園中期計画等を踏まえた大学全体の内部質保証

a. 学園中期計画の策定及び見直し

学園中期計画の策定及び見直しは、「将来構想委員会」を中心として行っている。

「武蔵野音楽学園将来構想委員会規則」に基づき、「将来構想委員会」は、理事長からの諮問を受け、中・長期的な諸課題についての基本的事項の審議を行い、その結果を理事長が「法人運営協議委員会」に諮った上で理事会に提議し、5 か年の学園中期計画が策定される。【資料 6-3-11】

学園中期計画は、武蔵野音楽学園の基本理念に基づき、教育の質保証から管理運営までを網羅しており、学園中期計画の着実な実行により、大学全体の内部質保証を図っている。

現在、令和 3(2021)～7(2025)年度の学園中期計画が進行中である。学園中期計画は、状況・環境の変化、計画の進捗状況、認証評価結果等を踏まえ、毎年実施成果の把握・分析を行い、必要に応じて計画を修正（追加・削除・変更）し改善することで PDCA サイクルを確立させている。

b. 自己点検・評価の学園中期計画への反映

自己点検・評価については、「自己点検・評価実施要項」第 3 条及び第 9 条に基づく処置を行うことで、自己点検・評価の結果を学園中期計画に反映することができる仕組みとなっている。令和 2(2020)～3(2021)年度にかけて行った自己点検・評価では、委員会等での審議を経て、順次対応を行っている。さらに、自己点検・評価の過程、結果で明らかとなった内容は、最新の学園中期計画に反映しており、令和 3(2021)年 6 月 3 日の「自己点検・評価委員会」で、自己点検評価書（案）と学園中期計画の関連性について説明を行う予定となっている。

c. 認証評価結果の学園中期計画への反映

前回の大学機関別認証評価受審は、現行私立学校法 45 条の 2 を含む同法改正（令和 2(2020)年 4 月）前である平成 26(2014)年度であったが、当時の学園中期計画（平成 25(2013)～29 年(2017)年度）において、自己点検・評価に関する目標として、「教育の質保証、研究の質向上及び業務の改善等の観点から、自己点検・評価を継続的かつ着実にを行うとともに、大学機関別認証評価を受け、これらの評価結果を大学の教育・研究及び組織運営等に確実に反映させる。」と自主規定していた。したがって、翌平成 27(2015)年度に、認証評価結果で指摘を受けた事項や、自己点検評価書に記載した改善向上方を踏まえて自己点検・評価を行うことで、評価結果を速やかに大学運営に反映させるとともに、現在の学園中期計画にも反映させている。【資料 6-3-12】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の可視化をはじめとする新たな取組みについて、その体制を整備・強化して安定的な運用に努めるとともに、その過程において内容・方法等の検討を継続し、より効果的な運用のために必要な方策を講じていく。

学園中期計画等を踏まえた大学全体の内部質保証については、令和3(2021)年4月より自己点検・評価を毎年度実施することとなったため、「将来構想委員会」が実施している学園中期計画の実施成果の把握・分析と連携することにより、学園中期計画をより効果的なものにしていく。また、令和3(2021)年度受審の大学機関別認証評価の結果については、現在進行中である令和3(2021)～7(2025)年度の学園中期計画の巻頭において、「本中期計画は5か年を対象として策定し、状況・環境の変化、計画の進捗状況、認証評価の結果等を踏まえ、毎年度見直し、必要に応じて修正・追加等を行うこととする」と記述しており、認証評価の結果に対する自己点検・評価等を通じ、学園中期計画に反映させていく予定である。

今後も社会情勢等、本学を取り巻くさまざまな要因に対応し、学園中期計画を着実に実行していく。

【基準 6 の自己評価】

本学は、「自己点検・評価委員会」を中心とした自主的・自律的な内部質保証のための組織体制や責任体制を適切に定め、自己点検・評価の実施や IR 等データの活用により、PDCA サイクルを確立させ運用している。学修成果の把握などによる教育の内部質保証機能や IR 機能については、発展段階であるため、今後も教育研究、組織運営、施設・設備について自己点検・評価を行い、かつ合理化・効率化を図りつつ、改善・向上に取り組むことにより、効果的な内部質保証を実現させていく。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 演奏活動

A-1. 学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動

A-1-① 演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

A-1-② 演奏会の実施とその成果

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

武蔵野音楽大学音楽学部（以下「学部」という）及び武蔵野音楽大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という）ともに、実技を主専攻とする学生は、レッスンを通して演奏技術の向上に励み、真摯に練習を重ねている。加えて、伴奏法、合奏、合唱等のアンサンブルの科目をそれぞれ履修し、アンサンブルの技術の修得にも取り組んでいる。これらの学修の目的は、演奏家として舞台上で聴衆を前にし、演奏を安定的に行う能力を身に付けることであり、それには技術・感性・精神力の練磨と併せ、舞台上での演奏体験を重ね、またその体験を日々の学修にフィードバックしていくことが重要である。

武蔵野音楽大学（以下「本学」という）は、上記の学修成果の発表の場及び学修の場として、学内におけるコンサート形式による試験のほか、本学主催で年間約80回に及ぶ多種多様な形態での演奏会を学内外の諸会場で企画・開催している。これらの試験や演奏会のほかにも、毎年2日間にわたって開催される「ミューズフェスティバル（大学祭）」において、終日、大・小約70団体に及ぶ学生による演奏が行われている。「ミューズフェスティバル」は課外活動ではあるが、日頃の学修で身に付けた技術や表現力を思う存分発揮できる機会となっている。【資料A-1-1、A-1-2】

また、実技を主専攻としていない音楽総合学科の学生も、演奏会や「ミューズフェスティバル」に参画し、それぞれの専攻の学修成果の発表及び学修の機会として、これらの場を活用している。アートマネジメントコースでは、「武蔵野音楽大学アートマネジメントコース企画制作公演」の開催や、学内外の演奏会の運営補助を行っている。これらは、単にアートマネジメントコースの学生が実技を主専攻とする学生の演奏体験を陰で支えているだけでなく、本コースの学生の企画・制作・運営力が実践を通して培われる場となっており、卒業後にアートマネジャーとしての活躍を目指す学生にとって、重要な機会となっている。このほか、作曲コースの学生においては自らの作品を授業発表や卒業演奏会で発表するなど、コース・専攻に違いはあっても、音楽を学ぶ学生として、演奏会等にそれぞれの形で参画し、これらを日頃の学修成果の発表の場及び学修の場としている。【資料A-1-3、A-1-4】

また、今日の社会的な要請に従って、大学のキャンパスに近い自治体や、文化庁、警察署、病院等との連携のもと、学外での演奏会の実施や、演奏者派遣による演奏活動を行い、音楽文化の振興に貢献している。さらに、長年、各都道府県を単位とする（ただし北海道は東・北・中央・南の4支部に分割、東京都は本部があるため東京支部は置かない。）計49の

支部をもつ「武蔵野音楽大学同窓会」（以下「同窓会」という）の協力・支援のもと、「武蔵野音楽大学管弦楽団」（以下「本学管弦楽団」という）や「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル（吹奏楽団）」（以下「本学ウィンドアンサンブル」という）による演奏会を、活発かつ毎年定期的開催している。【資料A-1-5、A-1-6】

本学の演奏会の運営については、演奏部が中心となり企画・立案を行い、「武蔵野音楽大学演奏委員会」（以下「演奏委員会」という）、「武蔵野音楽大学運営委員会」（以下「大学運営委員会」という）の審議を経て、学長の承認を得た上で実施しているが、特に重要なものについては、上記委員会の審議のほか、教授会、研究科委員会の審議を加え、学長の承認を得た上で実施している。【資料A-1-7】

なお、本学では、海外演奏旅行の渡航費等の一部は学生負担となっているが、それ以外の海外演奏旅行諸経費や、国内演奏旅行を含む国内の全ての演奏活動諸経費は大学が負担している。

A-1-② 演奏会の実施とその成果

本学が例年開催する学生による演奏会として、「武蔵野音楽大学管弦楽団演奏会」「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブル演奏会」「武蔵野音楽大学室内合唱団演奏会」「ニュー・ストリーム・コンサート～ヴィルトゥオーゾコース演奏会～」「室内楽演奏会」「卒業演奏会」等がある。これらの演奏会は、学生の学修成果の発表の場及び学修の場として、十分その目的を達成して成果を挙げているとともに、開催地域の音楽文化の普及・向上に貢献している。【資料A-1-8】

また、本学ウィンドアンサンブルは、創設以来その研究の対象を主として吹奏楽のオリジナル曲に置いており、毎回、コンサートのプログラムから何曲かを収録し、LP・CDとして制作し、継続的なリリースをしてきた。

昭和54(1979)年に初めてリリースをして以来、これまでに収録した曲は、多くの日本初演曲、世界初演曲を含む全196曲に及び、リリースをした23枚のLP・CDは、全国の吹奏楽団や中・高等学校の吹奏楽部等で広く聴かれ、高く評価されている。

これらの収録曲のうち、本学ウィンドアンサンブルの演奏が日本初演にあたるA.リード作曲「アルメニアン・ダンス（パート2）」、D.R.ホルジンガー作曲「春になって王たちが戦いに出るに及んで」等のように、今では吹奏楽の名曲と位置付けられ、我が国の吹奏楽団のプログラムの中で定番となっている曲も少なくない。また、本学が世界初演を行ったジルー作曲「カン」やヴァルチック作曲「イロア・イロア」等は、現在アメリカでも広く演奏されている。

本学管弦楽団が、昭和52(1977)年に西ドイツ・ボン市において開催された「ベートーヴェン没後150周年記念祭」への参加を果たして以来、本学管弦楽団、本学ウィンドアンサンブル及び「武蔵野音楽大学室内合唱団」は、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、アメリカ、台湾の主要都市で、数年おきに計14回の海外演奏旅行を行っている。平成21(2009)年には、「日本・ドナウ交流年2009」及び「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」の一環として、本学管弦楽団がハンガリー各地で5回公演を行っている。また、平成24(2012)年には、ドイツ・バイエルン州で3回公演し、それぞれ好評を博した。さらに、平成30(2018)年には、本学ウィンドアンサンブルが、シカゴで毎年開催されるオーケストラとバンドの

世界的なカンファレンスの場である「ミッドウエスト・クリニック」に招聘され、出演した。これらの海外演奏旅行の実績は、《表A-1-1》記載のとおりである。

表A-1-1 海外演奏旅行の実績

回	実施内容	実施年	公演回数	出演者数
第1回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ） 「ベートーヴェン没後 150 年記念行事」出演	昭和52年	14	70
第2回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ、オーストリア）	昭和56年	15	73
第3回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行	昭和58年	9	66
第4回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	昭和61年	15	76
第5回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成 3年	10	82
第6回	管弦楽団中華民国旅行	平成 5年	2	88
第7回	室内合唱団ヨーロッパ旅行（ハンガリー） 「Cantemus'93 国祭合唱フェスティバル」出演	平成 5年	3	41
第8回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「ミッドウエスト・クリニック」出演	平成 7年	4	67
第9回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー）	平成 8年	2	98
第10回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成11年	8	87
第11回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー）	平成13年	2	91
中止	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 ※アメリカ同時多発テロ発生のため中止	平成13年	—	—
第12回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「ミッドウエスト・クリニック」出演	平成18年	4	64
第13回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ハンガリー） 「日本・ハンガリー国交回復50周年記念事業」として実施	平成21年	5	100
第14回	管弦楽団ヨーロッパ旅行（ドイツ）	平成24年	3	92
第15回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「ミッドウエスト・クリニック」出演	平成30年	3	57

一方、大学間の交流において、最近では上記の「日本・ハンガリー国交回復 50 周年記念事業」の交歓演奏のため、リスト音楽院管弦楽団（ハンガリー）を日本へ招待し都内 2 か所を含む 4 会場で本学主催の演奏会を開催した。また、ジュリアード音楽院（アメリカ）、国立台北芸術大学、国立台湾師範大学（台湾）、チューリッヒ芸術大学（スイス）等、著名大学の演奏団体を本学へ招いて演奏会を開催し、交流を深めた。

さらに、令和元(2019)年 10 月には、「日本・ハンガリー外交関係開設 150 周年 武蔵野音楽学園創立 90 周年 ジュール・フィルハーモニー管弦楽団創立 125 周年」を同時に記念し、本学ベートーヴェンホールにおいて「ジュール・フィルハーモニー管弦楽団演奏会」を開催した。この演奏会に先立ち、両国の国際交流の証として、ハンガリーを代表する大作曲家であるフランツ・リストの胸像がジュール・フィルハーモニー管弦楽団より寄贈され、ハンガリー国特命全権大使の立会いの下、除幕式を行った。【資料 A-1-9】

本学では、上記のとおり、長年にわたり諸外国との文化交流・国際親善に努力を傾けてきた。これらの結果、前述のフランツ・リスト像のほかにも、多くの国々の公的機関や大学から、それぞれの国を代表する作曲家の像を寄贈されている。これらは現在、江古田キャンパス内に 11 体、入間キャンパス内に 2 体、計 13 体設置され、本学の文化・国際交流の証となっている。また、学生たちは日々これらの像に接し、それぞれの楽聖が歩んだ生涯や作品に思いを馳せ、厳しい勉学の励みとしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

前述のとおり、本学ではさまざまな演奏機会を設けている。平成 30(2018)年度からは、「学生による演奏会」を新たに設けたが、その開催回数は、令和 3(2021)年 4 月までに既に 18 回を数え、延べ 620 人の学生が出演している。本演奏会の企画・運営・進行には、アートマネジメントコースの学生があたっており、前述の「アートマネジメントコース企画制作公演」と同様、同コースの学生が実践を通して学べる貴重な機会となっている。演奏会名にも表れているように、本演奏会は学生の自主性を重んじており、今後は、現在演奏部が補助的に加わっている演奏順序の決定や印刷物作成などについても、同コースの学生が担えるようアートマネジメントコース担当教員とともに準備を進めていく。

また、令和 2(2020)年度には管弦楽（オーケストラ）・吹奏楽それぞれの運営ワーキンググループの必要性が教員より提起され、学長の決裁を受けて実現した。これまで管弦楽（オーケストラ）と吹奏楽の授業の運営や演奏会のプログラムの検討に関して、当該授業の指導者・指揮者を中心に協議されていたが、第一線で活躍する管・打・弦楽器担当教員を加えたワーキンググループを組織することにより、各教員の持つ豊かな経験やアイデアを結集し、合奏授業が中長期的によりよい方向性を持てるよう具体的方策を継続的に検討できることとなり、これを今後有効に機能させていく。

[基準 A の自己評価]

本学が開催する演奏会は、学生の学修成果の発表の場及び学修の場である。これらの演奏会の企画・運営については、演奏部を中心に行っており、所定の手続きを経て学長の承認を得た上で実施している。

演奏会は、コンサート形式の試験を含めると年間170回に及び、管弦楽、吹奏楽、合唱、オペラ等、学生の専攻に応じてさまざまな形態と規模で開催されており、これらを通じて学生は、演奏技術、表現力はもちろんのこと、聴衆を前にして安定的な演奏を行う能力を修得している。これらの演奏会は、本学の4つのコンサートホールと首都圏の著名な演奏会場に加え、各地域で活動を展開する同窓会との連携によって、全国各地で開催されている。また、海外演奏旅行は、参加する多くの学生にとって国際感覚を身に付ける契機となっている。さらに、これら全ての経験から、学生は演奏への確かな自信を獲得し、卒業後の演奏活動、留学、進学、あるいは就職といったそれぞれの場で、その成果を生かしている。

本学が開催する演奏会は、「音楽芸術の研鑽」という本学の教育方針のもと、学生・教職員が、長年にわたり総力を挙げて継続してきた活動実績であり、学修成果発表の場及び学修の場として重要な機会であると同時に、その成果は我が国の音楽文化発展に寄与するものである。

以上のことから、基準Aを満たしている。

基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム

B-1. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの運営・管理と諸活動

B-1-① 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

武蔵野音楽大学では、昭和 28(1953)年から楽器の収集を続け、昭和 35(1960)年に江古田キャンパス内に「楽器陳列室」を設置、そして昭和 42(1967)年に「武蔵野音楽大学楽器博物館」（以下「楽器博物館」という）として改組、開館し、広く一般に大学の資料を公開してきた。さらに、昭和 53(1978)年には入間キャンパスに楽器博物館が、平成 5(1993)年には武蔵野音楽学園の附属施設であるパルナソス多摩楽器展示室が開設された。この楽器博物館は、我が国最初の楽器博物館であるとともに、その所蔵数は 5,700 点を超え、現在なお我が国最大の楽器博物館と位置付けられている。なお、入間キャンパス楽器博物館は、平成 29(2017)年より休館し、楽器資料の保管庫としての役割を果たしている（入間キャンパス楽器博物館の総面積は 650.2 m²）。

本楽器博物館は、令和 3(2021)年度、江古田キャンパス内の中央という好立地において、「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」（以下「楽器ミュージアム」という）と改称し、新たな楽器文化の発信地としてリニューアルオープンする（事務室・収蔵庫・作業室を含む総面積は 950 m²）。楽器ミュージアムのコンセプトは、《表 B-1-1》記載のとおりである。

表 B-1-1 楽器ミュージアムのコンセプト

<p>1 我が国最大の所蔵数を誇る世界的に希少な楽器資料および楽器関連資料を、安全に後世に伝える。</p> <p>西洋楽器のみならず、日本の楽器、世界の民族楽器などの楽器資料のほか、楽器附属品、装置・器具類、その他音楽資料を広く所蔵する。それら希少な資料を後世に伝えるために、完全空調の収蔵庫・展示室の環境により理想的な所蔵環境を維持する。</p> <p>2 高度な教育研究機関として、世界の音楽文化に対する学内外の研究に寄与する。</p> <p>大学博物館として、所蔵資料約 31 万点を誇る大学図書館、大学指導陣といった物的・人的資源を活用し、高等教育機関としての専門的な教育研究に対応可能な資料を整備する。</p> <p>3 一般の対象者への教育普及活動を充実させる。</p> <p>学内コンサートホール、教室等を活用し、様々な年齢、興味の対象に対応できる、だれにとってもわかりやすく、親しみの持てるような博物館として教育事業を展開する。</p>

B-1-② 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

A. 施設管理

a. 館内空調

世界的にも希少な楽器資料を安全に後世に伝えるために、展示室・収蔵庫の環境には万全を期している。展示室及び収蔵庫内は、空冷ヒートポンプチラー方式及び空調機に

より、変温恒湿の空調システムが採用され、24 時間 365 日理想的な環境を維持している。

また、施設内の各所には最新式の電子温湿度記録計が設置され、各室のデータはリアルタイムでミュージアム事務室に送られ、常時環境状態を把握している。

b. 地震対策

完全耐震構造の建物はもちろん、展示室内の資料はテグスにより固定され、転倒防止に万全を期している。また、収蔵庫の棚は固定され、資料の落下防止に努めている。

c. 防犯対策

展示スペース各所に防犯カメラを設置し、十分な防犯対策をしている。また、来館者は全て受付を通り、荷物などはコインロッカーに預けることができる。

B. 収集活動

楽器ミュージアムは、長い歴史の中で多くの寄贈と購入により資料の収集を行ってきた。寄贈者の数は 376 人に上り、個人のほか、イラン政府やハンガリー大使館のような外国機関、国内の法人からの寄贈も少なくない。

C. 展示活動

a. 江古田キャンパス楽器ミュージアム

展示室は楽器の種類によって 4 ゾーン（鍵盤楽器展示室 290.31 m²、管弦打楽器展示室 145.79 m²、日本の楽器展示室 139.75 m²、世界の民族楽器展示室 157.71 m²）に分けられ、それぞれ異なったデザインを有している。各展示室の展示内容は下記のとおりである。

[鍵盤楽器展示室]

4 ゾーンのうち最大のスペースを持つ鍵盤楽器展示室には、ピアノ誕生以前の鍵盤楽器、グランドピアノ、スクエアピアノ、アップライト・変形ピアノといったエリアごとに、歴史的変遷を辿る展示がなされている。また、「クララ・シューマン自身が愛用したグランドピアノ」「ナポレオンⅢ世の結婚祝品としてイギリスのヴィクトリア女王が贈呈したピアノ」など、世界的にも希少な歴史的価値の高い資料を身近に見ることができる。さらに現存する国産第一号のパイプオルガンや、我が国初期のリードオルガンなど、多様な鍵盤楽器が展示されている。

[管弦打楽器展示室]

ヨーロッパの管弦打楽器を展示したこのゾーンは、弦楽器、管楽器、打楽器が分類展示され、各種楽器の歴史的変遷が学べる。木管楽器の体系的コレクションや現在の形を整える以前の歴史的金管打楽器群、またヴァイオリン、ヴィオラ、チェロの銘器や、木管楽器セットなど、名品の数々が展示されている。

[日本の楽器展示室]

我が国の楽器博物館として、誇るべき日本音楽の価値を内外に発信する。雅楽、琵琶楽といったジャンル別の展示のほか、本館開館の契機となった水野佐平氏寄贈の楽器を「水野コレクション」として別エリアで展示している。このエリアでは、平安・鎌倉時代のものと推定される笙や、華やかな装飾が施された江戸時代の箏など、歴史的かつ美術工芸品としても高く評価される楽器などを見ることができる。

[世界の民族楽器展示室]

東アジア、アフリカなど六つのエリアで構成されている。各エリアでは、その地域の民族が使用する代表的な楽器のほか、近年は失われつつある少数民族などが使用する希少な楽器が展示されている。生活に溶け込み人々に愛される楽器は、その形や素材から、独自の地域性が感じられる。また、伝統儀式や宗教儀式などで使われることの多い楽器は、施された装飾やシンボルに民族独自の価値観が表現されている。

b. パルナソス多摩楽器展示室

楽器展示室(65 m²)では、地域別、楽器分類別視点から、テーマに沿った所蔵資料の企画展を年1回行っているほか、常設展示としてヨーロッパの歴史的管弦楽器を展示している。【資料 B-1-1】

D. 教育普及活動

a. 学内の教育活動

楽器ミュージアムは、学内への活動として「博物館資料論」「博物館資料保存論」「音楽史」や「日本音楽概論」などの授業のために実物資料を提供するとともに、年に数回「楽器学」や「民族音楽概論」などの授業で見学会を実施してきた。また、ヴァイオリンなどの銘器は、本学教員・学生・生徒のコンサート用に貸出しを行っているほか、「様々な音楽の演奏実践」の授業で、ヴィオラ・ダ・ガンバなどの西洋古楽器、箏及び雅楽の楽器類を活用している。学芸員実習では、毎年多数の本学学生が実習を行っており、大学博物館としての役割を担っている。【資料 B-1-2】

b. 一般への普及活動

楽器ミュージアムは、広く一般に対し展示室の公開活動を行うほか、楽器文化の普及活動を行っている。

公開活動としては、江古田キャンパス楽器博物館では、平成 24(2012)年に校舎改築のため休館に入るまで、毎年 4,000 人以上の見学者を受入れてきた。このうち、中学校、高等学校をはじめとする学外の見学団体の受入れは、年間 100 件以上にのぼる。

音楽文化の普及活動としては、所蔵楽器を使用した演奏会をはじめ、練馬区主催の公開講座への協力、各放送機関関係への協力、各出版社への資料提供などがある。また、平成 25(2013)年より入間市教育委員会との共催による「子ども音楽大学いるま」を 7 回行っている。その他、埼玉県教育委員会との共催による「彩の国音楽学校」(平成 25(2013)年・平成 26(2014)年)、「子ども文化芸術大学ふじみ」(平成 29(2017)年)などを実施した。また、平成 9(1997)年より「武蔵野音楽大学社会人のための夏期研修講座」で楽器に関する講話を行っている。さらに、東京都教育委員会設立の財団法人、「東京学校支援機構」への協力として、パルナソス多摩楽器展示室よりオンライン模擬授業を行った(令和 3(2021)年)。

c. 武蔵野音楽大学図書館との連携

楽器ミュージアムは、大学博物館としての特色を生かし、大学の持つ知的資源を見学者にも利用してもらうことを目的に、リニューアルオープンを機に、見学者に対し、武蔵野音楽大学図書館の利用サービスを行う予定である。見学者は、見学と共に本学図書館の図書資料を閲覧することで、より詳細な情報を入手することができる。

E. 調査研究活動

a. 学外との共同研究

楽器ミュージアムは、我が国の楽器文化の向上のために、学外の企業による新たな楽器の製作にも協力してきた。昭和 59(1984)年には、新たな素材による楽器の製作への協力として、クリスタル・ガラスを素材とし、温度や湿度に全く影響されない新たな楽器「クリスタル・アルプホルン」「クリスタル・グラスハーモニカ」などの共同開発を佐々木硝子株式会社(現東洋佐々木ガラス株式会社)と行った。また、昭和 61(1986)年には、瀬戸内開発株式会社による“サヌカイト(世界的にも希少で、我が国では讃岐地方のみ産出され、独特の工法による叩けば鳴る石)”を使用した、独自の工法による石のチャイム「琮(そう)」の製作に際し、楽器に関する専門的なアドバイスをを行い研究協力した。

b. 博物館としての研究活動

博物館としての研究実績は次のとおりである。

製作：『武蔵野音楽大学楽器博物館目録』1～8巻

『武蔵野音楽大学楽器博物館研究報告』1～11巻

論文：『武蔵野音楽大学研究紀要』

第 40 号(平成 20(2008)年)「武蔵野音楽大学楽器陳列室の開設について-開設者福井直秋の教育観を中心に-」、第 43 号(平成 23(2011)年)「水野コレクションの古笙『節摺』の形態に関する一考察-武蔵野音楽大学所蔵の他の笙との比較を通して-」、第 47 号(平成 27(2015)年)「18～19 世紀のクラシック音楽の楽器における音量と寸法の変化に関する調査」、第 52 号(令和 2(2020)年)「楽器博物館における音楽教育の意義-アクティブラーニングの取組みを通して-」

口頭発表：「第 25 回 ICOM(国際博物館会議)京都大会」(令和元(2019)年)

“The significance of traditional Japanese music education at a musical instruments museum”

F. 広報活動

楽器ミュージアムの広報活動として、長年、多数のメディアの取材を受けてきた。近年の取材では、NHK-E テレビ『ららら♪クラシック』、テレビ朝日『題名のない音楽会』などが挙げられる。所蔵資料の紹介のほか、これらの活動を通じて音楽に関する疑問などをわかりやすく解説することで、音楽文化の普及にも貢献している。

楽器ミュージアム販売物としては、前述の石のチャイムの CD と目録のほか、写真集『カレイドスコープ』や、所蔵楽器をわかりやすく紹介した本『楽器万華鏡-世界の美しい音の器たち 武蔵野音楽大学楽器博物館編』、絵葉書などがある。

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

楽器ミュージアムの最大の特長は、資料の豊富さにある。我が国初の楽器博物館として設立し、その後、古今東西の楽器及び関連資料を積極的に収集した結果、我が国最大の所蔵資料を有する楽器博物館として発展した。これらの膨大な楽器コレクションは、博物館の真髄でもある「実物教育」として、主に教育現場、研究分野で活かされ、長年学内外の音楽文化の研究に寄与してきた。

この度、楽器ミュージアムとしてリニューアルするにあたり、従来の博物館活動をさら

に継続・発展させていくとともに、新たな活動を展開させ、より充実した博物館を築くことを目指していく。新たに取組む活動としては次のとおりである。なお、江古田キャンパス建替えに伴う休館により一時的に解除されていた博物館相当施設の再指定を受けるため、リニューアルオープンの1年後以降に、東京都教育委員会に指定申請をする予定である。

A. IPM（Integrated Pest Management 総合的有害生物管理）の導入

博物館における主要活動の一つである資料保存の観点から、IPMの導入を検討する。世界共通の音楽文化遺産である希少な楽器資料を、後世に永く安全に遺すため、また、環境問題への配慮が求められる昨今において、薬剤による燻蒸に頼らずに行うIPMの導入は、博物館界全般においても、重要な取組みとして、この十数年注目を集めている。日頃の点検活動を強化することで、資料保存に適する環境の維持を目指し、予防的措置を講じていく。

B. 年報の作成

博物館は単に資料を収集・公開するだけではなく、活動全般において、得られた情報を積極的に発信する役目も担っている。この観点に立ち、博物館における活動記録や情報を、新たに年報という形式で年度ごとにまとめ、内外に発信していく。

C. ウェブサイトの拡充

B. で述べた観点から、インターネットによる情報発信を更に充実させる。以前より本学公式ウェブサイトに関連ページを設け、館の情報などを発信してきたが、楽器ミュージアムの開館を契機に独自のウェブサイトを立ち上げ、積極的に情報発信を行う。また、ウェブサイトを利用し、来館者の予約制導入など、利用者にわかりやすく充実した情報の提供ができるよう、さまざまなコンテンツを充実させて、利便性を高める。

【基準Bの自己評価】

コンセプト1にあるように、楽器ミュージアムは、博物館に適した空調設備の導入により、所蔵資料を安全に維持保管する環境を整備している。また、コンセプト2にあるように、資料は多くの授業に活用され、学外の研究にも資料提供などの協力をしている。さらに、コンセプト3の一般への教育普及活動においては、練馬区や入間市の講座に代表されるように、楽器文化の一般への普及に貢献している。加えて、新たな施設設備では、徹底した地震対策、防犯対策を講じている。このように、明確なコンセプトに沿った適切な運営・管理体制のもと、さまざまな活動を行い、我が国を代表する楽器博物館としての使命を果たしている。

リニューアルオープン後は、資料の受入れから調査研究、教育普及活動に至るまで、従前の活動を更に発展させ、音楽文化振興に寄与していく。

以上のことから、基準Bを満たしている。

V. 特記事項

1. 生涯学習プログラムの実施

本学では、生涯学習プログラムとして、武蔵野音楽大学別科（以下「別科」という）の設置のほか、免許法認定講習、教員免許状更新講習、社会人のための夏期研修講座を開講して、幅広いニーズに応えている。

別科は、生涯学習や進学・留学準備等、多様な学びの需要に応えるために、幅広い年齢層を対象に、実技の個人レッスンと基礎的な関連科目である「音楽理論」「西洋音楽史」を教授し、その能力の向上を図ることを目的としている。出願資格は高等学校若しくは中等教育学校卒業以上、又は学校教育における12年以上の課程を修了した者、及び入学の前月までに卒業（修了）見込みの者とし、実技試験と面接試験で入学者を選抜する。修業年限は1年とし、再度受験し合格した場合には、更に修業を可能としている（通算4年間）。

免許法認定講習は、昭和50(1975)年度から、毎年、文部科学大臣の認定を受け、現職の教員を対象として開講している。中学校の「音楽」の2種免から1種免への上級免許状の資格取得、中学・高校の他教科教員の「音楽」の教員免許状の資格取得、音楽科教員の他校種への隣接免許状の資格取得ができる。音楽の教科に関する科目及び音楽の教職に関する科目の合計7科目（各科目2単位）を開講し、2科目4単位まで修得することができる。

教員免許状更新講習は、平成21(2009)年から毎年、文部科学大臣の認可を受け、開講している。この講習では、必修領域・選択必修領域・選択領域の合計30時間を同時受講することができ、かつ内容も多彩で充実しているため、毎回全国各地より約300人の受講者がある。なお、令和3(2021)年度は、必修科目2講座、選択必修科目6講座、選択科目6講座を、オンライン方式により開講する。

社会人のための夏期研修講座は、数十年にわたり毎年、音楽の教養を深め技術の向上を目指す社会人を対象に、音楽文化の向上・発展を目的として開講している。本学教員を講師として、ピアノ・声楽・合唱等の指導法やピアノ・声楽の個人レッスンのほか、時代に即した内容の講座を開講しており、例年約100人の受講者がある。なお、令和2(2020)・3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開講を見送った。

2. 公開講座の実施

本学では、文化芸術の振興に寄与するため、公開講座を実施している。広く社会へ向けて公開するとともに、本学学生は無料で聴講することができる。近年では、坂東玉三郎特別招聘教授等の本学教員のみならず、ケマル・ゲキチ、イリーナ・チュコフスカヤ、ジェニー・ザハリエヴァ、ミヒャエル・ラーデンプルガー等、世界で活躍する演奏家・音楽学者を招いて実施している。

3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

全国に各都道府県を単位とする(ただし北海道は東・北・中央・南の4支部に分割、東京都は本部があるため東京支部は置かない。)計49の支部と、海外に台湾・韓国・シンガポールの支部を持つ「武蔵野音楽大学同窓会」(以下「同窓会」という)は、「A-1-①」(88ページ)で記載したように、本学を支援する組織であるだけでなく、現地の卒業生が研究や演奏活動を継続する重要な場であり、同時に地域の文化発展にも広く寄与している。本学では国内外各地の同窓会支部と連携し、各地域の卒業生を支援するとともに、音楽文化発展の一翼を担うべく、演奏者・講師等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的及び使命を定めている。	1-1
第 85 条	○	音楽学部を置いている。また、学則第 5 条に本学の学部・学科・コース、学部の目的、課程について定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 10 条に本学の修業年限は 4 年とすると定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 36 条に転入学及び編入学について定めており、第 3 年次編入学・転入学試験を行っている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。 早期卒業の制度を導入していない。	3-1
第 90 条	○	学則第 24 条に入学の資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	学長、教授、准教授、講師、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置いている。 また、学則第 47 条に教育職員、第 48 条に事務職員等について定めている。学長の職務については学則第 47 条第 2 項、副学長の職務については「武蔵野音楽大学副学長選任規則」第 3 条に定めている。 助教・助手は置いていない。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 49 条～第 53 条に教授会、大学院学則第 29 条～第 33 条に研究科委員会について定め適正に運営している。	4-1
第 104 条	○	学則第 22 条、大学院学則第 15 条、第 16 条、「武蔵野音楽大学学位規程」に基づき学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。 履修証明制度を導入していない。	3-1
第 108 条	—	該当なし。 短期大学は昭和 61(1986)年 3 月廃止	2-1
第 109 条	○	学則第 4 条に自己点検・評価について定めている。 自己点検評価の実施にあたり「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」を定め自己点検・評価を行い、その結果を公表している。 大学機関別認証評価を平成 26(2014)年度に受審している。また、令和 3(2021)年度受審中である。	6-2
第 113 条	○	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた教育研究活動等の状況を HP において公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 48 条に事務職員等について、「武蔵野音楽学園事務組織規則」に組織、職制および事務分掌について定めている。	4-1 4-3

武蔵野音楽大学

第 122 条	—	該当なし。 学則に規定なし。(高等専門学校卒業者の編入)	2-1
第 132 条	—	該当なし。 学則に規定なし。(専修学校の専門課程の修了者の編入)	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>次のとおり記載している。</p> <p>大学学則</p> <p>一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項については第 10 条～第 13 条</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項については第 5 条</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項について、教育課程は第 14 条、第 15 条、別表 I、II、授業日時数については学則第 12 条に定めている</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項については第 20 条の 3、第 21 条</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項について、収容定員は第 6 条、職員組織については第 47 条、第 48 条</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項については第 21 条、第 23 条～第 38 条、第 41 条</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項については第 42 条～第 46 条</p> <p>八 賞罰に関する事項については第 39 条～第 41 条</p> <p>九 寄宿舎に関する事項については第 61 条</p> <p>大学院学則</p> <p>一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項については第 7・8 条</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項については第 3 条</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項について、教育課程は第 9 条、別表、授業日時数については第 8 条に定めている。</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項については第 10 条に定めている。</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項について収容定員は第 6 条、職員組織は大学学則の準用</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項については、第 4・5・6 章</p>	3-1 3-2

武蔵野音楽大学

		七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項については第34条、別表第Ⅱ 八 賞罰に関する事項については第25～28条 九 寄宿舍に関する事項については大学学則準用	
第24条	○	学籍簿を作成している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第40条第2項に懲戒の種類は訓告、停学及び退学と定義、第4項に懲戒の手続きは別に定めるとし、「武蔵野音楽大学学生の懲戒手続きに関する細則」に定め、学長が執行している。	4-1
第28条	○	大学に関連する表簿については、関連部署において備えている。	3-2
第143条	—	該当なし。 (代議員会の設置なし)	4-1
第146条	—	該当なし。 修業年限の通算について定めていない。	3-1
第147条	—	該当なし。 早期卒業の制度を導入していない。	3-1
第148条	—	該当なし。 特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部がない。	3-1
第149条	—	該当なし。 早期卒業の制度を導入していない。	3-1
第150条	○	学則第24条において入学の資格について定めている。	2-1
第151条	—	該当なし。 飛び入学の制度を導入していない。	2-1
第152条	—	該当なし。 飛び入学の制度を導入していない。	2-1
第153条	—	該当なし。 飛び入学の制度を導入していない。	2-1
第154条	—	該当なし。 飛び入学の制度を導入していない。	2-1
第161条	○	学則第36条に転入学及び編入学について定めている。	2-1
第162条	○	学則第58条に外国人留学生について定め、「外国人留学生入学試験要項」において1年次、3年次の募集を行っている	2-1
第163条	○	学則第11条において学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるとしている。 学期の区分は学則第12条により、前期後期の2期に分けているが、入学の時期は学則第23条により学年の始めとしている。	3-2
第163条の2	—	該当なし。 学修証明書の交付について定めていない。	3-1
第164条	—	該当なし。	3-1

武蔵野音楽大学

		特別の課程（履修証明制度）を編成していない。	
第 165 条の 2	○	学部及び研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 4 条、「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則」「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」に定め、運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	HP にて公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 21 条に基づき、卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	該当なし。	2-1
第 186 条	—	該当なし。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	寄附行為第 3 条において法人として関係法令に基づいて運営することを表明している。また、自己点検・評価をはじめとする内部質保証活動により大学運営及び教育研究全般の質の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条、第 5 条に人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に基づき適切に行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	学則第 47 条、第 48 条に教育職員、事務職員等について定め、「武蔵野音楽学園事務組織規則」「武蔵野音楽大学教員組織基準」等に基づき職務を行っている。 また、本学は建学の精神「〈和〉のこころ」に基づき創立以来全員が協力・連携する精神が培われ、教育研究の充実・向上に努めている。	2-2
第 3 条	○	学則第 1 条の「目的及び使命」を達成するために、学則第 5 条第 1 項により音楽学部を置いている。教員組織については「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき組織している。また、大学設置基準に基づく教員数、敷地面積等の基準を上回る規模を有している。	1-2
第 4 条	○	学則第 1 条の「目的及び使命」を達成するために、学則第 5 条第 1 項により音楽学部に演奏学科、音楽総合学科を置いている。教員	1-2

武蔵野音楽大学

		組織については「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき組織している。また、大学設置基準に基づく教員数、敷地面積等の基準を上回る規模を有している。	
第5条	○	学則第5条第3項、第15条、第18条に基づき、教員免許課程、学芸員課程を設けている。	1-2
第6条	—	該当なし。 学部以外の基本組織を有していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第1条の目的及び使命を達成するために、大学設置基準、「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき教員を配置している。 音楽という分野の特性上、専任教員の年齢には偏りがあるが、兼任教員と合わせると概ねバランスの取れた年齢分布となっている。 第6項については、江古田キャンパスと入間キャンパスは同一のキャンパスとして認可を受けているため該当しない。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務家教員を適切に配置し、シラバスに明示している。	3-2
第11条	○	現在は理事長（教授）が該当する。	3-2 4-2
第12条	○	就業規則第3条に教育職員（専任者）を定義し、大学の教育職員の授業時間、勤務時間について「大学教育職員の勤務時間規則」を定めている。	3-2 4-2
第13条	○	大学設置基準別表第一、第二に基づき、基準を上回る専任教員を配置している。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は「武蔵野音楽大学学長選任規則」に基づき選任されている。	4-1
第14条	○	「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」第1条に教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」第2条に准教授の資格について定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」第3条に講師の資格について定めている。	3-2 4-2
第16条の2	—	該当なし。 助教を置いていない。	3-2 4-2
第17条	—	該当なし。 助手を置いていない。	3-2 4-2
第18条	○	学則第6条に学生定員について定め、学生の確保に努めている。 また、収容定員に対し大学設置基準上十分な教員組織、校地、校舎等の施設、設備等を有している。	2-1
第19条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき、教育方針である「音楽芸術の研	3-2

武蔵野音楽大学

		鑽」と「人間形成」を具現化するための教育課程を編成している。授業科目については、学則第 14 条、別表 I に定めている。また、ナンバリング、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーにより体系的に教育課程が編成されていることを可視化している。	
第 19 条の 2	—	該当なし。 連携開設科目を開設していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 14・16 条に定めている。各年次に履修できる授業科目については学則第 14 条別表 I に示している。	3-2
第 21 条	○	学則第 20 条に単位の計算方法について定めている。 授業時間外に必要な学修についてはシラバスに示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 12 条に基づき当該年度の学事歴にて示している。	3-2
第 23 条	○	期間は学則第 12 条に基づき学事歴において定めている。 各授業科目の回数はシラバスに示している。	3-2
第 24 条	○	レッスンについては 1 対 1、合奏はオーディション、一部科目は習熟度によるクラス分けが行われている。そのほかは授業時間割表に収容人数を示しており、それを超える場合は抽選を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 20 条の 2 に授業の形態について定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスに、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を記載し学生に対して明示している。 学修の成果に係る評価及び卒業の認定については学則の第 4 章、学生便覧にて、基準をあらかじめ明示し適切に運用している。	3-1
第 25 条の 3	○	「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」に建学の精神および教育方針に基づき、教育研究に携わる教員の授業、研究指導の内容および方法の改善を図るため、本学が組織的に行う研修・研究の実施に関する事項について定め、運用している。 また、「武蔵野音楽大学部会規則」を定め、教育に関する必要な事項を審議し、円滑な管理運営を図るため、14 の部会を置いている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。 昼夜開講制を導入していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 20 条の 3 に単位の授与及び履修の評価について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限は 1 年次は年間 41 単位、2 年次以降は年間 40 単位としている。 また、各年次において、GPA 値が 3.4 以上の者は、翌年度の履修単位の上限を 44 単位まで緩和している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。 連携開設科目を開設していない。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1

武蔵野音楽大学

		学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修する仕組みがない。	
第 29 条	—	該当なし。 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなす仕組みがない。	3-1
第 30 条	○	学則第 20 条の 4 に他大学における既修得単位の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。 長期履修制度を導入していない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 54 条、「武蔵野音楽大学科目等履修生取扱規程」に定め運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 16 条に卒業に必要な単位について定めている。 第 2～5 項は該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。 医学・歯学学科なし。	3-1
第 34 条	○	基準項目 2-5 で記載したとおり、音楽大学としてふさわしい教育環境を備えている。また学生が休息・交流等に利用できる場所もキャンパスの各所にある。	2-5
第 35 条	○	運動場（グラウンド）は入間キャンパスに設けている。また入間キャンパスには体育館、テニスコートも運動施設として設けている。 なお江古田キャンパスと入間キャンパスは同一のキャンパスとして認可を受けている。	2-5
第 36 条	○	第 1～5 項に定める施設については、なるべく備えたとされている 語学の学習のための施設以外は有している。	2-5
第 37 条	○	大学設置基準を上回る校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準を上回る校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館については、資料・人員等適切に備えている。 また、学則第 59 条、「武蔵野音楽大学図書館規則」「武蔵野音楽大学図書館利用細則」「武蔵野音楽大学図書館資料管理規程」「武蔵野音楽大学図書館事務分掌規則」に基づき、適切に運用している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。 該当の学部・学科を有していない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。 薬学部は有していない。	2-5
第 40 条	○	楽器、教室の設備等、本学の教育目的を達成するための設備を十分に備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。 江古田キャンパスと入間キャンパスは同一のキャンパスとして認	2-5

武蔵野音楽大学

		可を受けている。なお現在入間キャンパスでは「スポーツ」のみ実施している	
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的の達成および教育水準の維持のため、毎年度必要な予算編成をしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、音楽大学として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。また、武蔵野の名称は武蔵野音楽学校の創立時全学生により募集して決定されたものである。	1-1
第 41 条	○	「武蔵野音楽学園事務組織規則」を定め運用している。	4-1 4-3
第 42 条	○	「武蔵野音楽学園事務組織規則」第 12 条に基づき学務部学生・就職課が厚生補導に関する事務をつかさどるほか、「武蔵野音楽大学厚生補導委員会規則」に基づき委員会を開催している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	基準項目 2-3 に記載したとおり、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じ培うことができるよう大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」を定め運用している。 また、基準項目 4-3 に記載したとおり、積極的に職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。 (学部等連携課程実施基本組織)	3-2
第 43 条	—	該当なし。 (共同教育課程の編成)	3-2
第 44 条	—	該当なし。 (共同教育課程に係る単位の認定)	3-1
第 45 条	—	該当なし。 (共同学科に係る卒業の要件)	3-1
第 46 条	—	該当なし。 (共同学科に係る専任教員数)	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。 (共同学科に係る校地の面積)	2-5
第 48 条	—	該当なし。 (共同学科に係る校舎の面積)	2-5
第 49 条	—	該当なし。 (共同学科に係る施設及び設備)	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。 (工学に関する学部の教育課程の編成)	3-2

武蔵野音楽大学

第 49 条の 3	—	該当なし。 (工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。 (課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数)	4-2
第 57 条	—	該当なし。 外国に学部、学科その他の組織を設けていない	1-2
第 58 条	—	該当なし。 大学院大学を設けていない。	2-5
第 60 条	—	該当なし。 (段階的整備)	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 22 条に基づき卒業生に学士 (音楽) の学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	「武蔵野音楽大学学位規程」第 2 条に学士 (音楽) と定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。 共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	「武蔵野音楽大学学位規程」を定め、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を定め、運営基盤の強化、透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法第 26 条の 2 に基づき、理事、監事、評議員、職員、その他の政令で定める学校法人の関係者に対し寄附行為、各種規程に基づかない特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 32 条第 2 項に寄附行為の備付け、閲覧について定め、適切に運用している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員の数について、第 6 条に理事長について定め、理事長、理事、監事を適切に配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	令和元年 10 月 16 日理事会・評議員会において私立学校法の改正について解説を行い、施行後、民法第 644 条による善管注意義務を負うことを周知した。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に理事会について、第 16 条に理事会の招集、成立の定数及び議決方法等について定め、適切に運営している。 また、利益相反取引に関する承認の議決については、寄附行為第 17	5-2

武蔵野音楽大学

		条の 2 において議事録に、理事それぞれの意思を記載しなければならないと規定している。	
第 37 条	○	寄附行為第 7 条に理事長の職務について、第 14 条に理事長の職務の代理又は代行について定めている。 監事の職務については寄附行為第 10 条、「武蔵野音楽学園監事監査規程」に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 8 条に理事の選任について、第 9 条に監事の選任について定めている。 第五項については役員名簿で表記 第八項については寄附行為第 12 条役員の解任及び退任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 9 条に監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者と明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条に役員の任期及び補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に評議員会について、第 22 条に評議員会の招集、成立の定数及び議決方法等について定め、理事の定数の二倍を超える人数を配置している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条に諮問事項及び評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条第 2 項に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 19 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	令和元年 10 月 16 日理事会・評議員会において私立学校法の改正による役員の学校法人に対する損害賠償責任について解説し周知を行った。 寄附行為第 42 条において責任の免除、第 43 条において責任限定契約について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	令和元年 10 月 16 日理事会・評議員会において私立学校法の改正による役員の第三者に対する損害賠償責任について解説し周知を行った。 寄附行為第 42 条において責任の免除、第 43 条において責任限定契約について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	令和元年 10 月 16 日理事会・評議員会において私立学校法の改正による役員の連帯責任について解説し周知を行った。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	令和 2 年 5 月 29 日の理事会にて「役員賠償責任保険加入の件」について決議し私大協役員賠償責任保険制度に加入している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 40 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 29 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定め運用している。	1-2 5-4 6-3

武蔵野音楽大学

第 46 条	○	寄附行為第 31 条に決算について定め、運用している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 32 条に財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 34 条に役員の報酬について定め、別に定めた「役員の報酬等の支給基準」に従って支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 36 条及び「武蔵野音楽学園経理規則」第 4 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 33 条に情報の公開について定め、インターネットの利用により公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的、第 4 条に各課程の目的を定めている。 2・3 項については専門職大学院ではないため該当なし。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に音楽研究科を置くと定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 18 条に修士課程の入学資格について、第 19 条に博士後期課程の入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 18 条に修士課程の入学資格について、第 19 条に博士後期課程の入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 18 条に修士課程の入学資格について、第 19 条に博士後期課程の入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし。 飛び入学関連	2-1
第 158 条	—	該当なし。 飛び入学関連	2-1
第 159 条	—	該当なし。 飛び入学関連	2-1
第 160 条	—	該当なし。 飛び入学関連	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	寄附行為第 3 条において法人として関係法令に基づいて運営する	6-2

武蔵野音楽大学

		ことを表明している。また、自己点検・評価をはじめとする内部質保証活動により大学運営及び教育研究全般の質の向上に努めている。	6-3
第1条の2	○	大学院学則第4条に「各課程の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的」を定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	大学院学則第20条入学の許可及び入学の時期、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」第7章入学「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に定めている。	2-1
第1条の4	○	大学学則第47条、第48条に教育職員、事務職員等について定め、(大学院学則第35条による準用)「武蔵野音楽学園事務組織規則」「武蔵野音楽大学教員組織基準」等に基づき職務を行っている。また、本学は建学の精神「(和)のこころ」に基づき創立以来全員が協力・連携する精神が培われ、教育研究の充実・向上に努めている。	2-2
第2条	○	大学院学則第3条に課程について定めている。	1-2
第2条の2	—	該当なし。 夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程なし。	1-2
第3条	○	大学院学則第4条に課程の目的について、第7条に標準修業年限について定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第4条に課程の目的について、第7条に標準修業年限について定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則第1条の目的に基づき、第3条に研究科及び課程について定めている。専攻の種類及び数については、大学院学則第6条に専攻及び入学定員等について定めている。教員については「武蔵野音楽大学教員組織基準」に定めている。 音楽研究科は大学院の基本組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	大学院学則第6条に専攻について定めている。	1-2
第7条	○	演奏学科、音楽総合学科を基礎とし適切に連携を行っている。	1-2
第7条の2	—	該当なし。 共同教育課程なし。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。 研究科以外の基本組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	「武蔵野音楽大学教員組織基準」第3条に基づき別表第2 修士課程及び博士後期課程の教員組織基準について定め、教員の選考については第5条に基づき行い、適切に教員を配置している。	3-2 4-2

武蔵野音楽大学

		第 6 項については、江古田キャンパスと入間キャンパスは同一のキャンパスとして認可を受けているため該当しない。	
第 9 条	○	「武蔵野音楽大学教員組織基準」第 3 条に基づき 別表第 2 修士課程及び博士後期課程の教員組織基準について定め、教員の選考については第 5 条に基づき行い、適切に教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 6 条入学定員等について定めている。 第 2 項については、外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため該当なし。	2-1
第 11 条	○	大学院音楽研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に教育課程を編成している。 授業科目については、大学院学則第 9 条及び別表第 I に、研究指導については「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」に定めている。	3-2
第 12 条	○	「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」第 2 条に教育方法について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」第 4 条に履修授業科目等について定めている。 第 2 項については該当なし。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし。	3-2
第 14 条の 2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画についてはシラバスにて明示している。 学修の成果及び学位論文に係る評価並び修了の認定については、大学院学則第 3～5 章、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」、学位論文評価基準に明示し、適切に運用している。	3-1
第 14 条の 3	○	「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」に教育理念および教育目標に基づき、教育研究に携わる教員の授業、研究指導の内容および方法の改善を図るため、本学が組織的に行う研修・研究の実施に関する事項について定め、運用している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 3 章、4 章に定めている。 大学院学則に定めのない事項に関しては大学院学則第 35 条により大学学則を準用している。 長期履修制度、大学院の科目等履修生は制度なし。(大学院生が教職の関係で学部の科目等履修生となっている場合はある)	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 12 条に修士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 13 条に博士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	S 棟 5 階に博士課程学生研究室を設けている。その他は、学部の施設及び設備と共有している。	2-5
第 20 条	○	基準項目 2-5 に記載したとおり、楽器、教室の設備等を十分に備えている。	2-5

武蔵野音楽大学

第 21 条	○	図書館、楽器ミュージアムにおいて教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	学部の施設及び設備と共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。 江古田キャンパスと入間キャンパスは同一のキャンパスとして認可を受けている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的の達成および教育水準の維持のため、毎年度必要な予算編成をしている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、音楽大学として教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし。 独立大学院なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし 独立大学院なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。 通信課程なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。 通信課程なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。 通信課程なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。 通信課程なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。 通信課程なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。 通信課程なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。 (研究科等連携課程実施基本組織)	3-2
第 31 条	—	該当なし。 (共同過程の編成)	3-2
第 32 条	—	該当なし。 (共同過程に係る単位の認定等)	3-1
第 33 条	—	該当なし。 (共同過程に係る修了要件)	3-1
第 34 条	—	該当なし。 (共同過程を編成する専攻に係る施設及び設備)	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。 (工学を専攻する研究科の教育課程の編成)	3-2

武蔵野音楽大学

第 34 条の 3	—	該当なし。 (工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)	4-2
第 42 条	○	「武蔵野音楽学園事務組織規則」第 9 条に定めたとおり、適 当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	大学院学則第 4 条第 2 項に基づき、器楽及び声楽の研究領域では リサイタル形式の公開試験、作曲の研究領域では公開の作品演奏 試験を行うなど、それぞれの研究領域の高度な知識と専門性を活 かして、演奏、創作、研究、教育など、さまざまな分野で自立した 活動を行うに必要な能力を培うためのカリキュラムを組んでいる。	2-3
第 42 条の 3	○	入学試験要項・ウェブサイトにて周知している。	2-4
第 43 条	○	「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」を定め運用している。 また、基準項目 4-3 に記載したとおり、積極的に職員に必要な知 識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるた めの研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	—	該当なし。 外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。	1-2
第 46 条	○	該当なし。 (段階的整備)	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2

武蔵野音楽大学

第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

武蔵野音楽大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第15条、学位規則第3条に定めている。	3-1
第4条	○	大学院学則第15条、学位規則第3条に定めている。 課程修了によらない博士の学位審査手続きについては「武蔵野音楽大学大学院研究科規則」第6章に定めている。	3-1
第5条	○	音楽研究科博士後期課程の学位論文評価基準に基づき、本審査は提出された論文を学外有識者を含む5人程度の審査委員で行っている。	3-1
第12条	○	「武蔵野音楽大学学位規程」第11条に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	武蔵野音楽学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	キャンパスガイド 2022		
【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	武蔵野音楽大学学則（令和 3 年度） 武蔵野音楽大学大学院学則（令和 3 年度）		
【資料 F-4-1】 【資料 F-4-2】 【資料 F-4-3】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	〈入学者選抜要項一式〉		
	音楽学部総合型選抜 入学者選抜要項		
	音楽学部学校推薦型選抜（指定校） 入学者選抜要項		
	学校推薦型選抜(武蔵野音楽大学附属高等学校) 入学者選抜要項		

武蔵野音楽大学

【資料 F-4-4】	音楽学部第 1 年次一般選抜 A・B・C 日程 入学者選抜要項	
【資料 F-4-5】	外国人留学生入学試験要項 音楽学部	
【資料 F-4-6】	音楽学部第 3 年次編入学試験（指定校）入学試験要項	
【資料 F-4-7】	音楽学部第 3 年次編入学・転入学試験（一般）入学試験要項	
【資料 F-4-8】	音楽学部第 2 年次転入学試験（指定校）入学試験要項	
【資料 F-4-9】	音楽学部第 3 年次転入学試験（指定校）入学試験要項	
【資料 F-4-10】	音楽学部第 4 年次転入学試験（指定校）入学試験要項	
【資料 F-4-11】	大学院音楽研究科修士課程／博士後期課程 入学試験要項	
【資料 F-4-12】	外国人留学生入学試験要項 大学院音楽研究科（修士課程）	
【資料 F-4-13】	別科 入学案内 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2021	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3 年度武蔵野音楽学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2 年度武蔵野音楽学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	武蔵野音楽学園規則集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	武蔵野音楽学園理事・監事・評議員名簿、理事会・評議員会開催状況（令和 2 年度、令和 3 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（監事監査報告書含む）平成 28 年度～令和 2 年度	
【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】 【資料 F-12-3】 【資料 F-12-4】 【資料 F-12-5】 【資料 F-12-6】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	時間割表（学部）	
	時間割表（研究科）	
	学部生履修登録の方法（動画）	
	令和 3 年度履修ガイド（修士課程）	
	令和 3 年度履修ガイド（博士後期課程）	
	学部・研究科シラバス（ウェブサイト）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧（学部、研究科）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

武蔵野音楽大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	武蔵野音楽学園寄附行為 第 3 条	F-1 と同じ
【資料 1-1-2】	武蔵野音楽大学学則 第 1 条、第 5 条第 2 項 (1 ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 1-1-3】	武蔵野音楽大学大学院学則 第 1 条、第 4 条 (1 ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 1-1-4】	ウェブサイト 教育研究目的	
【資料 1-1-5】	シラバス 教育研究目的 (学部)	F-12-6 と同じ
【資料 1-1-6】	シラバス 教育研究目的 (研究科)	F-12-6 と同じ
【資料 1-1-7】	学生便覧 教育研究目的 (5 ページ)	F-5 と同じ
【資料 1-1-8】	ウェブサイト 建学の精神、教育方針、3P 主義	
【資料 1-1-9】	キャンパスガイド 建学の精神、教育方針、3P 主義 (3 ページ)	F-2 と同じ
【資料 1-1-10】	学生便覧 建学の精神、教育方針、3P 主義 (1 ページ)	F-5 と同じ
【資料 1-1-11】	理事会議事録抜粋 平成 27 年 10 月 21 日	
【資料 1-1-12】	理事会議事録抜粋 平成 28 年 10 月 24 日	
【資料 1-1-13】	理事会議事録抜粋 令和 3 年 3 月 16 日	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学運営委員会議事録 令和 3 年 3 月 9 日	
【資料 1-2-2】	教授会議事録 令和 3 年 3 月 9 日	
【資料 1-2-3】	研究科委員会議事録 令和 3 年 3 月 9 日	
【資料 1-2-4】	法人運営協議委員会議事録 令和 3 年 3 月 11 日	
【資料 1-2-5】	理事会議事録抜粋 令和 3 年 3 月 16 日	
【資料 1-2-6】	武蔵野音楽大学学則 第 1 条、第 5 条第 2 項 (1 ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 1-2-7】	武蔵野音楽大学大学院学則 第 1 条、第 4 条 (1 ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 1-2-8】	ウェブサイト 使命・目的	
【資料 1-2-9】	ウェブサイト 教育研究目的	
【資料 1-2-10】	シラバス 教育研究目的 (学部)	F-12-6 と同じ
【資料 1-2-11】	シラバス 教育研究目的 (研究科)	F-12-6 と同じ
【資料 1-2-12】	学生便覧 教育研究目的 (5 ページ)	F-5 と同じ
【資料 1-2-13】	令和 3 年度入学式 学長式辞 (要約)	
【資料 1-2-14】	シラバス 「キャリアデザイン (導入編)」	F-12-6 と同じ
【資料 1-2-15】	ウェブサイト 学長メッセージ (令和 2 年 4 月 8 日)	
【資料 1-2-16】	後援会会員のみなさまへ	
【資料 1-2-17】	同窓会会報「和」	
【資料 1-2-18】	入学者選抜要項 巻頭 (学部 一般選抜)	F-4-4 と同じ
【資料 1-2-19】	入学者選抜要項 巻頭 (研究科 修士課程・博士後期課程)	F-4-11 と同じ
【資料 1-2-20】	学生募集イベントにおける説明用スライド	
【資料 1-2-21】	武蔵野音楽学園中期計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)	
【資料 1-2-22】	三つのポリシー (学部)	F-13 と同じ
【資料 1-2-23】	三つのポリシー (研究科)	F-13 と同じ
【資料 1-2-24】	武蔵野音楽大学図書館規則 第 2 条	F-9 と同じ
【資料 1-2-25】	武蔵野音楽大学楽器ミュージアム規則 第 2 条	F-9 と同じ

武蔵野音楽大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	各入学者選抜要項 巻頭 アドミッション・ポリシー	F-4-4、F-4-11 と同じ
【資料 2-1-2】	キャンパスガイド 2022 アドミッション・ポリシー (18 ページ)	F-2 と同じ
【資料 2-1-3】	ウェブサイト アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-4】	イベントスケジュール 2021	
【資料 2-1-5】	学生募集イベントにおける説明用スライド抜粋	
【資料 2-1-6】	大学院進学説明会における説明用スライド抜粋	
【資料 2-1-7】	武蔵野音楽大学入学者選抜規程	F-9 と同じ
【資料 2-1-8】	入学者選抜委員会議事録 令和 2 年 10 月 30 日、11 月 16 日	
【資料 2-1-9】	大学運営委員会議事録 令和 2 年 10 月 30 日、11 月 16 日	
【資料 2-1-10】	教授会議事録 令和 2 年 10 月 30 日	
【資料 2-1-11】	研究科委員会議事録 令和 2 年 11 月 16 日	
【資料 2-1-12】	学科関係試験問題の提出について	
【資料 2-1-13】	武蔵野音楽大学入学者選抜科目及び選考基準表	
【資料 2-1-14】	入学者選抜委員会議事録 令和 3 年 2 月 15 日	
【資料 2-1-15】	大学運営委員会議事録 令和 3 年 2 月 15 日	
【資料 2-1-16】	教授会議事録 令和 3 年 2 月 16 日	
【資料 2-1-17】	大学運営委員会議事録 令和 3 年 3 月 9 日	
【資料 2-1-18】	教授会議事録 令和 3 年 3 月 9 日	
【資料 2-1-19】	法人運営協議委員会議事録 令和 3 年 3 月 11 日	
【資料 2-1-20】	理事会議事録抜粋 令和 3 年 3 月 16 日	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	全事務職員・専任教員研修会 学長講話 (要約)	
【資料 2-2-2】	全教員・主任以上職員研修会 学長講話 (要約)	
【資料 2-2-3】	学校推薦型選抜 (指定校) 合格者のみなさんへ	
【資料 2-2-4】	学校推薦型選抜 (武蔵野音楽大学附属高校) 合格者のみなさんへ	
【資料 2-2-5】	総合型選抜「ヴィルトゥオーゾコース」合格者のみなさんへ	
【資料 2-2-6】	オリエンテーション、ガイダンスの案内	
【資料 2-2-7】	武蔵野音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程	F-9 と同じ
【資料 2-2-8】	令和 3 年度 TA 対象授業科目及び TA 候補者	
【資料 2-2-9】	令和 3 年度 TA 年間計画	
【資料 2-2-10】	武蔵野音楽大学チューデント・アシスタント実施についての内規	F-9 と同じ
【資料 2-2-11】	武蔵野音楽大学オフィスアワー実施規程	F-9 と同じ
【資料 2-2-12】	オフィスアワー実施についての掲示	
【資料 2-2-13】	練馬区立小・中学校と武蔵野音楽大学学生との連携について	
【資料 2-2-14】	学生便覧 オープンメジャーシステムの履修アドバイザー (99 ページ)	F-5 と同じ
【資料 2-2-15】	シラバス「日本語 I」「日本語 II」「日本語会話」「日本事情」	F-12-6 と同じ
【資料 2-2-16】	武蔵野音楽大学障害学生支援に関する基本方針	F-9 と同じ
【資料 2-2-17】	入学者選抜要項 (一般選抜 8 ページ)	F-4-4 と同じ
【資料 2-2-18】	出席不足者等調査 (令和元年度)	

武蔵野音楽大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス「キャリアデザイン（導入編）」 シラバス「キャリアデザイン（展開編）」	F-12-6 と同じ
【資料 2-3-2】	シラバス「アートマネジメント実習Ⅲ」	F-12-6 と同じ
【資料 2-3-3】	「アートマネジメント実習Ⅲ」実施に関する覚書	
【資料 2-3-4】	シラバス「初年次教育」	F-12-6 と同じ
【資料 2-3-5】	令和 3 年度 学部新 3 年次ガイダンス等の日程 令和 3 年度 学部新 4 年次ガイダンス等の日程	
【資料 2-3-6】	進路確認面談に関する掲示	
【資料 2-3-7】	学生便覧 学生サポート（キャリアサポート）（98 ページ）	F-5 と同じ
【資料 2-3-8】	就職活動ガイド「CAREER」	
【資料 2-3-9】	障害のある学生への就職支援	
【資料 2-3-10】	教員・音楽教室講師を目指す人のための特別講座に関する通知	
【資料 2-3-11】	教員採用試験対策模擬試験実施のお知らせ	
【資料 2-3-12】	教員採用二次試験対策に関する周知	
【資料 2-3-13】	就職支援セミナー開講のお知らせ	
【資料 2-3-14】	業種別ガイダンスについての掲示	
【資料 2-3-15】	学内募集説明会についての掲示	
【資料 2-3-16】	留学に関する説明会についての掲示	
【資料 2-3-17】	大学院進学説明会についての告示	
【資料 2-3-18】	ウェブサイト 卒業生へのキャリア支援	
【資料 2-3-19】	武蔵野音楽大学研修員委嘱についての内規	F-9 と同じ
【資料 2-3-20】	2021年度武蔵野音楽大学研修員募集要項	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	武蔵野音楽学園事務組織規則 第 12 条	F-9 と同じ
【資料 2-4-2】	武蔵野音楽大学厚生補導委員会規則	F-9 と同じ
【資料 2-4-3】	武蔵野音楽大学福井直秋記念奨学金規程	F-9 と同じ
【資料 2-4-4】	武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考規程	F-9 と同じ
【資料 2-4-5】	武蔵野音楽大学課外活動委員会規則	F-9 と同じ
【資料 2-4-6】	武蔵野音楽大学課外活動助成金支給規程	F-9 と同じ
【資料 2-4-7】	武蔵野音楽学園衛生委員会等規則	F-9 と同じ
【資料 2-4-8】	武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程	F-9 と同じ
【資料 2-4-9】	ハラスメント学生相談窓口についての掲示	
【資料 2-4-10】	学生便覧 ハラスメント（100 ページ）	F-5 と同じ
【資料 2-4-11】	2021 学生定期健康診断の実施についての掲示	
【資料 2-4-12】	学生相談室、カウンセラーの配置についての掲示	
【資料 2-4-13】	学生便覧 保健室（97 ページ）	F-5 と同じ
【資料 2-4-14】	自然災害罹災時の学費減免内規	F-9 と同じ
【資料 2-4-15】	私費外国人留学生授業料減免規程	F-9 と同じ
【資料 2-4-16】	休学等の者の授業料及び施設費の納付に関する細則	F-9 と同じ
【資料 2-4-17】	緊急支援給付金に関する学長メッセージ（令和 2 年 5 月 5 日）	
【資料 2-4-18】	緊急支援給付金の追加支給に関する案内	
【資料 2-4-19】	ウェブサイト 高等教育の修学支援新制度	
【資料 2-4-20】	武蔵野音楽大学学則 第 61 条（8 ページ）	F-3-1 と同じ
【資料 2-4-21】	武蔵野音楽大学学寮規則	F-9 と同じ
【資料 2-4-22】	武蔵野音楽大学寮生心得	
【資料 2-4-23】	外国人留学生・編・転入生研修会	

武蔵野音楽大学

2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生便覧 キャンパス内配置図 (114~120 ページ)	F-5 と同じ
【資料 2-5-2】	図書館パンフレット	
【資料 2-5-3】	武蔵野音楽大学十進分類法 (MDC) の分類表	
【資料 2-5-4】	スキルアップ講座の案内	
【資料 2-5-5】	データベース実習講座の案内	
【資料 2-5-6】	テーマ企画・展示一覧	
【資料 2-5-7】	図書館ガイダンス、情報リテラシー教育、文献利用指導一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート (平成 30 年度: クラス授業、令和元年度: 個人レッスン)	
【資料 2-6-2】	学生満足度調査 (令和 2 年度実施分)	
【資料 2-6-3】	願 (用紙)	
【資料 2-6-4】	図書館に対する提案・意見記入用紙	
【資料 2-6-5】	購入希望申込書 (楽譜・音楽書・一般書・AV 資料)	
【資料 2-6-6】	外国人留学生・編・転入生研修会報告	
【資料 2-6-7】	大学配付のメールアドレスについて学生へのお知らせ	
【資料 2-6-8】	学生の意見・要望への対応一覧	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	シラバス ディプロマ・ポリシー	F-12-6 と同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧 ディプロマ・ポリシー (6 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-3】	履修ガイド ディプロマ・ポリシー	F-12-4、F-12-5 と同じ
【資料 3-1-4】	ウェブサイト ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-5】	シラバス 成績評価基準 (学部)	F-12-6 と同じ
【資料 3-1-6】	武蔵野音楽大学学則第 20 条の 3、第 21 条 (4 ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 3-1-7】	武蔵野音楽大学学則第 17 条(3 ページ)、別表IV(22 ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 3-1-8】	学生便覧 進級基準 (48~49 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-9】	学生便覧 卒業認定基準 (48、50 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-10】	ウェブサイト 公開情報 (教育研究情報: 成績評価基準 学部)	
【資料 3-1-11】	武蔵野音楽大学大学院学則第 10 条 (2 ページ) 武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則第 3 条	F-3-2 と同じ F-9 と同じ
【資料 3-1-12】	シラバス 成績評価基準 (修士課程)	F-12-6 と同じ
【資料 3-1-13】	ウェブサイト 公開情報 (教育研究情報: 学位論文評価基準 修士課程)	
【資料 3-1-14】	武蔵野音楽大学大学院学則第 12 条、第 13 条 (3 ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 3-1-15】	武蔵野音楽大学学位規程	F-9 と同じ
【資料 3-1-16】	ウェブサイト 公開情報 (教育研究情報: 成績評価基準 博士後期課程)	
【資料 3-1-17】	ウェブサイト 公開情報 (教育研究情報: 学位論文評価基準 博士後期課程)	
【資料 3-1-18】	学生便覧 試験の種類 (56 ページ) 学生便覧 追試験・再試験 (59 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-19】	学生便覧 出欠席 (52 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-20】	学生便覧 履修単位の上限 (46 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-1-21】	大学運営委員会議事録 令和 3 年 5 月 18 日	
【資料 3-1-22】	教授会議事録 令和 3 年 5 月 19 日	
【資料 3-1-23】	令和 2 年度 修学状況について (通知)	

武蔵野音楽大学

3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	シラバス カリキュラム・ポリシー	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-2】	学生便覧 カリキュラム・ポリシー (6 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-2-3】	履修ガイド カリキュラム・ポリシー	F-12-4、F-12-5 と同じ
【資料 3-2-4】	ウェブサイト カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-5】	学生便覧 教育課程 (7~44 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-2-6】	学生便覧 履修単位の上限 (46 ページ)	F-5 と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス 科目ナンバリング	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス カリキュラムツリー	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-9】	シラバス カリキュラムマップ	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-10】	シラバス	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-11】	武蔵野音楽大学学則 第 15 条 (2 ページ)、第 18 条 (3 ページ)、別表Ⅱ・Ⅲ (21 ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 3-2-12】	小学校教諭 2 種免許状取得のための教育業務提携実施要綱	
【資料 3-2-13】	武蔵野音楽大学大学院学則 別表 I (修士課程) (9~13 ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 3-2-14】	武蔵野音楽大学大学院学則 別表 I (博士後期課程) (14 ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 3-2-15】	武蔵野音楽大学部会規則	F-9 と同じ
【資料 3-2-16】	2021 年度 履修者募集について	
【資料 3-2-17】	第 1 年次ソルフェージュ・英語クラス分けテストの実施についてのお知らせ	
【資料 3-2-18】	教科書「English for Music Students」	
【資料 3-2-19】	語彙集「Essential Vocabulary for Music Students」	
【資料 3-2-20】	教本「リズム レクチャー」	
【資料 3-2-21】	シラバス ジャンル横断歴史年表	F-12-6 と同じ
【資料 3-2-22】	授業改善向上計画書 様式	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	シラバス 学位授与の方針との関連	F-12-6 と同じ
【資料 3-3-2】	授業評価アンケート (個人レッスン) アンケート用紙	
【資料 3-3-3】	令和元年度 学生による授業評価アンケート「レッスン」集計結果報告	
【資料 3-3-4】	マイステップ登録画面	
【資料 3-3-5】	令和 3 年度 学生による授業評価アンケート (クラス授業) 質問項目	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	武蔵野音楽大学部会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-2】	武蔵野音楽大学学務委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-3】	武蔵野音楽大学教員免許課程委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-4】	武蔵野音楽大学演奏委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-5】	武蔵野音楽大学オペラ委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-6】	武蔵野音楽大学厚生補導委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-7】	武蔵野音楽大学課外活動委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-8】	武蔵野音楽大学入学者選抜規程	F-9 と同じ
【資料 4-1-9】	武蔵野音楽大学福井直秋記念奨学金規程	F-9 と同じ
【資料 4-1-10】	武蔵野音楽大学FD実施規程	F-9 と同じ
【資料 4-1-11】	武蔵野音楽大学SD実施規程	F-9 と同じ

武蔵野音楽大学

【資料 4-1-12】	武蔵野音楽大学奨学金返還免除候補者選考規程	F-9 と同じ
【資料 4-1-13】	武蔵野音楽大学図書館規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-14】	武蔵野音楽大学楽器ミュージアム規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-15】	武蔵野音楽大学研究紀要規程	F-9 と同じ
【資料 4-1-16】	武蔵野音楽大学運営委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-1-17】	武蔵野音楽大学学則 第8章 (7ページ)	F-3-1 と同じ
【資料 4-1-18】	教授会及び研究科委員会の役割	
【資料 4-1-19】	武蔵野音楽大学大学院学則 第7章 (5ページ、6ページ)	F-3-2 と同じ
【資料 4-1-20】	令和3年度全事務職員・専任教員研修会学長講話 (要約)	
【資料 4-1-21】	令和3年度全教員・主任以上職員研修会学長講話 (要約)	
【資料 4-1-22】	ウェブサイト 学長メッセージ (令和2年4月、令和3年4月)	
【資料 4-1-23】	武蔵野音楽学園事務組織規則	F-9 と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	武蔵野音楽大学教員組織基準	F-9 と同じ
【資料 4-2-2】	武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程	F-9 と同じ
【資料 4-2-3】	武蔵野音楽学園就業規則 第4章第1節	F-9 と同じ
【資料 4-2-4】	武蔵野音楽学園人事委員会規則	F-9 と同じ
【資料 4-2-5】	武蔵野音楽大学FD実施規程	F-9 と同じ
【資料 4-2-6】	令和3年度全教員・主任以上職員研修会について	
【資料 4-2-7】	令和三年度新任研修会	
【資料 4-2-8】	外国人短期客員教授によるレッスン受講、学生のレッスン聴講の状況	
【資料 4-2-9】	令和2年度FD資料	
【資料 4-2-10】	武蔵野音楽学園在外研究員等規程	F-9 と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	武蔵野音楽大学SD実施規程	F-9 と同じ
【資料 4-3-2】	令和3年度全事務職員・専任教員研修会について	
【資料 4-3-3】	令和三年度新任研修会	
【資料 4-3-4】	令和元年度武蔵野音楽学園職階別職員研修計画及び部署別研修計画	
【資料 4-3-5】	令和元年度職階別研修における合同討議の実施について	
【資料 4-3-6】	令和2年度武蔵野音楽学園部署別研修計画	
【資料 4-3-7】	武蔵野音楽学園の部外機関への研修員派遣に関する内規	F-9 と同じ
【資料 4-3-8】	令和元年度学外研修会等参加状況表 (大学職員)	
【資料 4-3-9】	研修報告書	
【資料 4-3-10】	チーフ連絡会記録 (平成31年1月22日、令和元年11月5日)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則	F-9 と同じ
【資料 4-4-2】	武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則	F-9 と同じ
【資料 4-4-3】	令和元年度科学研究費助成事業の説明会開催について (令和元年5月15日、令和元年8月1日)	
【資料 4-4-4】	研究活動上の不正行為防止ハンドブック	
【資料 4-4-5】	手続ガイド	
【資料 4-4-6】	誓約書 (様式)	
【資料 4-4-7】	武蔵野音楽学園在外研究員等規程	F-9 と同じ
【資料 4-4-8】	武蔵野音楽学園研究費取扱規程	F-9 と同じ
【資料 4-4-9】	武蔵野音楽大学科学研究費取扱規程	F-9 と同じ
【資料 4-4-10】	研究者のための研究不正防止パンフレット	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	武蔵野音楽学園就業規則	F-9 と同じ
【資料 5-1-2】	武蔵野音楽学園利益相反マネジメント規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-3】	武蔵野音楽学園公益通報者保護規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-4】	武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-5】	武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-6】	武蔵野音楽学園特定個人情報取扱規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-7】	武蔵野音楽大学学生の懲戒手続に関する細則	F-9 と同じ
【資料 5-1-8】	武蔵野音楽大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-9】	理事会議事録抜粋（令和2年10月19日）	
【資料 5-1-10】	武蔵野音楽学園中期計画（令和3年度～令和7年度）	
【資料 5-1-11】	将来構想委員会議事録（令和2年12月25日）	
【資料 5-1-12】	将来構想委員会議事録（令和3年2月9日）	
【資料 5-1-13】	法人運営協議委員会議事録（令和3年2月18日）	
【資料 5-1-14】	評議員会議事録抜粋（令和3年2月26日）	
【資料 5-1-15】	理事会議事録抜粋（令和3年2月26日）	
【資料 5-1-16】	武蔵野音楽学園ハラスメント防止のための基本方針	
【資料 5-1-17】	武蔵野音楽大学ハラスメント防止対策ハンドブック	
【資料 5-1-18】	武蔵野音楽学園防災規程	F-9 と同じ
【資料 5-1-19】	武蔵野音楽学園消防計画（防災計画を含む）	
【資料 5-1-20】	危機管理マニュアル	
【資料 5-1-21】	学生に関する事故・事件等対応マニュアル	
【資料 5-1-22】	令和2年度避難訓練実施計画	
【資料 5-1-23】	冊子「災害時の対応について」	
【資料 5-1-24】	武蔵野音楽学園衛生委員会等規則	F-9 と同じ
【資料 5-1-25】	全面禁煙化についての掲示	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	武蔵野音楽学園寄附行為 第3章	F-1 と同じ
【資料 5-2-2】	議決権行使書（様式）	
【資料 5-2-3】	武蔵野音楽学園運営協議委員会規則 第4条	F-9 と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	武蔵野音楽学園顧問規程	F-9 と同じ
【資料 5-3-2】	武蔵野音楽大学部館長連絡会内規	F-9 と同じ
【資料 5-3-3】	武蔵野音楽学園チーフ連絡会内規	F-9 と同じ
【資料 5-3-4】	令和3年度全事務職員・専任教員研修会理事長講話（要約）	
【資料 5-3-5】	令和3年度全教員・主任以上職員研修会理事長講話（要約）	
【資料 5-3-6】	広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」Vol.136巻頭言	
【資料 5-3-7】	武蔵野音楽学園寄附行為 第7条	F-1 と同じ
【資料 5-3-8】	武蔵野音楽大学学則 第47条	F-3-1 と同じ
【資料 5-3-9】	武蔵野音楽学園寄附行為 第5条、第9条、第10条	F-1 と同じ
【資料 5-3-10】	武蔵野音楽学園監事監査規程	F-9 と同じ
【資料 5-3-11】	令和3年度武蔵野音楽学園監事監査計画	
【資料 5-3-12】	武蔵野音楽学園寄附行為 第4章	F-1 と同じ
【資料 5-3-13】	議決権行使書、意向表明書（様式）	

武蔵野音楽大学

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	武蔵野音楽学園資産運用管理規程	F-9 と同じ
【資料 5-4-2】	武蔵野音楽学園資産運用委員会規則	F-9 と同じ
【資料 5-4-3】	武蔵野音楽学園中期計画（令和3年度～令和7年度）抜粋 中期財務計画	
【資料 5-4-4】	寄附金趣意書	
【資料 5-4-5】	経費節減運動計画、取組み一覧、前年度実績一覧	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	武蔵野音楽学園経理規則	F-9 と同じ
【資料 5-5-2】	学校会計経理処理基準	
【資料 5-5-3】	評議員会議事録抜粋（令和3年2月26日）	
【資料 5-5-4】	理事会議事録抜粋（令和3年2月26日）	
【資料 5-5-5】	評議員会議事録抜粋（令和2年10月19日）	
【資料 5-5-6】	理事会議事録抜粋（令和2年10月19日）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	武蔵野音楽大学ガバナンス・コード	
【資料 6-1-2】	武蔵野音楽大学学則 第4条（1ページ）	F-3-1 と同じ
【資料 6-1-3】	武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会規則	F-9 と同じ
【資料 6-1-4】	武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項	F-9 と同じ
【資料 6-1-5】	武蔵野音楽大学学務委員会規則	F-9 と同じ
【資料 6-1-6】	武蔵野音楽学園将来構想委員会規則	F-9 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	武蔵野音楽学園事務組織規則 第6条	F-9 と同じ
【資料 6-2-2】	自己点検・評価委員会議事録（令和2年度・令和3年度分）	
【資料 6-2-3】	会議開催記録（様式）	
【資料 6-2-4】	授業改善向上計画書（様式）	
【資料 6-2-5】	令和3年度新入生アンケート用紙、集計結果	
【資料 6-2-6】	令和2年度学生満足度調査用紙、集計結果	
【資料 6-2-7】	大学運営委員会議事録（令和3年5月18日）	
【資料 6-2-8】	教授会議事録（令和3年5月19日）	
【資料 6-2-9】	学生に係るデータの貸出依頼書（様式）	
【資料 6-2-10】	「学生募集イベントの参加者と受験者との関連性、諸経費」調査・分析資料	
【資料 6-2-11】	「新奨学金制度検討のための資料」調査・分析資料	
【資料 6-2-12】	「入学者選抜時の成績と入学後の各年次の成績の比較」調査・分析資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学務委員会議事録（令和2年11月16日）	
【資料 6-3-2】	大学運営委員会議事録（令和3年3月9日）	
【資料 6-3-3】	教授会議事録（令和3年3月9日）	
【資料 6-3-4】	武蔵野音楽大学入学者選抜規程	F-9 と同じ
【資料 6-3-5】	入学者選抜委員会議事録（令和3年2月15日）	
【資料 6-3-6】	大学運営委員会議事録（令和3年2月15日）	
【資料 6-3-7】	教授会議事録（令和3年2月16日）	
【資料 6-3-8】	入学者選抜委員会議事録（令和2年8月27日）	

武蔵野音楽大学

【資料 6-3-9】	大学運営委員会議事録（令和2年8月27日）	
【資料 6-3-10】	教授会議事録（令和2年9月16日）	
【資料 6-3-11】	第5期中期計画（令和3年度～令和7年度）の策定について	
【資料 6-3-12】	第1期中期計画（平成25年度～平成29年度）抜粋	

基準 A. 演奏活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動		
【資料 A-1-1】	2020年度演奏会・公開講座等実施状況	
【資料 A-1-2】	2021年度演奏会・公開講座等年間予定	
【資料 A-1-3】	アートマネジメントコース企画制作公演 チラシ	
【資料 A-1-4】	作曲学生による作品発表会 チラシ	
【資料 A-1-5】	2019年度演奏者派遣一覧	
【資料 A-1-6】	2019年度管弦楽団、ウィンドアンサンブル地方公演 チラシ	
【資料 A-1-7】	武蔵野音楽大学演奏委員会規則	F-9 と同じ
【資料 A-1-8】	コンサートカレンダー（2019年度）	
【資料 A-1-9】	ジュール・フィルハーモニー管弦楽団演奏会 チラシ	

基準 B. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアム

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの運営・管理と諸活動		
【資料 B-1-1】	パルナソス多摩楽器展示室企画展テーマ	
【資料 B-1-2】	「様々な音楽の演奏実践 I～IV」で活用した楽器一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。